

令和 5 年 9 月 6 日（水）

（第 1 日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会は、令和５年９月６日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋 健司	２番	山口 利生
３番	廣田 幸英	４番	松本 良人
５番	浜口 雅英	６番	田崎 稔
７番	倉田 明	８番	錦戸 俊春
９番	高戸 幸雄（副議長）	１０番	野崎 幸洋（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．早退議員は、３番 廣田 幸英（正午をもって早退）

７．議会書記

事務局長	松本 康秀	書記	田中 めぐみ
------	-------	----	--------

８．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

9. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

10. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和5年第6回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、松本良人君、5番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

6月16日、あまくさ荅北観光協会通常総会に出席しました。

7月13日、第3回天草広域連合議会臨時会に出席しました。

7月14日、荅北町青少年育成町民会議定期総会に出席しました。

7月15日、荅北じゃつと祭歓迎レセプションに高戸副議長と出席しました。

7月16日、荅北じゃつと祭天草荅北ペーロン大会に、町議会議員全員で出席しました。

7月29日、長崎ペーロン選手権大会、県外チーム歓迎レセプションに、翌30日、長崎ペーロン選手権大会に出席しました。

7月31日と8月1日の両日、町議会議員8人で上京し、山崎町長とともに、熊本県選出国會議員への要望活動を行いました。

8月24日、第4回天草広域連合議会定例会に出席しました。また、議長を除く議員

8人で、天草広域連合議会定例会を傍聴しました。

8月30日、上天草市で開催された天草地域県道路整備促進期成会総会に、倉田建設経済環境常任委員長とともに出席しました。

すみません。8月28日、天草市で開催された熊本県民体育祭天草大会実行委員会設立総会に、山口総務文教厚生常任委員長とともに出席しました。

苓北町教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されました。

また、苓北町監査委員から、令和4年度、令和5年5月分、令和5年度、令和5年5月、6月、7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。行政報告をさせていただきます。

まず、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

7月2日（日曜日）、苓北町消防団の夏季訓練を苓北町体育センター及び苓北町武道館で実施いたしました。

次に、7月15日（土曜日）と16日（日曜日）の両日、苓北じゃつと祭が4年ぶりに開催され、15日には花火大会やマルシェ、イルカウォッチング、16日は、第35回天草苓北ペーロン大会が16チームの参加のもと開催されました。また、大会には友好姉妹都市である唐津市のほか、長崎市と兵庫県相生市からも選手及びご来賓の参加をいただきました。

次に、7月23日（日曜日）に、町内全域において、苓北さわやかクリーン作戦を実施いたしました。

次に、7月30日（日曜日）に、長崎市で開催されました令和5年度長崎ペーロン選手権大会に、苓北町から選抜チームを編成し、出場しました。惜しくも予選敗退となりましたが、久しぶりに大会に参加し、長崎市をはじめ、参加されたチームとの交流の場を広げることができました。

次に、7月31日と8月1日の両日、野崎議長をはじめ、町議会議員の皆様と上京し、衆議院及び参議院議員会館において、熊本県選出国会議員への要望活動並びに意見交換会を行いました。

次に、8月11日（金曜日）と12日（土曜日）の両日、坂瀬川地区総合グラウンドと、苓北町麟泉運動公園において、第1回苓北町長杯ジュニアサッカー大会を開催しました。大会には、友好姉妹都市である唐津市のジュニアサッカーチームのほか、九州各地から計16チームの参加があり、天草市のディラネーロ天草チームが優勝しました。

次に9月2日（土曜日）、3日（日曜日）の両日、苓北町麟泉運動公園において、れいほくシニアサッカーフェスティバル2023を開催いたしました。大会には、県内外から8チームの参加があり、60歳以上の部で、熊本市の熊本オールドキッカーズが、70歳以上の部で、鹿児島市の鹿児島元老FCが、それぞれ優勝しました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

熊本県民体育祭菊池地域・山鹿大会が、9月16日と17日及び翌週の23日と24日にかけて開催され、苓北町からも7競技11種目に出場いたします。

次に、各地区の町民体育祭ですが、9月24日（日曜日）に、坂瀬川地区が坂瀬川公民館グラウンドで、10月1日（日曜日）に、志岐地区が志岐小学校グラウンド、富岡地区が富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催予定となっております。

次に、10月6日から10日までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第34回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されます。なお、開会式は、10月6日（金曜日）、午前11時から内田皿山焼窯元で開催されます。

次に、令和2年に開催予定で、コロナ禍により開催を見送っておりました第7回志岐氏サミットを10月14日（土曜日）と15日（日曜日）の両日開催をいたします。志岐氏に関する講演会、記念コンサート、参加者交流会などを計画しております。

次に、敬老会の日程ですが、10月17日（火曜日）に、坂瀬川地区は坂瀬川小学校体育館で、都呂々地区は都呂々公民館で、10月18日（水曜日）に、志岐地区は志岐小学校体育館で、富岡地区は富岡公民館で、それぞれ午前10時から開催いたします。

次に、熊本天草幹線道路早期完成を求める「天草島民集会」が10月21日（土曜日）午前10時から天草市民センターで開催されます。

次に、富岡城お城まつりが10月28日（土曜日）に富岡港一帯で、29日（日曜日）に百閒土手特設ステージで開催されます。

次に、大型ごみ収集の実施についてのお知らせです。

10月7日（土曜日）から12月9日（土曜日）まで、町内行政区を9グループに分けて、大型ごみの収集を実施します。

詳細な日程、時間等につきましては、後日、水道環境課からお知らせをいたします。

次に、来年度が唐津市との友好姉妹都市締結30周年となるため、その前段として、11月2日（木曜日）と3日（金曜日）の両日、苓北町区長会研修を唐津市にて実施をいたします。

次に、11月4日（土曜日）午後2時50分から、苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町麟泉運動公園をゴールとして、ハーフマラソン、10キロ、4キロのコースで、第11回苓北夕やけマラソン2023を開催いたします。なお、今回もゲストランナーの参加も予定されております。

次に、11月7日（火曜日）午前10時から、天草広域連合中央消防署苓北分署新庁舎の落成式が、苓北分署で執り行われることとなっております。

次に、苓北町避難訓練及び防災訓練についてのお知らせです。11月12日（日曜日）午前8時30分から、天草灘地先を震源とした震度5強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練と避難訓練を実施いたします。

また、この訓練に引き続き、志岐小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等の防災訓練も実施いたします。

これらの訓練を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に、11月26日（日曜日）に、関東ふるさと苓北会総会が、東京都千代田区のスクワール麹町にて開催予定となっております。

それぞれの行事につきましては、議員皆様方には大変お忙しい中とは存じますが、ご出席、ご声援をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。

議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

それでは、通告1番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。通告1番、3番議員、廣田です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

マイナ保険証について。

マイナンバーカードと一体化した保険証をめぐり、中小企業の従業員などが加入する「協会けんぽ」で、およそ40万人分の情報がマイナンバーと紐付いていない状態になっているのが分かりました。

加入者の情報が協会側に提供されていないことなどが原因ということで、事態を重く見た厚生労働省は、他の健康保険組合でも同じような事例がどの程度起きているか実態

を調査する方針ですとの報道が令和5年8月16日になされました。

ここで質問しますが、苓北町国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカード取得者がどれだけおられるのか。加えて、マイナンバーカードを健康保険証として紐付けされている方がどれだけおられるのかについてお答えください。

このまま推移することになれば、マイナ保険証を使わない苓北町国民健康保険の被保険者に対して、資格証明書（紙の保険証）を発行する事務も出てくると思います。

また、マイナ保険証が使えるためには、各医療機関・薬局などにオンライン資格認証のシステムを導入しなければなりません。全ての医療機関・薬局など、このオンラインシステムが導入されなければならなくなったわけです。そうしなければ、選択制とはいえ、マイナ保険証が役に立たないということになります。

そこで、お尋ねします。今、苓北町内における医療機関・薬局などでオンライン資格認証のためのカードリーダーの普及状況はどういう状況なのかについてお尋ねをいたします。

次に、ふるさと納税について。

決算書により、令和4年度の苓北町へのふるさと納税寄附金額2,410万8,000円を確認、その後、総務省により全国自治体の状況が公表されました。

熊本県下における、その寄附金額トップの自治体は、阿蘇郡高森町で、その金額は25億7,644万1,200円とのことです。

令和5年6月議会定例会では、その高森町に視察に出向いたとの行政報告が、山崎町長からあったように記憶しています。

ふるさと納税、制度としてはいろいろあるようですが、貴重な自主財源であることは言うまでもありません。その視察後、どのような策が具体的に展開されようとしているのか、お聞かせください。

次に、れいほくよかなビの利活用について。

れいほくよかなビに、町民のお悔やみ情報を瞬時に掲載することができないでしょうか。情報化が加速する時代の流れにあわせて。当然、遺族の方の掲載承諾は必須事項として。山崎町長にお伺いします。

れいほくよかなビに、アンケートというメニューが存在します。

今までの紙媒体でのアンケートだと回収、集計に手間と時間がかかります。また、印刷、配布も大きな負担です。

紙媒体でのアンケートよりも、回答者も比較的ストレスなく、アンケートに回答することができるはずです。

アンケート結果を得て、何に役に立てるか、目的が曖昧のままアンケートを行ってもあまり意味がありません。「訊いて、何がしたいか」を明確にすることが最重要です。

今後、まちづくり、介護、子育て等のアンケートは、れいほくよかなびを介し、成果の出るアンケートとして行われてはいかがでしょうか。

また、アンケートではありませんが、一例として、活用検討の対象となる町有財産（主に土地）を公開し、町民の自由で創意工夫に富んだ発想を活かした有効活用の提案を受け付けるなど、れいほくよかなびを介してできないでしょうか。山崎町長にお伺いいたします。

休日の死亡届受付における職員の待機について。

戸籍法の規定により、死亡時には、死亡届の提出が義務付けられています。

休日に死亡届の提出があった場合、受付を行う当該職員に、時間外手当が支給されているようです。

死亡届は、いついかなる場合に提出することになるか予測がつかないため、当該税務住民課職員が輪番制で、自宅等適当な地理的範囲内で、休日の午前8時30分から午後5時15分の間、その身柄が拘束され、待機している状況にあるとのこと。

具体的には、苓北町役場警備室からの「遺族の方などから死亡届を提出したいとの電話連絡があった」という電話連絡に、待機している状況にありますが、実際に、その死亡届の提出がない限り、特に何の手当も支給されない状況にあることが分かりました。

町として、当該職員に休日における待機を命じているにもかかわらず、何の対処も、何の手当もないという状況は、労務管理上、改善の余地があるのではないのでしょうか。山崎町長にお伺いをいたします。

以上、私の質問を終わります。

また、再質問につきましては、自席にてさせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目のマイナ保険証についてであります。1点目の苓北町国民健康保険の被保険者のマイナンバーカード取得者数は、令和5年7月末現在、1,376人です。被保険者数が1,688人ですので、81.5%の方がマイナンバーカードを取得されております。

次に、2点目のマイナンバーカードと健康保険証として紐付けされている方は、1,293人で、全体の93.9%であります。

次に、3点目の苓北町内における医療機関、薬局などでのカードリーダーの普及状況は、町内にある全ての医療機関（病院・3病院、医院・1医院、歯科・2医院）、薬局（3薬局）が既に設置済みとなっております。

今後も、マイナンバーカードと保険証の一体化につきましては、引き続き周知を行いながら、国の動きを注視しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2項目目の議選監査委員としての決算審査を踏まえられてのご質問で、1点目のふるさと納税について、高森町視察後、どのような策が具体的に展開されたのかとの質問についてであります。高森町視察後の取り組みとして、牛肉、馬刺しなど注文が多い肉類取扱事業者との連携を拡充し、品目を追加したほか、熊本県産米や訳ありミカンなどを新たに返礼品目として加え、取り組み強化を行っております。これにより、令和4年度末の返礼品目133品目に対し、今年度、新たに41品目を追加し、令和5年8月1日現在、174品目となっております。

また、高森町に伺った際、寄附額を伸ばすためには、広告宣伝が必要不可欠ということでありましたので、適切な時期を見ながら効果的な広告宣伝にも取り組んでおるところであります。

このほか、「ANAふるさと納税」や「ふるなび」など、新規ポータルサイトの追加に向けても準備を進めております。

なお、令和4年度寄附金総額2,410万8,000円に対し、本年7月末現在の寄附額が2,036万5,000円。同じく令和4年度寄附金申込件数1,420件に対し、令和5年7月末現在の寄附申込件数1,989件となっており、7月末時点で、寄附金額は、昨年度1年間の額に近づいており、また、申込件数は既に、昨年度の実績を上回っておりますので、今後も、受託事業者や町内事業者の方々とも連携を図りながら、寄附金増加に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、2点目のれいほくよかなびの利活用についてのご提案のうち、町民のお悔やみ情報を瞬時に掲載することができないかとのことについてであります。現在、苓北町においては、届出日翌日の新聞紙面や、翌月発行の広報紙などで、お悔やみ情報のお知らせをしております。近隣の自治体の状況を確認したところ、天草市では、みつばちラジオやケーブルテレビにより、上天草市では、ケーブルテレビにより、死亡届があった日の夕方にお悔やみ情報が放送されているとのことでありました。

議員ご提案のよかなびでのお悔やみ情報掲載は、町民の皆様にとりましても有益な情報手段であると思われますので、掲載内容やご遺族への確認方法などを検討のうえ、準備ができ次第、対応させていただきたいと考えております。

また、れいほくよかなびのアンケート機能を使ったアンケート調査や様々な課題に対する提案の受け付けなどを、よかなびを介してできないかのご提案につきましても、これは導入の段階から将来的な活用を考えていたこともございますので、スマートフォンなどを所持されていない方へのほかの媒体での対応等の併用策を考慮しながら、今後のデジタル社会の進展を踏まえ、ぜひ活用させていただきたいと考えております。

次に、3点目の休日の死亡届受付における職員の待機についてであります。常勤職員に支給する扶養手当等の諸手当の種類については、地方自治法第204条第2項に限

定列挙されております。諸手当のうち、特殊勤務手当につきましては、「人事院規則 9－30」第2条に定めてありますが、いずれにも「待機時間」に対して支給する手当はございません。また、地方自治法第204条の2で、「普通公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、支給することができない」と規定されてあります。

また、自宅待機時間に関する事例を調べましたところ、「自宅待機の場合、確かに一定の行動の制限は受けるものの、実際に呼び出しや具体的な業務指示がない限り、時間の過ごし方は基本的に自由でありますので、使用者の指揮監督が及んでいるとは評価されないようです。」とのことでありまして、平成20年3月27日、東京地裁の判例でも、実際の呼び出し頻度や業務従事時間、待機時間の過ごし方などを勘案して、労働者が、「高度に労働から解放されていたと見るのが相当」であるとして、使用者の指揮監督下にあったとは評価されず、労働時間には含まれないと判断された事例がございます。なお、呼び出しを受けて対応している時間は、当然、労働時間となります。

死亡届書は、休日または執務時間外にも受理しなければなりません、死亡届書の受理のみならず、後で戸籍に記載することなどで完了いたします。しかしながら、斎場で火葬を行うためには、埋火葬許可証を発行する必要があるため、職員が出勤して対応しているところでもあります。以前は、埋火葬許可証の発行を戸籍担当者のみで対応しておりましたが、戸籍担当者が遠隔にいる場合に、届出者の待ち時間が長くなったこと等があったことと、また、戸籍担当者に負担がかかっていたことから、現在は、税務住民課職員全体で輪番制により対応してもらっているところでもあります。

役場内のほかの業務についても、特に水道担当者は、水道施設の故障や漏水などが発生した折には、夜間も含めて現場に出向き、24時間対応してもらっているほか、消防担当者においても、火災や人命捜索等の事案が発生した場合、執務時間以外も昼夜を問わず対応してもらっております。

住民の皆様が安心して生活していただけるよう、職員には配属された各部署において、対応してもらっていることに感謝しているところではありますが、現行の諸手当に関する法令等を勘案しますと、待機手当の支給については難しいかと考えております。

休日等における死亡届書の受理に伴う埋火葬許可証の発行に関する事務につきましては、他の自治体では外部委託しているところもあるようでありますので、担当課である税務住民課内で業務改善について、死亡届書の受理から埋火葬許可証の発行までの法的な手続き等も含めて検討をさせていただきます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 答弁の順番としては前後いたしますが、カードリーダーの設置、

苓北町内の6医療機関、3薬局とありました。この時点で、苓北町内の全ての関係機関で、その環境が整っているということを確認しました。よかったと思います。

国保の被保険者のうち、マイナンバーカードを取得していない町民の方が、 $1,688人 - 1,376人 = 312人$ 。マイナンバーカード取得者で、健康保険証として紐付けておられない町民の方が、 $1,376人 - 1,293人 = 83人$ ということで、つまり、現時点のままだと、 $312人 + 83人 = 395人$ が、資格証明書と言われるものの対象となり得ると思われます。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化に向けて、引き続きの周知をお願いいたします。このことは、苓北町が管轄する熊本県後期高齢者医療保険制度の被保険者にも言えることかと思えます。

今後とも、国の動きを注視し、適切に対応してください。

次に、ふるさと納税につきまして、9月8日審議予定の議案第53号、令和5年度一般会計補正予算（案）、歳入、款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金、ふるさとづくり寄附金4,000万円の増額補正があるようですが、これは何か確証があつてのことでしょうか。

先程の答弁では、今年度に入り、7月末現在の寄附額が2,000万円を上回ったとの事実だけのようですが、何か金額的確認があつてのことでしょうか。それとも決意表明でしょうか。8月の実績はいかがでしたか。補正額4,000万円、補正後の額は1億円を超えています。その辺り、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 今、ご質問ありましたとおり、この8月ですね、概算が540万円程ということで、昨日報告があつております。今度の9月補正で、ご提案させていただきますけれども、確認というのはございませんで、目標額ということでございます。もともと1億円を目標にということで、私ども取り組んでまいりました。去年が2,400万円でした。年度内ですね。歳入の寄附がありましても、それをお返しする品目に、事業者にお支払いする代金、手数料、そういったものを含めて、約50%以内というルールがございまして、その必要額、歳出のところですね、皆様に、寄附を申し込んでいただいた方に品物等をお送りするには、歳出も、歳入に見合ったところで予算を計上する必要がございますので、歳出がないと寄附をいただいても送ることができないという状況になりますので、その辺も含めて、年度の目標ということで、所要の予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、分かりました。目標ということで、理解をしたいと思います。ふるさと納税は、貴重な自主財源でございます。令和5年度は、熊本県下の自治

体でも上位にランクするように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、今回導入されたれいほくよかナビ、デジタルでの伝達手段、有益な伝達手段です。あつてはならぬことですが、町民の方の訃報の速やかなる伝達、その実施をよろしくお願いいたします。

今回、通告いたしませんでした。議長、関連しておりますので、防災の方で火災の場合の周知につきまして、お尋ねをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） よかナビの活用の内容と関連しておりますので、そこは許可したいと思います。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。

天草市の公式ラインでは、天草広域連合消防本部管轄の火災発生の事実を希望される方にお知らせをしております。苓北町の火災も伝達されております。2市13町の天草旧市町単位で、そのエリアを選択することができるとなっています。いかがでしょうか。これもあつてはなりませんが、火災発生の事実があったとき、れいほくよかナビに瞬時に搭載し、火災・鎮火の事実も瞬時に搭載できないものでしょうか。検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。

れいほくよかナビにつきましては、皆様ご存じのとおり、町民お一人おひとりの方ですね、今まで音声だったものを、文字も含めて、併せてお知らせしたいというのがそもそもの目的にございました。

火災のときもですね、やはり音声だけだと、今のはどこであったのかというのが聞き取りにくいというのは、確かにございましたので、こちらのよかナビの方でも、火災の際は文字も含めてですね、正確な場所とかをですね、お知らせするように既に設定はしております。

ただ、これは幸いなことに申し上げればいいんでしょうけれども、昨年9月にありました火災以降、苓北町では火災が起きておりませんので、実際に、そのよかナビの方で配信があったという事実をですね、私共も含めて確認をすることはできておりませんけれども、確かに設定はしておりますので、今後万が一、そういうことがあった場合には、よかナビの方でお知らせができるようにはなっております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。これからは情報を一刻も早くお伝えできるように、よろしくお願いいたします。

それから、デジタルを駆使したアンケート調査も行ってみる価値は大いにあると考えますと私も質問いたしました。先月から、今月にかけて、振興計画策定のためのアンケートが実施されていますが、1,500名を無作為に抽出したとありました。れいほくよかナビを介しての実施でもよかったのではないのでしょうか。また、町民の意見聴取も有益なことと考えます。今後、ますます頑張ってください。

次に、休日の死亡受付の件、これにつきましては無理だということでございました。職員の待機については、今の答弁内容を、町当局から速やかに職員全体に周知されるとともに、今後も、労務管理の徹底を図られるようお願いして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告2番。田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） おはようございます。通告2番、4番議員、田崎です。

先に通告いたしました2点について、町長の見解をお尋ねいたします。

1. 交通アクセスについて。

天草地域より、九州本土を結ぶ1つの事業、2つの構想についてお尋ねいたします。

第1に、熊本天草幹線道路整備についてです。

熊本県の地方都市より県都まで90分構想に向けての事業であり、現在、国、県を挙げて急ピッチで進められておりますが、熊本市から天草市に至る総延長約70キロメートルの計画のうち、現在の進捗率は何%なのか、お尋ねいたします。

第2に、島原、天草、長島を結ぶ島原・天草・長島架橋、いわゆる三県架橋構想についてです。

昭和63年5月、長崎・熊本・鹿児島3県と地元期成会で協議会が設立され、実現に向けて、いろんな取り組みがなされてきましたが、現在どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

第3に、八代・天草シーライン構想についてです。

県南地域と天草地域をつなぐ横軸の新たなアクセスルートの実現に向けて、観光、物産圏を創出し、交流人口の拡大を目的として、平成元年に八代・天草架橋促進期成会（行政期成会）が設立され、平成4年には民間による期成会が設立され、現在まで実現に向けて、頑張っておられます。

また、令和2年には、県知事を中心とした建設促進協議会が設立され、令和3年には、県の「新広域道路交通計画」、「九州地方新広域道路計画」に構想路線として位置付けられ、国への要望活動が続けられているようですが、どのような状況なのでしょう。

この構想は、天草にとってすばらしい構想だと思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

また、この構想を早期に実現させるためには、私たちはどのような協力体制をとればよいのでしょうか。お考えがあったら、お尋ねいたします。

2. 農業政策についてお尋ねいたします。

農林水産省が、有機農業の産地づくりを後押しする「有機の町」づくりに名乗りを上げてみてはどうでしょうか。

地域ぐるみで、有機農業の生産から消費までの一貫した推進を農林水産省が後押しする「オーガニックビレッジ」。

これは政府の「みどりの食料システム戦略」の一環で、実証計画が認定されますと、交付金が受けられる。認定自治体では、農家、JA、事業者、行政が一つになり、栽培実証や販路開拓が始まり、特色ある「有機の町」づくりができます。

わが町でも、認定農業者を中心としたひまわりプロジェクト、堆肥センターの堆肥、畜産農家の堆肥を投入するなど、また、微生物を使った栽培、いろんな形で有機栽培への取り組みが行われています。

これを機会に、町ぐるみで本格的に取り組む、町内外へアピールを行い、農産物に付加価値をつけることで、有利な販売ができるのではないかと思います、町長の考えをお聞きいたします。

次に、価格保証制度の保証基準額の価格の見直しをということでございます。

前より一般質問をして、町長にもいろんな形でお願いし、この前、東京への陳情にも行ってお願いをした適正価格の転嫁については、早急にはなかなか厳しいような感触を受けてきました。

そこで町として、農産物の価格保証の保証基準額の引き上げを、国・県に働きかけてもらえないか、お尋ねいたします。

この厳しいときに、時限立法でも良いですから、そういった形がとれないか、お聞きしたいと思います。我が町では、野菜部門において、レタスと馬鈴薯、ミニトマトが対象となっているようですが、そういった非常に厳しい低価格、そして、生産費の高騰に対して、やはり今年の価格はどうなるか分かりませんが、今の保証価格基準額では、大変厳しいようでございます。

そういったわけで、保証価格の見直しを、国・県に強烈に働きかけていただけないか、お尋ねいたします。

以上で、私の最初の質問を終わりますが、答弁次第では、再質問をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の交通アクセスについてであります、1点目の熊本天草幹線道路整

備の進捗率につきましては、全線約70キロメートルのうち、今年2月25日に開通しました本渡道路を含めて、整備済みの区間が18.3キロメートルで約26%、現在整備中の区間が、熊本宇土道路・宇土道路・宇土三角道路・大矢野道路・第2期本渡道路の5区間の合計で30.2キロメートル、約43%。残りの調査中等の区間が約31%となっております。

次に、2点目の島原・天草・長島架橋構想、並びに3点目の八代・天草シーライン構想についてであります。島原・天草・長島架橋構想を含む九州西岸軸構想は、「県境を越えた相互交流、連携を可能にし、新しい経済文化圏を形成しながら、地域の活性化が図れるもの」として、また、八代・天草シーライン構想は、「県南・天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大などの地方創生につながるもの」として、それぞれの構想実現に向け、期成会などの推進組織が結成されており、例年、関係省庁等を招いての推進大会の開催、要望活動と併せ、地元の機運醸成のための取り組みがなされているところであります。

議員ご承知のとおり、それぞれの構想につきましては、国土交通省が策定した「九州地方新広域道路交通計画」において、「構想路線」として位置づけられているところでありますが、本計画は、概ね20年から30年間を対象とした中長期的な視点で検討されたものであり、構想路線とは、「高規格道路としての役割が期待されるものの、起点・終点が決まっていないなど、個別路線の調査に着手している段階にない道路」ということになっております。

このことから、1点目の熊本天草幹線道路が、同計画の「一般広域道路」として、着実な進捗が見られる中に、これに加えて、島原・天草・長島架橋、並びに八代・天草シーライン等の構想路線を含め、全ての計画路線に様の予算付けがなされることは、全国各地域において道路予算の要望が多数出されている状況においては、国の財源確保から大変厳しいものと考えざるを得ないところであります。

しかしながら、これらの架橋構想実現に向けましては、行政主導の組織のみならず、民間主体の推進組織が結成され、積極的な活動がなされていることから、これらの組織とも連携を図りながら、引き続き、構想実現に向け、地道ながらも一歩ずつ歩みを進めていく必要があるものと考えております。

議員皆様におかれましても、それぞれの推進大会等に、ぜひご臨席をいただき、天草地域の皆様のさらなる機運醸成のために、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、2項目目の農業政策についての1点目、有機農業産地づくり推進事業「オーガニックビレッジ」についてであります。本事業につきましては、令和3年5月に農林水産省からSDGsや環境問題に対応し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための政策方針である「みどりの食料システム戦略」が発表され、その

中の農業分野における目標の一つとして、2050年までに「耕地面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%に拡大する」という目標が掲げられており、これを実現するための施策の一つとして、この「有機農業産地づくり推進事業」が進められています。

本事業は、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取り組みを推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取り組みの試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取り組みと一体的に支援し、有機農業推進のモデル地区の創出を図るものであります。

本年7月現在、全国84の自治体に取り組んでおりまして、熊本県では、山都町と南阿蘇村の2町村が本事業を実施されております。

有機農業の推進に関する法律第2条において、有機農業とは、「科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組み替え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義されております。

有機農業のメリットとしては、「安心・安全で信頼感の高い作物を生産できる」、「環境に配慮した農業ができる」、「慣行栽培作物との差別化が図られ、高い付加価値をつけることができる」などが挙げられる一方で、課題として、病虫害、雑草対策が難しいこと、収量が少ないこと、販路が限られることなどがあると言われております。

こういった点を踏まえつつ、苓北町の農業の現状と照らし合わせを行い、熊本県や苓北町農協など関係機関と協議を行うとともに、農業者の皆様のご意見もお伺いしながら、本事業への取り組みにつきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、農業政策についての2点目、野菜価格安定対策事業における保証基準額の引き上げについてでございます。

現在、苓北町における野菜価格安定制度の指定野菜産地につきましては、冬レタスと馬鈴薯が国指定野菜産地、冬春ミニトマトが県指定野菜産地となっております。

野菜価格安定制度は、対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、出荷数量等に応じて、その差額の70%から90%を生産者に対し生産者補給金として交付するものであります。

保証基準額は、国指定の場合が過去6カ年の市場価格の平均を基に算出される平均価格の90%、県指定の場合が80%となっているようであります。

なお、補給金の資金につきましては、出荷団体等が国・県の補助金を加えて、資金を造成することとなっております。

この制度は、野菜生産出荷安定法などで定められているものでありますので、保証基

準額の引き上げにつきましては、今後、国・県に対しましても要望を行ってまいりたいと考えておりますし、一自治体では要望も小さいということでもありますので、町村会等を通じても要望を行ってまいることができればと考えているところであります。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 再質問をいたします。

まず、交通アクセスについてですが、熊本天草幹線道路整備は今言われましたように、整備区間等いろいろありますけれども、だいたい県の計画としては何年ぐらいに完成できるかどうか。分かってたら、教えていただきたいと思いますけど。

そしてまた、熊本市の方の起点ですかね、終点か分かりませんが、その辺の状況が分かったら、教えていただきたいと思います。

非常に厳しい財政状況が分かっておりますので、私たちとすれば、やはり熊本天草幹線道路整備の方が1丁目1番地でございますので、ぜひ、この道路を早急に完成していただくことが第一と考えております。私はですね。そういった中で、2、3のですね、構想の三県架橋、シーラインの構想は、構想でありますけれども、やはりこの構想をどんどん上げていくためには、段階があると思うんですけども、どのようなですね、運動をしながら、そういった整備計画の事業計画まで持っていくにはですね、どのような運動をしていけばいいか、段階を踏んでいけばいいか、分かってたら、教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 熊本天草幹線道路がいつ頃できるんだということですけども、はっきり申しまして、まだ、いつ頃できるということは定まっておりません。と、申しますのは、先だってですね、熊本都市圏の道路の部分もございましたけれども、その道路の関係、関連もございまして、特に、熊本宇土道路についてはですね、その起点をどこにするかっていうのがはっきりまだ分かっておりません。

ただ、今、熊本宇土道路と宇土道路、宇土三角道路までが国の管轄でやっております、今年の予算からすると、宇土道路の方に38億円ぐらい予算がついております。

それから大矢野道路から天草市まではですね、県の事業で行っております、今年、大矢野道路につきまして、バイパスの部分でですね、18億円余りの予算がついておりますので、天草へ向けての道路については、着実に予算がついているという状況ではございます。

それから、構想の部分なんですけども、これにつきましても、まず、地元の機運醸成を高めてですね、声を上げていって、その道路の調査区間にさせていただく。これが一番だと思っております。そのためにはですね、やはり天草地域の皆さんの声を上げていた

だいて、それを続けて、国にお届けしていくという形しかないのではないかなということだと思っておりまして、引き続き、近隣の自治体とも連携を図りながら頑張っていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 分かりました。私たちがお手伝いできることはですね、一生懸命やって、構想から実現に向けて、できればよいと思っております。今度、熊本天草幹線道路の大会もありますけど、やはりそういったことで、この幹線道路がまず早期に実現できるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、農業政策についてですけれども、有機農業づくりについてですけれども、令和3年の5月に、この地域づくりを農林水産省から提案されておりますけれども、こういった事業の流れはですね、どのような形で、町の方に流れてくるのかですね。そういった中で、自分たちで検討しながら、町の状況を見ながら、町の政策に活かしていけると思うんですけれども、本年までですね、少し時間が経っておりますけれども、そういったことを農協あたりとですね、お話をされたのかどうかですね。お伺いをいたします。

それと、この有機農業、いろいろなメリット、デメリットありますけれども、やはり、町が有機農業の推進をしているということになれば、農産物にとってもですね、非常に有利な販売方法ができるんじゃないかと思っております。また、先程から出ておりますけど、ふるさと納税の返礼品に対しても、「これはね、有機で、減農薬で作ってるんだ」ということで、大変こう価値感があるものと思っておりますので、早急にですね、農協と話をしていくということでございますので、ぜひ進めていただければと思っております。

以上、お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この取り組みにつきましては、当然、国の方でそういった事業が始まった折にはですね、国から資料等が自治体の方に回るようになっております。

苓北町におきましては、ご承知のとおり、町の堆肥センターの稼働を機に循環型農業の取り組みを開始してまいりました。

現在では、一般家庭から出るごみ、それから下水道汚泥を活用した有機堆肥の製造、販売をですね、行っているところでもございます。

こういった中でですね、現在、国でも肥料の国産化の推進を行う取り組みが進められておりまして、苓北町においても、本年度におきまして国が進める事業で、重金属、肥料成分等の分析支援事業にですね、取り組むこととしておりまして、これは分析用の下水道汚泥のサンプルをですね、国に送りまして、それをその重金属でありますとか、肥

料成分を分析してもらうというようなことでございます。

この結果によっては、今までは私どもが民間にお願いして肥料の分析を行っていただきましたけども、国の方の指定する機関で分析してもらうということで、堆肥の部分についてもですね、国からのお墨付きがいただけるんじゃないかなということで申請を行っているところであります。

また併せて、熊本県の事業としてですね、下水道部局、あるいは農政部局、地域内の関係部局での下水道汚泥の肥料利用に関する方針、計画の確認、それからそういった肥料の需要等の調査、それから情報の共有、そして今後の取り組みのスケジュール、計画、これをどうしていくかということですね、今年度、県の事業としてですね、実施をしていただくことにしております、こういった取り組みを通して、今後、苓北町において有機農業の取り組みを推進していけるのかどうか、検討してまいりたいと考えております。

たまたま先日でしたかね、8月29日に、NHKのクローズアップ現代で有機農業に関する放送がされておりましたけども、今までの有機農業と言え、やはり先程、私が説明しましたように、収量が少ないでありますとか、販路が少ないとか、そういったことが言われておりましたけれども、最近においては、農産物に付加価値をつくる有機農業の取り組みが広がってきているという放送でありました。

一例として、徳島の小松島市でしたか、J A徳島の取り組みの中で、有機農業による水稻の作付が行われているというようなことで、まずこれは土壌の分析を実施して、必要な肥料分を鶏糞であるとかいろんな有機の肥料で、有機堆肥で栽培するというものでありまして、当初ですね、有機栽培での収穫量の減少が心配をされたというところでもありますけれども、2年、3年と取り組みをする中で、少しずつではあるが、収量も普通作と変わらないような形でですね、収量も増えてきているという放送があつておりましたので、こういった取り組み等も全国各地でも進められているようでありますので、先程から申しますように、まず下水道汚泥の部分の利用の推進が可能なのかどうかを含めてですね、農協とも協議をしながら、まず、取り組みを実施できるかどうかも含めて、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 有機農業に対する前向きな姿勢を、本当にありがとうございます。苓北町の農業を守るためには、いろんな形でですね、努力をしていかなければと思っております。先程言いました、適正な基準額におきましても、国・県がですね、お金を出していらっしゃるので、やはりそういったことで国・県に要望しないとならないようでございますので、先程言われました、一自治体ではなかなか厳しいと思いますので、もう何回も言うようですが、皆さんタッグを組んでですね、J Aともタッグ組ん

で、今が一番厳しいと思いますので、早急にできるようにですね、もう何度も町長にお願いをしてるんですけど、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで、田崎稔君の一般質問を終わります。

通告3番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告3番、2番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、3点、町長及び教育長へ質問いたします。

まず冒頭に、誠に恐縮でございますけれども、皆様のお手元に配付されています一般質問の要旨の修正をお願いいたしたいと思います。

4ページの1.在宅高齢者等配食サービスについての、下から7行目部分でございます。都呂々地区の「もやい倶楽部」の皆様が、高齢者宅に届けられている「350円の弁当」でございますけれども、現在「7品目から8品目を詰め合わせたおかずセット450円」を届けられているとのことですので、修正方よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

最初に、在宅高齢者等配食サービスについて、町長へ質問いたします。

苓北町の人口は、令和2年10月1日の7,114人から、令和5年6月30日現在、6,469人となり、約3年間で645人減少しています。

年齢別人口を見ますと、15歳未満人口が735人から634人に101人の減、15歳から60歳未満人口が2,715人から2,470人に245人の減、60歳以上人口は3,664人から3,365人に299人の大幅減となっています。

高齢者の人口減少に早急に歯止めをかけないと、10年後の苓北町人口は4,000人を割り込み、地方交付税や税収の大幅減による財政悪化や、下水道等使用料の値上げが必要になります。人口急減を緩和させるため、高齢者の健康寿命を延ばし、自宅で元気に長生きできる健康づくり施策の充実が必要と考えます。

苓北町では、介護予防対策として、介護認定者以外のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯で、自分で食事の調理ができない方を対象に、週1回から7日以内で、月曜日から日曜日の昼食か夕食の1食600円（自己負担が300円）の弁当を宅配する「在宅高齢者等配食サービス」を天草市にあります宅配クック123天草店へ委託し、令和5年度は6の方が利用されているとのことです。

配食サービスは、食が細くなり、偏った食事になりがちな高齢者にとって、栄養価が高い弁当を食べることで健康の維持・増進になります。

特に、中山間地域の高齢者の皆様は、近隣にお店がなく、移動販売車頼みの大変不自由な生活を強いられており、この事業は大変喜ばれる事業と思います。また、高齢者の皆様が、自宅で元気に生活できれば、介護費や医療費の抑制にもつながる施策と思いま

すが、苓北町では、利用者が極端に少なく、事業効果が発揮されておられません。自分で食事の調理ができない方の制限を撤廃することで、男性、女性を問わず、たくさんの高齢者が利用しやすいサービスになるのではと考えますが、いかがでしょうか。

また、都呂々地区では、「もやい倶楽部」の皆さんが、旧都呂々中学校特別棟の調理室を活用して、地元の畑で採れる野菜や米などを持ち寄り、弁当や惣菜を調理し、町内のスーパーや高齢者宅に届けられています。7品目から8品目詰め合わせのおかずセット450円を定期的に、高齢者宅に宅配することは、人員や採算面で難しいとのこと。

もし、在宅高齢者等配食サービス事業者として、町と契約できれば、たくさんの高齢者の皆様に栄養価のある手作り弁当を宅配し、また、配達時に声かけを行うことで、高齢者の見守りもでき、何より町内でお金が回ることにより、地域の活性化にもつながるものと思いますが、在宅高齢者等配食サービスに対する町長の考えをお聞きいたします。

次に、磯焼け対策について質問いたします。

本年度の磯焼け対策として、上津深江地先に大きな群落がある海藻のコンブ目アントクメやアカモクの母藻を、都呂々沖に造成した藻場増殖場にも範囲を拡大し、移植する事業が予算措置されています。

富岡東沖に海藻を移植する事業に一定の効果が見られるとのことですので、都呂々沖の移植事業が成功することを大いに期待しているところでございます。

そこで、苓北町には、県内唯一の水産専門校の天草拓心高校マリン校舎があり、町外からたくさんの生徒が進学しています。平成28年度には、苓北町と新商品開発の協定を結び、天草市のオリーブと苓北町の特産品であるヒオウギ貝を使ったアヒージョの商品化に取り組んでいます。

また、昨年度は、環境保全活動などで顕著な功績を上げた個人や団体に贈られる環境省の地域環境保全功労者表彰を受賞されるなど、海洋環境の調査研究に積極的に取り組んでおられます。

そこで、新たな磯焼け対策として、天草拓心高校マリン校舎と、苓北沖の磯焼け実態調査協定を締結し、水中カメラを搭載し、簡易な海底作業ができる水中ドローンやパソコン等を町から貸与し、これまで町が取り組んできた築いそや漁礁の状況や、藻場移植事業の進捗状況等を定期的に観測し、海底の状況を可視化（見える化）することで、今後の水産資源の保護・回復に大きな力を発揮するのではと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

最後に、苓北夕やけマラソン大会について、教育長に質問いたします。

苓北夕やけマラソン大会は、夕やけマラソンが11回目、体力づくりマラソンが48回目と、約半世紀を迎える歴史あるマラソン大会となっており、これまで大会を支えて

こられた関係者の皆様に心から敬意を表します。

本大会も、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中止されましたが、令和3年度は、新たな取り組みとして、オンラインマラソンを開催し、133人が参加されました。令和4年度は実走を復活させ、390人（うち町外者331人）が参加されたところでございます。

今年は、11月4日（土曜日）に開催が決定されておりますが、夕やけマラソン大会を活用して、苓北町を全国にPRし、参加者を増加させるための魅力アップ戦略を2点提案いたしたいと思います。

1点目は、時間差スタートの導入でございます。

苓北夕やけマラソン大会のキャッチコピーを「天草灘に沈む夕日を見ながら走りませんか。スタート時刻はあなたに決めていただきます。」とアピールし、町外からの参加者を積極的に呼び込んではいかがでしょうか。現在の一斉スタートでは、足が速い人は、夕やけとなる時間にはゴールしています。足が遅い人からスタートさせることで、参加者全員が天草灘の夕やけを見ながらゴールし、麟泉運動公園から眺める夕日の美しさに感動されるのではと思います。また、スタート時点の混雑が緩和し、コロナ対策ともなり、足が速い人も、駅伝大会のゴボウ抜きという醍醐味が体感でき、応援する人も短時間でたくさんの選手を応援できます。

主催者側は、受付や記録の集計、順位の確定等、新たな業務が増え、スタッフの作業量が増大しますが、遅い人からスタートさせるマラソン大会は、全国で初めての試みとして、マスコミも興味を持って大々的に宣伝してくれるのではないかと思います。

2点目は、マラソンコースの変更です。

志岐漁港臨港道路が、令和5年8月2日に全線開通し、志岐から富岡港間の移動時間が大幅に短縮され、富岡城を目指す新たな観光道路としても重要な路線となります。

そこで、島原半島を遠望し、松林の海岸線を走る魅力あふれる志岐臨港道路を経由し、富岡半島を山越えする新たなルートを設定すれば、天草灘の夕やけに加え、苓北町の美しい景観を肌で感じながら、アップダウンするコースを楽しめる大会となり、マラソン愛好者の興味を引き、参加者が増加すると思いますが、いかがでしょうか。

ハーフマラソン大会の開催にあたっては、警察との協議や、参加者の安全を守るための交通安全指導員等の配置など、協議、準備に大変な労力を要すると思います。

苓北夕やけマラソン大会をさらに魅力アップさせ、全国のマラソン愛好者が、ぜひ走ってみたい大会にすることで、交流人口の増加や観光物産振興など、様々なメリットが出てまいります。

今後の苓北夕やけマラソン大会への考えを、教育長にお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。

町長及び教育長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ではありますが、ここで11時5分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

なお、3項目目については、教育長より答弁をいたします。

まず、1項目目の1点目、在宅高齢者等配食サービスに関しまして、利用対象者の自分で食事の調理ができない人の制限を撤廃すべきではないかのご質問でございます。

在宅高齢者等配食サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、苓北町食の自立支援事業実施要綱によりまして、食生活の改善と健康増進を図り、もって、在宅での自立支援に資することを目的に実施しておりまして、利用対象者を苓北町に住所を有するもので、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯、又は身体障がい者が属する世帯で町長が必要と認める者、その他町長が特に必要と認める者に該当し、かつ、自分で食事の調理ができない者、または困難な者と定めております。

ご質問にありました利用対象者の制限を撤廃いたしますと、多くのひとり暮らしの高齢者の利用が見込まれると思いますので、現在、町が委託をしております業者に、どの程度での人数まで配食サービスが可能なのかどうかを確認をいたしまして、対応が可能なようであれば、利用希望調査等を実施をしながら、高齢者福祉サービスの拡充につなげていきたいと考えております。

次に、2点目の都呂々地区で活動されておられます「もやい倶楽部」を在宅高齢者等配食サービス事業者として、町が契約できれば、地域の活性化につながるのではないかのご質問でございます。

苓北町におきましては、先程申し上げました苓北町食の自立支援事業実施要綱に基づきまして、事業を実施しておりますが、実施にあたっては、適切な環境衛生が確保され、管理栄養士または栄養士が配置され、考案された食事を提供する配食業者に委託することができると定めております。

また、配食の献立は、栄養士の指導を受け、利用者の身体状況に適したものとサービ

スの内容に定めております。

以上のことから、「もやい倶楽部」の皆様が、在宅高齢者等配食サービス事業者として活動されるための条件としましては、こういった要件をクリアされることが前提となりますので、その点は、可能かどうかも含め、協議をお願いしていく必要があるのではないかと考えております。

なお、今回、ご提案いただいた内容につきましては、地域の高齢者支援策として捉え、現在、買物の移動支援等の検討をお願いしております苓北町社会福祉協議会の事業に含めて実施ができないかも併せて、相談、協議をしてみたいと考えております。

次に、2項目目の磯焼け対策についてであります。天草拓心高校マリン校舎との協定による海底の定期観測等についてのご提案をいただきました。

今現在、天草拓心高校マリン校舎でも、磯焼け対策として、アマモの移植及び効果調査を校舎周辺海域で継続的に行っておられまして、藻場の回復に一定の効果が出ているようでございます。

また、食害対策として、ここ数年は身入りが少ないムラサキウニを除去・水揚げしたものを試験養殖し、給餌種別による身入りの効果や、味の変化、養殖効率などについて研究を行っておられます。なお、この研究につきましては、8月22日に熊本市で開催されました第25回熊本県青年・女性漁業者交流大会において、実践発表もされております。

同校では、そのほかにも年間を通じて、種苗のふ化・育成・放流や、試験養殖及び施設管理などの学習過程が組まれておりますので、苓北町が実施している藻場の効果調査や母藻の移植事業との協働での取り組みができるかどうか、今後、学校とも協議を行ってまいりたいと思っております。

また、可能な場合は、水中ドローンの導入につきましても、購入やリースなど、手法も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 次に、3項目目の苓北夕やけマラソン大会についてお答えいたします。

山口議員には、苓北町を全国にPRし、参加者を増加させるための魅力アップ戦略を2点、ご提案いただきました。

まず、1点目の時間差スタートの導入についてでございますが、議員ご提案のとおり、自分の申告タイムをもとに、遅い人から数回に分けてスタートさせることで、ゴール時には参加者の多くは、夕やけが見ごろの時間帯にゴールすることができるようになります。

この件につきましては、以前、事務局でも検討を行ったことがありました。現行のコースは歩道を主に利用していることもあり、後方から来る速いランナーの追い越し対策が課題となることから、現状での一斉スタートとしております。遅いランナーから時差スタートする場合は、安全対策として道路の片側占用など、コース幅の拡幅も必要となってくると考えております。

なお、現在のスタート方法でも、基本的には秋の落日が赤く染めていく蒼北の空の変化を感じていただけるものと思っております。これまでの状況を見ますと、速いランナーは、麟泉の湯で疲れを癒やしながら夕やけを堪能する、遅いランナーは、ゴールの麟泉運動公園から夕日を眺めるなど、楽しみ方もそれぞれのようでございます。

また、本大会の参加者の約85%が町外からで、前回大会は千葉県からもご参加いただきました。今後、本大会がさらに認知度の高まりを見せ、大幅な定員拡大を図る場合、時間差スタートはスタート時の混雑の緩和や、スタート後の無理な追い越しや接触、転倒のリスクを軽減する必要があるとございますので、コースの道路占用問題なども含めて検討していきたいと考えております。

次に、2点目のマラソンコースの変更についてですが、ハーフマラソンのコースは、主にサンセットラインを走るコースとして、前回大会までに延べ1,131人のランナーが参加しておられます。そういう意味では、10回超の歴史を重ね、一定数のリピーターがいることも考慮しますと、ある程度、ハーフマラソンのコースとしての認知度が高まっております。今後も、現在のコースを継続することが望ましいと考えております。

しかしながら、志岐漁港臨港道路は、議員のお考えのとおり、新たな町のランニングスポットになる可能性を秘めており、コースとしても大変魅力的でございます。

例えば、10キロコースにおける本路線の採用や、全長約1,600メートルの本路線を路面に距離表示するなどして、日常的に使用できるランニング・トレーニングスポットとしてPRするなど、今後、検討したいと考えております。

なお、本年につきましては、既に諸々の準備を開始しており、対応できない状態でございます。大会終了後、本年の反省事項を踏まえ、来年度以降の大会に向けて検討させていただきたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは、自席にて一般質問を再開させていただきたいと思います。

まず、在宅高齢者等配食サービスについてお伺いいたします。

この在宅高齢者等配食サービスは一般会計で、多分、事業を実施しておられると思いますが、この事業についての財源でございますけれども、国・県の補助を受けて

の事業なのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

在宅高齢者等配食サービスは、特別会計でございます。先程、答弁にありました介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、実施をしております。この食生活の改善とですね、健康増進を図る目的ということで、この実施要綱にもですね、謳っております。

個人から負担金をもらって、その分を町から委託業者に支払う部分で、この財源ですけど、これは個人利用がありますので、その他の部分が入って、残りは一般財源にあります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 私は、身体障がい者も入っているというようなことがあって、介護保険の特会じゃなくて、一般会計かなというふうに思ってますね。その財源がどうなってるのかなと思って、お聞きしたわけでございます。一般財源、それと個人負担で、この事業を実施しているということでございます。

考えるに、調理が出来ない方というふうに町が制限してるのは、一般財源がないということで、あえて、利用者を抑えるというために、制限をかけているものなのか。穿ってみると、財政が非常に悪化してるというようなことですね、この利用が増えれば、当然、600円のうち300円が一般財源でございますので、高齢者が、3,000人以上超しております。全ての方が対象になってくると、1,800万円程度、全ては多分、取られないと思いますけれども、そのくらいの金額があります。

今現在、令和5年度は6人ですけれども、令和4年度の実績としてはどのくらいの支出があったのか、分かれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 利用者が少ないというご意見で、令和4年度も利用者6人、今年度も利用者6人ということで、町の方の周知不足もあるようでございますので、この件につきましては広報等でも周知をしてですね、この事業の実施の展開をしていきたいというふうに考えております。

あと、実績でございますが、利用者が6名の配食サービス661食分に、町の持ち出しが300円ですので、その金額をかけた19万8,300円がですね、支出というふうに、決算書の方ではですね、244ページの方に記載をさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 6人だから、19万8,000円で済んでると思います。

また、先程の質問の中で申し上げました、弁当をとるということ、私は家内と2人世帯です。食事は全て家内の方が作ってくれて、美味しいものを食べさせてもらってます

ので、健康でありますけれども、家内がもし病気だったり、長期出たりすると、本当にやもめ暮らしになってですね、どうなるものやらというふうに最近心配になってきております。そういう面ですね、この配食サービスというものについては、非常にありがたい町のサービスではないかというふうに考えて、取り上げたところでございます。

れいほくよかなビを入れるときにですね、町の方から、65歳の独居老人、また高齢者の世帯がどのくらいあるかというふうな質問に対して、755世帯が対象になるというような答弁がありました。そのうちに料理ができない、困難な人っていうのが6人なのか。ただ、先程申し上げられた周知不足ですね。私もこういうのがあるのは知らなかった。配食サービスを。「もやい倶楽部」の人にもですね、非常に高齢者の皆さんにもですね、この美味しい食事を届けたいというようなお話をされておられてですね、町の宅配サービスというのができれば、もっとたくさんの方に、美味しい弁当が届けられるんじゃないかなというようなこととお話ししたところがありました。

先程申し上げたけれども、やっぱり人員、今、3班で弁当等を作っておられます。なかなか高齢の方で、自分たちの生きがいもあり、また地域の活性化にもつながるということですね、一生懸命、惣菜弁当を作って、頑張っておられます。そういう中でですね、この宅配サービスの、もし事業者となればですね、作る方の人間はいるけれども、弁当を届ける人がいないということが非常にネックになってると。それと今、450円の中でですね、宅配も入れる、弁当を作るというふうになればですね、とても対応ができませんというようなことがあったもんですから、取り上げました。

そうしますと、先程、サービスの拡充にあたっては、現在、委託している業者に、どのくらいの配達ができるのか確認したうえで意向調査をしたいというような回答がございましたけれども、これはちょっと本末転倒ではないかと。と言いますのも、困ってる人にどのようなサービスを提供するのかというのがあって、それに対して、どのくらいの提供を持たせられるのかというようなことが基本的な考え方じゃないかというふうに思います。ですから、当然、ひとり暮らしの高齢者の方とかですね、高齢者のみの世帯が困っているという事柄については、町もですね、把握しておられるかと思います。そういう方に、この弁当を届けるというようなことをPRすればですね、もっともっと、手を挙げられる方がいらっしゃると。

この宅配サービスですけれども、最近、テレビでよくワタミさんですね、全国チェーン展開されているワタミさんが、今、こういう宅配サービスをされております。

このワタミさんは熊本県との間でですね、熊本県における地域の見守り活動に関する「熊本見守り応援隊」というものとの協定を、令和4年8月に締結されておられます。このコマーシャルによるとですね、通常価格、弁当が日替わり全20食、宅配・送料込みで1万6,400円のところを、9,900円の特別価格で今サービスをしますと言う

ものをですね、コマーシャルでどんどん、どんどん打たれております。やっぱり、弁当を宅配することですね、地域で生活されている高齢者の見守りということも、盛んに宣伝されております。中には1万円ですね、弁当20食というものも、新たなサービスとして取り組まれておられます。ですから、そこにと言うわけじゃありません。ただ、いろんなそういうサービスを、最近、どんどん、どんどん民間の方も頑張っておられるという実態があります。

私はですね、できれば、都呂々の「もやい倶楽部」の皆さんがですね、先程申し上げた地域のためにですね、必死になって、今、農産物の生産を流通に回すための弁当・惣菜作り、また、高齢者の見守りも兼ねての宅配サービスというもの、これはもう原価ギリギリの中でですね、頑張っておられますよ。もう月給っていうのは、ほんのちょっぴりしかもらえない中でですね、一生懸命、都呂々のために尽くしていただいている。そういう方を活用することですね、本当に手作りの苓北で採れた美味しい野菜を弁当に詰め込むということも可能になってきます。やっぱり温かい心を高齢者の皆様が受け取るということで元気になるんじゃないかというふうに考えております。

先程、この事業は、町の一般財源でやってると。私はこれは、国とか県がですね、この事業を推進してですね、これに対する補助金をやるならば、それに対する制限を国・県でかけているかというふうに思っておりましたけれども。そういうものでないならば、町がですね、考え方を、ちょっぴり目先を変えれば、できるんじゃないかというふうに思います。

先程、「もやい倶楽部」の皆さんが、この事業をやろうとすればですね、管理栄養士か栄養士を雇わにやいかんと。これは非常にクリアするのは難しい条件ですよ。今、自分たちで一生懸命作っている中で、採算ギリギリの中で弁当を作っておられますから、これに栄養士を入れるというふうになれば、もうとても今の値段で提供なんてできません。

小学校、中学校は食育というような大切な学校教育の一環として、給食を町が出しています。これは当然、伸び盛りの子どもたちがですね、元気に健やかに大きくなる。伸び盛りの子が大きくなるためにはどのようにすべきかということも考えてるからこそ、管理栄養士を、当然、必置義務として置いて、そこで給食を作るというのは、これは確かに必要なことだと思いますが、高齢者に対してですね、栄養士もしくは管理栄養士が献立を作るということまで、本当に必要なのか。ただ美味しいものを食べることもそのものが、健康の維持・増進につながるんじゃないだろうかというふうに考えます。

また、弁当等がですね、まずいと、もう危ないと言うなれば、もうそこで契約をとり消せばいいわけですから。ですからあえて、高い条件を設定するということに対しては、いかがなものかと思いますが、その点について、再度、町長の方にご質問いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、ご回答しましたように、まず介護予防・日常生活支援総合事業、これに基づきまして、今の実施要綱を作っておりますので、この分はですね、改めて確認をしたいと思っております。当然ですね、山口議員おっしゃるように、なかなか自分でですね、調理ができない、また困難という方が多数おられますので、そういった方々も含めて、そういった方々のサービスを拡充できるようにしてまいりたいと思いますけども、まずはですね、そういう方々がどれだけおられるのかを、まず把握をしたいと思っております。

それから配食サービスにつきましても、現在のサービス事業者が、1事業者ありますけども、そのほかにもですね、先程、ワタミさんのお話も出ましたが、別の事業者等もあられます。そういった方々も含めて、調査の方で希望される方々に全てお届けすることが可能なかどうかも含めてですね、検討してまいりたいと考えております。

また、もやい倶楽部さんの部分につきましては、一生懸命やられていることは、私も知っておりますので、例えばですね、最後に申ししたのは、もやい倶楽部さんに弁当を配っていただいて、そのあとですね、ほかの日用品等も含めて、社協の方に移動の支援ができないかというご相談をしておりますので、その弁当も含めてですね、そういった移動支援ができないか、これも改めて、社会福祉協議会の方にも、ご協議をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。ぜひ、これからどんどん、どんどん高齢者の方も増えてまいります。またそれに対して、一人暮らしになる方も増えてまいりますので、このサービスが町民に行き届くようになるように、ぜひ拡充をお願いしたいと思います。

次に、磯焼け対策についてです。

天草拓心高校の取り組み状況、詳しくご説明いただきありがとうございます。これだけのことを、マリン校舎の生徒の皆さんがやっておられるということは、非常に私も知りませんですね、よく頑張っていたというふうに感謝を申し上げたいと思います。また、アマモについても、熊日新聞には天草高校の取り組みが書いてございました。こういうものも、苓北にもできないかと思ったんですが、実際にやっておられるということで、もっともっと町民の皆さんにもですね、天草拓心高校マリン校舎の取り組みを宣伝してやるべきではないかというふうに思います。

また、食害対策としても、ムラサキウニの試験養殖に取り組んでということでございます。3年前ですか、ムラサキウニとアカウニの養殖試験を、上津深江のアワビ等を

養殖している事業者の方に委託して、私もあれは一定の成果が出たんじゃないかと。あの時、レタスを主餌として使いましたので、なかなか難しいかなと思ってましたけれども、それなりに身入りできたということがあって、あとはもう小さいウニをとってきて、ずっと養殖してた。この天草拓心高校マリン校舎は、潜りの漁師さんが食害として採ってきた、ある程度大きくなったウニを養殖しているということでございますので、これができるばですね、大変良いことだなと。

潜りの漁師さんに今年のウニ漁を聞きましたら、やっぱりムラサキウニもだめ、7月のアカウニもだめと。身入りがもう全然ないと。値段は上がったけれども、もう身入りが無いもんだけん、量が採れないと、味が落ちるということでですね、もう商売にならないというふうに嘆いておられました。こういうので、やっぱり陸上で、ウニの養殖ができてですね、もっともっと改善ができて、量も採れるようになれば、苓北の特産品も、全国展開がまたできるのではないかとこのように思います。

先立っては牛深の方で、民間業者が天草漁協のいけすを借りてですね、ウニの養殖をやって、すごく美味しいと。給餌したとありましたけれども、あれには何と副知事まで出てきて、テレビ・新聞に載っておられました。やっぱりPRはすごく上手だなと感心したところでございます。

また、いろいろな意見も、苓北町の試験の時には出ましたけれども、ただ、これから先を考えるとですね、やっぱり新たな、今現在あるものを、いかにまたあるもので、良いものをつくり上げるかということが非常に大切になってくるかと思います。やっぱりウニもだめになってしまうと、本当に海の水産物がなくなってしまう非常に危険な状況になってまいりますので、ぜひ、これ本腰入れてですね、町長、天草拓心高校マリン校舎の皆さんにですね、海の状況を、物をやるから、皆さんの頭と力をぜひ貸してくれというようなことをですね、お願いして、多分、県の教育委員会もですね、やっぱりこの地元の学校が、より地元が困っていることに対して支援をするということになればですね、諸手を挙げて支援をしていただけるんじゃないかと思うので、ぜひここに、これから本腰入れて、マリン校舎の先生とですね、ぜひ、町長の気持ちでですね、打ち合わせをして、こうなってるんじゃないかじゃなくて、やっぱこうなってるということを実際に体験したうえで対策をとるとするのが一番かと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、夕やけマラソン大会です。

まず、確かに今年度はもう11月ですから、あと2カ月ということで、この時期に、このような提案をさせていただくこと自体がですね、時間切れの状態というのは分かったうえで、ご質問したところです。

ちょうど志岐臨港道路が開通してですね、非常に良い道路ができ上がったというふう

に思っでですね、これが何かに活用できないかというふうに思ったときに、この夕やけマラソン大会を使うことでですね、苓北の魅力が、もっともっと全国的にPRできるという手立てになるんじゃないかというふうなことを思っでの提案でございます。

本当にハーフマラソンを、実走させること自体が非常に困難な中でですね、この小さい苓北町がやっでいるということが、非常に大きな事柄でございます。ぜひ、提案したことも含めてですね、次回の大会でどうなるか。それと人を惹きつけるためには、ゲストランナーも必要になってまいります。先だっでの世界陸上では、苓北を走った人が走ったということでございます。ぜひ町長からもですね、マラソン愛好者である町長からも、この夕やけマラソンの魅力アップについての考えを一言お願いできればと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 実は、この夕やけマラソンは私が教育委員会におるときに、やっでみようということでやりました。そういっただころでですね、ぜひ、苓北を広くアピールしていくためには、もっともっとですね、大きな大会にしてまいりたいと思いますので、そのためにどのようなコースづくりがいいのか、どのような運営がいいのか、検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○2番（山口利生君） どうもありがとうございました。

以上で、終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告4番。松本良人君。

ここで、一般質問に係る参考資料の配付願いがあっております。著作権法など法令に違反する頒布物、参考資料でないことを確認しており、議長として許可するとともに、配付しております。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。当該議員におかれましては、論理的にわかりやすい言葉での説明に十分配慮して発言されるよう申し添えます。

それでは、松本良人君、一般質問どうぞ。

○4番（松本良人君） 通告4番、4番議員、松本良人でございます。

通告に基づき、質問をいたします。分かりやすい言葉ということでございますけれども、ちょっと脳梗塞を発症しましてですね、まめらんところがありますので、議長に諮りして、了解をよろしくお願ひします。

まず1番目、町執行の各種事業のあり方についてお尋ねします。

市町村では、ハード事業、ソフト事業等、数々の事業が行われていますが、その財源の形態として、国県による補助事業による各種補助金、起債、町費等様々です。

苓北町でよく言葉に出るのが、有利な起債という言葉です。起債というのは、あくま

でも借金です。

苓北町でよく使われるパターンが、起債によって財源を確保し、その後、補正予算により計上され、実施される事業です。全国市町村で利用されない余剰金を拾い集め、なりふり構わず借金をし、今や県下1人当たり91万9,000円の借金。これは2、3年前のデータでございますけれども、借金ランクは、県内4位の苓北町です。1位は五木村、2位、産山村、3位、水上村、4位、苓北町、山江村、球磨村、南阿蘇村と続いています。ベスト7の内の6自治体は山間部の村です。過疎債の適応が多い村じゃないかと考えられ、借金が増加しているのでないかと思われます。税金において、割と健全な苓北町の借金でランク4位は実に情けないところでございます。

常識ある自治体では、事業を行う場合、まず効率の良い国・県の補助事業を選択する。その補助残を起債で補い、起債額を抑え、併せて町費も削減する。このようなやり方が一般的です。また、単独事業は法の定める範囲内となるべく控えめに実施し、国・県の補助金を最大限活用し、そして後世に付けを回さない確実な財政管理がなされているようであります。当然のことと思います。

先の議会において、否決された白木尾台地農地の風化防止対策事業関係の事業要望が、複数の議員から一般質問があり、町長からは前向きな回答があったと思われましたが、この件についてお尋ねします。

これまで、農地を始めとした私有物件に関して、特別に法律の定めによるものの他は、全て事業についての負担金に伴い、苓北町においても例外はなかったと認識をしています。このことについて、町長のお考えをお尋ねをします。

各市町村、また本町で一番活用されている農地関係の事業は、災害復旧工事であろうと思われます。この工事については、主に雨量で認定される災害、これは台風、豪雨等の異常気象でございますけれども、国庫負担法に基づき採択されるものですが、工事費については、農地の復旧についての自己負担は、工事の量とか被災面積、その他の施策、いろんな事情がありますけれども、おおよそ負担金は50%以上じゃなからうかと思っております。このほか、苓北町では測量設計に伴う手数料が個人負担となっています。

農地の保全等について、農地等災害復旧事業について、一例を挙げましたが、個人の所有する財産の保護、改良、復旧等には、全て個人負担が伴いますが、白木尾台地農地をどのようにお考えか、お尋ねします。

苓北町内では、ここ2、3年、担当課の指導体制の充実により、台風や異常気象の豪雨、波浪による河川、道路を始めとした危険箇所の対策に全力を挙げ、徐々に成果が出ていることは承知しております。しかしながら、これまで長年の怠慢と、予算不足によるものと思われますが、手つかずの箇所がまだ多数残っており、関係町民は泣き寝入りの状態にあります。

一方、海岸では、波浪、高潮などにより崩壊、滅失、浸食された箇所も多数あります。また、河川においては、豪雨による護岸の崩壊により、田畑山林等は壊滅状態のところが多く、山間部の河川においては、河川の形状が変わり、河川の真ん中に杉の木が生息している、そういったところがあります。そして、いまだに河川の境さえわからないところもあります。

風化防止対策事業関係により、農地の保全が町で担保されるとすれば、非常にすばらしいことだと思われませんが、町内には、この白木尾台地以上に台風や豪雨により被災を受け、手つかずのところが多くあります。

均衡を保つ政策を願うところでございますが、町長のお考えを伺います。

一方、坂瀬川漁港においては、防波堤が動いているのは事実であります。防波の役割は充分効果があっております。補修による場合は、ある程度動きがなくなってから工事を行わなければ、また同じように事態が発生する可能性があります。

現在、防波堤の役割は充分満たしているので、危険箇所には立ち入らないようにするなどの規制を行い、今後、台風による高波により、大きく現状が変わった場合に、漁港施設災害復旧事業による国庫補助事業により、実施できる可能性がありますので、補助対象事業活用はいかなものか、お尋ねをします。

これまでも、都呂々港、町管理時代の富岡港、西港ですね、等実施された経緯があります。この場合、現在は国庫補助65%以上、補助残についても、最も有利な起債もあると思われれます。

本工事については、起債により、工事計画が進んでいると思われれますが、本町の借金体制から一日も早い脱出を願うものでございます。町長のお考えをお尋ねします。

2023年6月19日、岡山駅ほか、官庁等に段ボール箱が送られ、爆破を予告する内容のメールが送信されたことを大きく報道された事件がありました。その中に、「大きな声だけでなく、小さな声にも耳を傾けて」と言った内容の文章が添えられていたということでございます。有力者や大物政治家が大きな声、声を出しても届かず、泣き寝入りしている多数の人々が小さな声ということであろうと思われれますが、町政が新しい体制になって、そのようなことがないように望むものであります。町長のお考えをお尋ねをいたします。

白木尾農地の保全、坂瀬川漁港の修復工事については、必要であろうと思われれますが、農地等ほか個人の財産保全については、条例規則等、法の整備を早急に実施され、町内優先順位をつけ、予算の許す限り、実施されるよう求めます。また、白木尾農地の保全については、条例、規則等の制定後でございますけれども、当然、個人負担金が伴うものと思われれます。個人負担についても、その旨周知され、後日、問題が発生しないように努力されるよう求めます。

また、坂瀬川漁港については、国庫補助事業による漁港施設災害復旧事業等補助事業の活用により町費の出費を極力抑えて実施されるよう求めます。

併せて、上記2件についても、町長のお考えをお尋ねをします。

この2件については、様々な角度から強い要望があつておられると思われますけれども、規則、要綱等、また世間の常識等様々な角度から状況を見極め、できるものはやる、できないものははっきりと断る。大きな声に惑わされない町職員と一体となった体制づくりをお願いしたいと思います。町長のお考えをお尋ねします。

次に、天草広域連合新ごみ処理施設整備事業についてお尋ねします。

この件につきましては、通告書の提出が8月24日、天草広域連合議会の臨時議会がですね、8月24日の同日に開催され、新ごみ処理施設整備事業の入札が再度行われたことから、質問内容に一部現状と合わないところがあると思われますが、修正するいとまがなかったので、ご了承のほどお願いします。

8月17日に議会全員協議会が開催され、天草広域連合新ごみ処理施設についての説明が天草広域連合から濱崎事務局長、原田課長ご出席のもと行われました。

説明の内容は、「これまでの変遷と事業契約（案）の内容」ということでございました。まず、1.事業開始の経緯、次に、2.再スタートした新ごみ処理施設整備事業、3.入札結果について説明が行われました。

町長は、天草広域連合副連合長の立場にあられるということですので、次の件についてお尋ねします。

今回の天草広域連合新ごみ処理施設については、新聞報道によると、賛成3、反対6で否決となっています。

まず、①落札者の決定は、議会の決議がなければ効力はないと理解していますが、天草広域連合の規則、規約等はどのようになっているのかお尋ねをします。

②今回の説明会では、事業は落札者が決定し、全て順調に進行しているかのような説明でありましたが、落札者の決定は議会の議決があつて効力を発するものであり、現在の段階ではそうでないと思っています。どういう意味で、17日の全員協議会の席上で説明会が行われることになったのか、お尋ねをします。事業の遂行について、一部5年間の施工監理業務委託費2億2,204万円を除く、全ての予算については、2市1町の下承のもと、早急な完成を願いながら、天草広域連合に全てを託しています。本来なら、議会の否決を謙虚に受け止め、原因究明に努め、その事業の遂行に努めなければならないと思われますが、いかがでしょうか。お尋ねをします。

8月25日、天草広域連合議会において、議会に再度提出され、可決されましたが、先に一部反対議員の説得裏工作があつているという噂もありました。この件については、噂どおり2名の議員が賛成に回り可決されましたが、どのようにお考えか、お尋ねしま

す。

③落札者と契約がなされていない状況において説明が行われました。8月17日開催された説明会が何の目的でなされたのかをお尋ねをします。

④ご承知のとおり、この説明会で、今回の建設工事請負契約否決の理由が何であったか、天草広域連合からおいでの2名の方にお尋ねをいたしましたが、回答はありませんでした。副連合長として、天草広域連合執行体制のナンバー2として、わかる範囲内でご説明をお願いします。

⑤建設費159億5,000万円についてはかなりの高額です。職種ごとの金額をお尋ねします。

⑥運営費209億円は、施設の20年間の運営費ということでございますが、年間10億円以上の経費です。支払い方法や担保についてはどのようになされるのかお尋ねをします。

以上、ご質問いたします。

回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、町執行の各種事業のあり方についてであります。白木尾台地法面崩壊防止対策につきましては、地域の方々からの長年にわたる切実な要望を受けまして、熊本県と協議をし、検討を行った結果、国が進める国土強靱化対策にて、一部を県の事業として実施していただき、その他は町の事業として、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施することとし、令和3年12月定例議会、並びに再議をお願いしました同年12月臨時議会において、関係予算を計上いたしました。2度の議会において、実施工法に疑義がある等の理由から、議員皆様のご理解が得られず、事業は一旦白紙の状態となっております。

その後、熊本県との協議を継続しながら、今現在は、実施工法や財源等について、再検討を行っているところであります。

松本議員ご質問の農地等の個人の財産保全についての負担金の考え方でございますが、前回、提案しました内容は、土地所有者様から土地のご寄附を受けまして、熊本県及び苓北町の所有に名義を変更して、事業を実施することとしておりました。

この理由につきましては、事業予定箇所の直近の背後は農地でございますが、農地のさらに背後には道路や住宅などがあり、このまま法面の崩壊が進みますと、道路や住宅部分にまで被害が及ぶことが想定されるなど公益性が高いこと、そしてもう一つは、議員ご指摘のとおり、農地等災害復旧事業などでは、個人の負担金が発生しますが、白木尾台地の場合におきましては、負担金を徴収する代わりに、所有者様から土地を無償で

ご寄附いただくことで、ほかの事業との負担バランスが取れると判断したからでございました。

次に、坂瀬川漁港防波堤に対する国の補助事業であります災害復旧事業の活用についてでございます。

本件につきましては、坂瀬川漁港小路地区の防波堤の一部に隙間が生じており、年々その隙間が広がっている状況であるため、速やかな修復が必要であると考え、現在、緊急自然災害防止対策事業債（交付税の措置率70%）を活用し、測量設計を行っております。予定では、測量設計業務を10月までに完了し、12月定例議会の補正予算に工事請負費を計上し、ご承認をいただきましたら、速やかに対策工事を実施したいと考えているところでございます。

災害復旧事業の活用につきましては、本事案を令和2年度に熊本県に相談をしましたが、災害復旧事業での適用除外要件であります「維持工事とみるべきもの」でございまして、災害復旧事業には該当しないとのことでございました。また、同じ適用除外要件の中に、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの」は、災害復旧工事に該当しないと規定されておりますので、もし、防波堤の隙間が徐々に離れていっている現在の状況を放置し、「災害にかかるのを待つ」とした場合、やはり適用除外要件に該当することになりますので、災害復旧事業を受けての事業実施はできないと判断しているところでございます。

また、当然ながら、災害復旧事業以外の補助事業も検討いたしましたが、事業要件に該当する補助事業はございませんでしたので、起債事業の中で条件の良い充当率100%、交付税措置率70%の緊急自然災害防止対策事業債で実施することとした次第であります。

松本議員がおっしゃられましたとおり、事業を行うにあたりましては、もちろん、一般財源を極力少なくするため、まず、国庫補助事業での採択を目指し、検討しております。しかしながら、どうしても国庫補助事業等の活用ができない場合は、交付税措置率が高い、有利な起債事業での実施を検討し、それでも活用できない場合に限り、一般財源での実施としているところでございます。また、事業の均一化、平等性につきましても、事業の効果や緊急性など、優先順位等を比較・検討しながら取り組んでいるところであります。

今後につきましても、事業の選定にあたりましては、当然ながらその必要性を充分検討した上で、広く様々な可能性を考え、また、多角的な視点で状況を見極めながら、適切に選定を行っていくよう努めてまいります。

次に、2項目目の天草広域連合新ごみ処理施設整備事業についての質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の天草広域連合の規則、規約等はどうなっているのかについてありますが、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会の議決を経る必要があると定めてございます。

2点目については、議員ご指摘のとおり、二度にわたる広域連合議会の否決を謙虚に受け止め、指摘事項や疑義がある事項について、きちんと説明を行い、事業の遂行に努めなければならないと認識をしておりましたので、そのために、3点目にご指摘があった苓北町の全員協議会を8月17日に開催し、新ごみ処理施設整備事業に係るこれまでの変遷と事業契約（案）の内容について説明をいたしたところでございます。

なお、同様の内容で、天草広域連合議会においては8月10日に、天草市議会においては8月17日午前に、そして、上天草市においては8月23日にそれぞれの説明を行ったところでございます。

次に、4点目の件については、8月24日開催の第4回天草広域連合議会定例会において、広域連合議会議員の皆様のご理解を賜り、工事請負契約の締結、並びに補正予算について、可決いただいたところでありまして、苓北町の議会議員の皆様にも傍聴に来ていただいたところであります。

次に、5点目の工事請負金額159億5,000万円の内訳についてでございますが、ストーカ式焼却炉を2炉有しますエネルギー回収型廃棄物処理施設の分が123億8,600万円、不燃ごみや空き缶等を選別処理いたしますマテリアルリサイクル施設の分が35億6,400万円で積算をされております。

次に、6点目の運営費の支払い方法や担保でございますが、運営費の契約については、業種ごとにそれぞれ19年9カ月の一括の年数で契約締結予定となっております。

支払いについては、毎月支払いを予定しておりまして、その担保につきましては、支払い前に毎月の事業実績報告書のヒアリングを実施し、担保の確保を行う予定でございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

廣田幸英議員から早退届が提出されております。

只今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。
松本良人君。

○4番（松本良人君） それでは質問します。冒頭申し上げましたけれども、苓北町は借金がそんなもんですね。これ、前町長から引き継いだもんだと思いますけども。このことについて、現在の状況を町長としてどのようにお考えか、今後をどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 借金ということで、起債の話をされましたけれども、これについては度々申しておりますけれども、起債の借り入れ額をですね、償還額より2億円ほど毎年少なく借り入れをしております、起債残高は着実に減っております。

そういった中で、今回の決算の中でもご報告がありますが、財政健全化判断比率であります、まず起債に関する公債費比率につきましては12.4ということで、昨年度よりもさらに低下をしております。低くなっております。と、いうことは改善されているということでございます。

また、将来負担比率につきましても、32.2ということで、これにつきましても、大幅にですね、年々減ってきている状況でございます。

これに対しまして、基金ですけれども、これは直近になりますけども、基金につきましては、令和3年度末で全部の基金を合わせまして、18億6,200万円ほどでございますけども、4年度につきましても2億8,900万円余りを基金に積み立てまして、4年度末では、21億5,300万円ほどに基金は増えております。

こういった中で財政健全化につきましては、着実に進みつつあります。

しかしながら、今後におきましては、今回の松本議員のご質問にもありますように、新ごみ処理施設の部分、それから苓北中学校の改築事業に係る予算的な部分が、令和6年度以降に発生をしますので、そのときに対応するために、現在、起債を減らす一方、基金の積み立てを行っているという状況でございます。

今後も引き続き、財政健全化に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 人口が減る、所得も減ってくる、高齢者は増えるという状況でございますので、ぜひそこら辺、力を入れていただきたい。よろしくお願いします。

それから、白木尾農地の保全の件でございますけれども、回答の中で、道路とか住宅に近い、公益性が高いということでございます。道路、住宅まで、現場から何メートルぐらいありますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 具体的にですね、どの地点が何メートルということでは確認はしておりません。私も現場は何度も見ましたし、議員の皆様もご覧になっているかと思えますけども、日に日にですね、農地の侵食が進んでいるという状況でございます。

これにつきましては、議会の構成が、新たな議員構成になられてからも度々ですね、それぞれの議員の皆様方からも、白木尾海岸の部分につきましては、早くこの改修をするようにと言うことでですね、要望・ご意見も出ておりまして、町といたしましても、それは必要なことかと思っておりますので、今後も引き続き、熊本県と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ここは海岸線でございますので、県の海岸保全で完全にもうでき上がると。それで、この海岸保全の高さはですね、町内どこも一緒。ここだけ低いわけじゃなかつです。護岸の崩壊は何だと思えますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 海岸の保全につきましては、確かにですね、熊本県の事業により実施をしていただいております、海岸からの波による、その法面の侵食というのはございません。ただ内側ですね、農地の部分にやっぱり水脈があるんだろうと思えますけども、その水がですね、海岸線の方に流れ落ちまして、そのために農地が侵食されているという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私、もう前から水脈のことは聞いてるんですけど、これ何百年も前から、多分水脈はあったと思うとですよ。そうせんば、あそこには住宅が建たんはずですから。ということで、向こうの方には家は建つとらん。水があるから家は建つとつとです。今、始まったことじゃないと思えますので、そこら辺もう1回ですね、本当に水であるというのを調査する必要があると思えます。時間の関係で、もうやめますけれども、この農地の前面に山があったと思えますけれども。どがんですかね。山があつて、畑ですよ。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 山の部分が一部残っているところもありますし、もう農地まで侵食している箇所もございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 山と背後地の農地は、所有者が同じですかね。何か、所有者から負担金を取るかわりに土地を寄附していただく。この前ですね、山の方が寄附されるというような感じを聞いたんですけども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 海側と農地側はですね、それぞれ土地の持ち主が異なります。同じ方が持っておられるところもありますし、全く違う方もいらっしゃいまして、全ての土地の持ち主にご寄附を、無償で寄附をしていただくということですね、令和２年度まで進めてきた事業においてはですね、承諾をいただいていたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） そうした場合は、要するに、農地の保全を守って負担金をいただくかんばならん方から、その代替として土地はもろとらんとすることですね。違う方から土地を寄附していただいて。そしたら、先程の説明では、土地を寄附していただくから、工事費は取らんぞというような回答があったと思いますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この白木尾法面ですね、この事業にかかる土地の方につきましては全てですね、承諾をいただいて、無償寄附していただくという形で進めておりました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） 私はそういうことを言ったんじゃないかなですよ。保全していただく方が土地を提供するのが本当でしょう。その代わりにするわけですから。代償として。それを坪いくらかで単価で取って、負担金に充てるというような答弁のようだったんですけど、今ちょっと違うようです。もう１回。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 現実的にですね、全ての土地の所有者がいらっしゃいます。それと耕作者の方も、違う方もいらっしゃいます。そういった中で、この土地の現在の登記簿上の所有者の方、この方々につきましては、やはり長年、ここについては白木尾台地の農地がございまして、それを守るために、自分たちの土地も無償で寄附をします。そういう好意をいただいてですね、全ての方に寄附の同意をいただいていたところでございますので、あの部分の土地につきましては、全て白木尾台地を今後残していくんだという皆さんの思いの中でですね、進めてきた事業でございました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） 寄附された土地の跡の活用はどのようなおつもりですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然、農地の法面の保全をした後はですね、その農地を利活用してもらおうということでございます。

○４番（松本良人君） その山も・・・ちょっと・・・。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） ちょっと、止めとってくれんかい。山を寄附された、その寄附

された土地を何に使うかということです。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 山を寄附されたところはですね、山の崩壊を防止するための工事をするわけですね。構築物としますので、そのための寄附でございまして、農地がある部分は、農地として使われる分は、その後も農地として活用していただくということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それで、規則とか規約とかそういった条文は、何か、交換したらやりますとか、土地を譲渡してもらえたら、ただでしてやりますよとか、条文ありますかね、何か。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 条例とか規則とかという部分ではございませんで、先程、答弁をいたしましたように、この事業を進めるにあたってどういう形が良いかということで協議をした中で、無償で寄附をしていただいて、その対策をするということで取り決めてまいってきたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この白木尾台地じゃなくて、ほかの公共工事の場合は、そのような感じで、寄附すれば免除しますよとか何かそういった事例ありますか。実態を教えてください。例えば、道路改良したときに、道路ばやるから、その分は要らんと。例えば、農道を作るからいらんとか。そこら辺は取らんやったことがありますかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 例えば、一例でありますけども、県営事業ではありますけど、治山事業はですね、自治体の方で、法面の崩壊対策を行って、個人負担がない事業ということで、そういう事業も一部、全体的にちょっとまだ詳しくですね、状況把握はしてないんですけど。もちろん、おっしゃいますように農地関係で言いますと、農地等災害復旧事業は、おっしゃるような個人負担があります。最初に言いましたように、県の治山事業は、県の方で崩壊防止工事をされまして、個人負担がないという事業も一部ございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） そしたら、もし危険箇所があった場合、今後、この土地を町に取ってくれろて、そん代わし、工事はしてくれろということで、町はそうしましょうというような関連がつきますかね、白木尾台地のような感じで。そこら辺をお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） それぞれ被災箇所といいますか、崩壊箇所の状況、地

目ですとかあると思いますので、白木尾台地のように、同じようにどこもするというのではなくて、例えば、農災にかかるところは農災で事業実施しますし、治山は治山でっていうような形で、そのときの状況、その地目ですとか、被災箇所の現状を見て、該当する部分の事業で対応していきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは当然そういったことがありますね。河川でも。これ土地を工事をさせてください。そん代わし、河川にしてくださいとか。町道でもそうだと思いますよ。町河川でもそうだと思いますよ。今までやってきたことでしょ。それは当然、河川とか道路とかは公共的にせにやならんところでしょう。ところが、下ん方が畑で、上ん方も畑で、負担金は出しがきらんけん、護岸ばしてくれろと言え、ここん壊れとるとは町に寄附しますからということでした場合、町は、ほんなら町に寄附してくだせ。してやりますけんていうことでできますかね。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 先程も申し上げましたように、現地のですね、状況でありますとか、地目でありますとか、そういったところ、緊急性、公益性ですかね、その辺を総合的に判断して、白木尾台地の場合には、ご説明したような形になっておりますが、ほかのところも、可能性として同じような状況、重要性、緊急性があると判断した場合は、可能性はあるというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 可能性があるということですね。

実は、実例を申し上げます。都呂々地区がですね、この前の豪雨でですね、孤立したときに、狸河内線の町道の下段に民家があったんですよ。ところが、そこが崩れて民家に土砂が流れ込んだっですけれども、これ災害でしてくれろって大分言うたんですけども、それはできんやった。それは、今の町長、副町長も、そこら辺の実情は知っておられると思いますので、場所は申し上げませんでしたけど、この方は自力で回復してきれいに片づけた。ただ、消防団がですね、多分、一時入ったと思います。

それからですね、まだありますよ。町河川あたりも、実際は災害があっておりながら、護岸が崩れた。反対側の護岸が崩れた。してくれろ、せんばいかんよと言うたところが、河川台帳に載つとらんけん、できませんとか。案内しますよ。

それから、そういったことで、もう1軒の方は上が崩れて、そこを今度は土砂がですね、水がですね、家屋の床下まで浸水したりなんかしとところも。そこを災害でしてくださいということでございましたが、そこもできんやった。そして、かなり強く言いましたところが、単独ですよ。単独でやっていただいた。そこも案内しますよ。よかったら。

そういったことで緊急性があったっちゃしとらんとです。今までが。今とってつけただけでしょ。今、苦しい答弁の中で、言いよらっでしょ。今後はですね、そこら辺は・・時間がありませんので、これ、やっぱり負担金と土地代はですね、毅然としたやり取りが必要と思うとですよ。ここは売りますよ、ここは買いますよと。そこをどんぶり勘定でですね、そういったことをやっと思ったっちゃ。そこばせんばんけん、どんぶり勘定で負担金は取らんけん、土地をくれて。人の土地ば取り上げて、隣ん畑んとぼしてやっとなすか。今現在そうでしょう。白木尾台地の場合は、そういう考え方にしかならんでしょう。

ぜひですね、早急な規則とか条例等の制定をしてですね、併せて、町内至るところにこういったことはいっぱいありますよ。白木尾よりも危険度が高いとこいっぱいありますよ。上津深江から坂瀬川あたりの護岸も全部じゃなかですか。ほんなら、潮水が飛んできて、サッシが錆びて、どもこもならんから、サッシを換えてやりますよと一緒にじゃなかですか。護岸の高さは全部一緒ですよ。

これが先程、私が申し上げましたとおり、大きな力、大きな政治力、それはせんばいかん。黙っとなす堪えとる者にはしない。それが今の苓北町のやり方じゃなかですか。今後はぜひ注意していただきたい。

併せてですね、この写真を見てみてください。これ1枚目はですね、山の裏が、家屋の裏がですね、この前の豪雨で崩れとなすですよ。これは私にも言われたこともなかし、何も言わんでおって・・・。ただ通りかかって、あらもうしよらすなという認識があったから、たまたま今日の議会に必要だったので、写真を持ってきましたけれど。私よりも一級下。今、77歳の方が、自力でずっと小さい石を並べてですね、自力で復旧しよらっとなす。今まで町がこういったことは無頓着で何もしてやらんから、こういったことがありよっとなすよ。分かりますか。分からんか。写真は。分からん時は、副町長は地元ですからすぐ分かる。私が通るところですから。こういったことは分かるでしょう。継ぎよらっとなすはわかるでしょ。下は家ですよ。それを黙っとなす者にはしてやらんと。

2枚目ですね。2枚目を見てください。大きな土嚢を積んでありますよ。これは裏が個人の山やけん、できんじゃろうということで、個人がしとらっとなす。これ何十万円もかけてしとらっとなすよ。たまたまここら辺、私、町道の草刈りをしたときに何かしてあったけんということで、土木管理課長に、がんしてあつとぞと言ったとこが、すぐ見に来てもろてですね、手配をしていただいたということでございますけれども、私が勘付いとらんば、ここは泣き寝入りですよ。何十万円もかかっとなすよ。こういったところが点々とあつとなすよ。これも都呂々です。たまたまこれは私が、ここ町道の草ば刈ったときに、そこら辺ずっと刈りますので、そんときに見受けたから、どがんかせんば危なかばい。見とってくれんかということでしたとこですよ。ぜひですね、ここら辺

は多分くれらっと思いますよ。こん2箇所。土地はやらっと思いますよ。どうぞしてください。してください。2箇所ともですね、こっちは1枚目は、すぐ下は家ですよ。もういっちょ2枚目は家と道路ですよ。よろしくお願いします。

それから、この条例とですね、要するに、どんぶり勘定の件で紹介をしますけれども、近隣の自治体でですね、自治体の要綱に定める補助金交付団体の第三セクターの法人でない団体に補助金を出しておったと。ここで刑事告発を受けておられますね。首長が。ご存じですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 承知しておりません。

○4番（松本良人君） おる？おらん？

○町長（山崎秀典君） 承知しておりません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ネットあたりで見られると思いますので、これ見ておいてください。これは条例にないやつにやったということで、告訴してあります。もう現に告訴してありますので。と言うのは、何もなか、条例にも何もなかとに無償でなしたときは町長が払わんばんとですよ。これ全部。負けろば。

そういうことでございますので、今後ですね、ぜひ注意していただいて、早く条例ば制定してですね、条例を制定した中で、やはり負担金を取る、取らん。取つとなら取つていただく。私は、通常、今まで取つとるから、取った方がいいと思いますよ。

ぜひそこら辺、この件については、私が反対した理由の中でも申し上げたとおりでございますので、そこら辺ですね、ぜひ前向きで。今、検討されておりますかね。私が反対の討論をしたときに。したっですけれども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 土地の寄附の件につきましても、一旦、全て白紙に戻しておりますので、これからですね、対応を検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ぜひですね、苓北町はですね、志岐を中心にして、坂瀬川、都呂々、富岡と3方向ですばらしい地域でございますのでですね、苓北町の町民自体がですね、もう常に公平で、皆さんが幸せになるような、一部で大きな声でやあやあ言われたところを早くするとじゃなくて、公平な目で見て、そして町全体が幸せになるような政策をしていただきたいと思います。

それから、天草広域連合の新ごみ処理施設の問題なんですけれども、私は17日の日の会合の中で、ここに何しに来らったのかなと思いました。契約して、議会で議決して、必ずその人ということになったときに、説明しに来てよかったじやなかろうかなと。

何のために来らったいやろ、全然分からんやった。あたかも、落札者がもう既に自分たちが仕事するような関係の説明資料でもございました。そこら辺、ナンバー２としてどがん思わっですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） それにつきましては、先程、回答いたしましたように、二度にわたる天草広域連合議会の否決を、私ども天草広域連合の役職員としても謙虚に受け止めまして、説明が足りないというようなご指摘を受けておりましたので、その指摘事項や疑義がある事項について、きちんと説明を行う必要があるということで、苓北町の議会、天草市の議会、そして上天草市の議会にも報告をした上で、また、天草広域連合の議員の皆様にも説明をした中で、８月２４日の天草広域連合の議会の定例会に臨むという形で説明会を実施したところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） ご承知かと思えますけれども、この否決された原因についても、連合の職員の方にお尋ねしました。何で否決、否決された原因は何かと。何もお答えできませんでした。天草広域連合の職員の怠慢じゃなかろうかと思えます。そこら辺、執行部の一人として、町長どのようにお考えですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 事務局のですね、説明不足という点は度々ですね、ご指摘を受けておりましたので、その説明不足を解消するためにですね、先程申しましたように、数度にわたって、天草広域連合においては、勉強会も開催をしていただきましたし、さらに先程申しましたように、８月１０日には天草広域連合の議会の中でも説明をしたところであります。

反対の事由につきましては、松本議員もこの前の天草広域連合の議会を傍聴に来られておりましたので、反対議員の方の討論を聞かれたかと思えますけれども、一番大きい点は、私が判断するところによりますと、やはり最終の焼却灰の処理の問題。これが当初は２０年間、業務委託の事業者に確約をしてもらうという形にしておったところを、なかなか現状の国の状況辺りを見た中で、２０年間というのは厳しいというようなことの中で、まず５年間をですね、確実に資源化あるいは最終処分をしてもらうということで確約をしてもらって、その後の１５年間分は、また協議をする中で、事業者の方をお願いをしていこうという、この変更の部分ですね、天草広域連合の事務局の方が、天草広域連合の議員の皆様にはしっかり説明ができていなかったというものが大きな反対の要素であったと私は考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○４番（松本良人君） 資本金５，０００万円と聞いております。当初の落札者がです

ね。あまり、そんなに大きくない。その方が360億円のを取ったと。これは普通の一般人なら、何やと思うですよ。天草島民は。そこら辺の関係からやっぱり議員さんたちに苦情が入って、否決になったんじゃないかなろうかと思う。私はそう思いますよ。それでこういったことに慣れきっている我々にしてみればそうじゃないかと思うとですね。我々は、もうとつけんなかどこから来てから、もう、はい、はい、賛成ですよという、そういったのに慣れとらるところはそうなかかもしれませんけれども、そうでなかところは、やはり心配するんじゃないかなろうかと。

やはり、また天草広域連合はですね、かなりの多額の予算があります。規模も大きい。そして今後はですね、副連合長としてですね、常に目配りをしていただきたい。そして、天草島民はですね、善良でですね、純粋ですよ。ぜひですね、その純粋な人柄に恥じないですね、連合組織を作っていただきたい。また、苓北町もそうであってほしいですから、そこら辺ぜひお願いしてですね。今後、そこら辺どうか分かりませんが、町長がもし何かあったら答弁をお願いします。これで私は終わりますけれども。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回の新ごみ処理施設の計画の問題につきましては、先程から申しますように説明不足等もございまして、皆さんに大変なご心配をおかけしました。

天草広域連合の定例議会の後ですね、3首長集まって、今後はですね、事業の計画的な進捗に向けて、説明責任を十分に果たしながらやっていこうということで、改めて3人で話をしたところでありますので、そういったところで、天草広域連合、それから各市、町が一体となって進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 通告5番、5番議員、浜口雅英。

質問の相手は町長。質問形式は一問一答です。

質問事項1、安心して住めるまちづくり。

質問要旨（1）人口減少の課題とその対策。

先の第4回定例会でも町長の所信表明に触れました。基幹産業である農林水産業の所得向上、国土強靱化のための防災、減災対策等に必要な公共投資を進めるなど、未来へつなげるまちづくりを掲げておられます。

これらは、県都から3時間を要し、少子高齢化、人口減少による過疎化が進む本町の首長として、当然やらなければならない施策であろうことは十分理解いたしますので、ぜひ、足元を見つめた堅実な行政執行にお取り組みいただきたいと期待しておりますというものでした。

苓北町は、昭和の時代、良質の無煙炭が採掘され、これに関わる多くの労働関係者が集まり、苓北町が合併した昭和30年には1万6,404人、5年後の昭和35年には1万6,603人の人口が登録されています。

しかし、戦後の高度経済成長、いわゆる神武景気から、岩戸景気、昭和39年の東京オリンピック景気、そして、いざなぎ景気までの約20年続いた好景気の幕が下りると、炭鉱は閉山し、若者は町を離れ、少子高齢化の波が寄せてきました。人口は2020年（令和2年）の国勢調査では7,114人に減少しています。

天草地方は、特に下島苓北町は陸の孤島と化しています。平成の大合併により、二つの市と13の町は二つの市と一つの町になりました。苓北町はこの合併劇に参入しなかったわけですが、町内に立地する火力発電所により、固定資産の税収が町の財政運営に大きな影響を与えています。1995年度の税額は約3億7,000万円で、96年度には約33億円に伸びました。その後減少し、2021年度では10億7,000万円になっております。

2023年（令和5年）7月の新聞で、総務省が公表した1月1日時点で、2022年比での各自治体住民基本台帳に基づく人口動態調査の結果が報道されていました。

県内の増加率は、西原村がプラス2.93%と記載されておりました。この増加率は、全国で4位とも記載されています。西原村の増加率の要因として、台湾積体回路製造（TSMC）の菊陽町進出により、周辺への企業集積との記載があり、加えて熊本市に近い、程よい田舎が魅力なのかもしれないとも記されていました。

苓北町の動態状況は、人口6,571人で、マイナス2.77%とのようで、県内で減少率の高い自治体の4位と記されています。減少率が一番高かったのは、球磨村が記載されていましたが、2020年7月の熊本豪雨の影響が大きかったとのことです。

ところで、地元の住民は地元の良さが分かってないということがよく言われます。私は、地元で長く住んでいる地元の人間だからこそ、地元の良さが分かっています。あまり広くない苓北町です。積極的な情報収集に努め、これを整理していく。苓北町のことを何も知らない人が見聞きしても、目新しいものは発見できないのではないのでしょうか。

人口減少の解決策を具体的に見出すことは非常に厳しい事案だと考えます。しかし、今、取り組まなければ消滅自治体になってしまいます。私はこれまで、人口増の手段の一つとして、学園都市構想や児童生徒の学校給食の無償化を提起してきました。提起してから期日も経過しております。効果や手当とする財源等の研究も済まされていると思います。この際、これらの課題にも積極的な取り組みをなされたいかがでしょうか。

そして現在の行政機構の中に、人口問題に対するプロジェクトチームを立ち上げ、2年から3年間の短期間で、この人口減少問題への具体的な方策を立案し、取り組みができるようにする手段を見出すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）児童生徒の教育環境の整備。

令和５年７月１日現在、町内４小学校の児童数は３０４人、中学校が１校で、生徒数１６１人が、小中学校に在籍しているようです。人口減少が進み、児童生徒数も減少を続け、小学校では、複式学級を導入しての教育が進められています。このような状況に対し、人口減少という大きな課題とともに、今後の教育の在り方について、行政はもちろん、当然、我々議会にも適切な教育行政推進のための真剣な対応の検証が求められます。

ところで、学校のうち一部の学校には、立地環境等により、児童生徒の学校生活の安全確保の留意が必要ではないかと思われる事案がいくつか見受けられます。

坂瀬川小学校は、校舎の裏側に教職員等の駐車場があります。学校敷地側駐車場から、校外に出るときは駐車場を左折し、町道木場線に出ることになりますが、本箇所から右折すれば、里道を経て、小路川に出ることが可能になり、小学低学年の行動に気を付ける必要があります。よって、この駐車場からの児童の出入りを制約する手立てが必要ではないでしょうか。

志岐小学校では、正門から左方向の溝に危険防止のコーンが設置されたままです。危ないのならば、早急にパイプを設置すべきです。町道天神木線が登下校用の通学路になっていますが、一部側溝蓋の設置が不十分です。躓くという事故の恐れがありますので、早急な対応をなすべきです。

富岡小学校にも、正門から左右に小さな道があります。向かって右側には通行者の安全を図るために安全パイプが設置されていますが、左側にはそのような対応がなされておりません。下の地盤からは３メートルを超えるような高さにあるようです。児童の万一の落下防止策を施すべきではありませんか。

荅北中学校では、三会川の右岸沿いの町道小屋の元線は、三会川の護岸天端区域を通行する構造になっています。同じ区域の町道船場線は、三会川の左岸を通行するようになっていますが、こちらには安全柵が施行されています。同様の対応をすべきではないでしょうか。

先頃ののろのろ台風や、次々に発生する線上降水帯、世界的な山火事等々、そして異常とも言える連日の猛暑をとらえて、国連の事務総長は、７月、地球温暖化の時代は終わり、沸騰化の時代が到来したと指摘したとされています。

このような中、本町の児童生徒諸君も、連日学習に励んでおられることでしょう。

ところで、学習の主要な場である学校施設の冷房対策はどのようになっているのでしょうか。普通教室は、数年前に設置されたようですが、夏休みが終了し、秋の新学期も始まります。（これ、提出日が８月２４日でしたので、まだ新学期は始まっておりませんでした。）夏休みが終了し、秋の新学期も始まります。熱中症による児童の死亡事件

も報道される中で、全体集会等にもこの冷房施設の整備を考慮すべき時期にあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（３）福祉施策の現状と充実。

令和５年版障がい者白書によれば、障がい者の全体推計概数は１，１００万人を超え、国民の９．２％に相当するとのこと。

このように多くの皆さんが、身体に何らかの障がいを持ちながら、ご家族や関係者の温かい見守りの中で、日常生活を営んでおられることになります。

このため、国や県、市町村等の行政機関、医療機関もそれぞれの立場で対応していただけることと考えます。国の令和５年度の障害福祉関係の予算は２兆１４７億円のように。また、運用システムは一樣ではありませんが、全国の自治体では重度心身障がい者医療費の助成に取り組んでおられます。

この助成金の支払い方法手段ですが、埼玉県の飯能市では、重度心身障がい者医療費の受給者が、医療機関等の窓口で医療費を支払う制度の中で、受給者に代わり、自治体が医療機関等に医療費を支払う制度、現物給付と呼ばれているそうですが、隣接する天草市でもこの制度を採用しておられます。

本町の現在の制度では、医療機関で受診した際、医療機関の窓口で一度支払った後、町へ助成金の申請手続きをし、その後、一定の期間を経て、助成金を受け取る仕組みになっており、このことが利用者の負担になっているとのこと。現在、この制度の町内の対象者数は２１３人のようです。

町長就任にあたっての所信表明では、このようなことに具体的に触れてはありませんが、対象となる町民の皆様には、日々の生活の中での重要な案件ではないでしょうか。

ぜひ、天草市等、他の自治体で取り組んでおられる現物給付へ制度改革され、関係者の利便性を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（４）公共用財産設備の維持管理。

本町は、東と南には小規模山地を背景に北と西に海を望み、これらに囲まれた平地に田畑を有する風光明媚な地形を有する気候温暖な町です。

このような中で、海岸保全区域位置図によれば、北の西河内海岸から富岡半島を迂回し、南の萱の木海岸までの海岸線延長は約３１キロメートルであり、２箇所自然海岸、そして建設、港湾、漁港など１７箇所の海岸保全区域に囲まれています。

これらの海岸は、その地理的要件によって、建設省、運輸省、農水省の管理下に置かれ、国土の保全に努めておられるはずですが、これらの海岸の現状は十分に管理されているとは言えないと考えます。

そのうちの一つ、坂瀬川から富岡港へ走る国道３２４号沿いでは、上津深江の海岸は、地元住民や町の強い要望と実情を把握された国、県のご理解により、消波工設置が施工

継続中で、越波による海水や、砂、小石の飛来の減少など、沿岸住民の悩みは若干減ったようです。これらの東側に位置する坂瀬川和田、西川内地区の折山バス停、長崎浜バス停周辺の海岸線の消波ブロックは、砂に埋もれた箇所や、当初は同一の高さで設置されたはずなのに高さが一様でない箇所があります。この付近の海岸には岩礁が連なり、一見消波機能を有しているように見えますが、破損した消波ブロックや、高さが不規則な既設の破損した消波ブロックを見る限り、早急な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

先日、新三会橋開通式が開催されました。これは志岐漁港臨港道路として平成13年度から開始され、令和5年に完成したものです。一時はマグロ養殖事業の運搬道路としての機能も掲げておられたものです。この漁港海岸が階段護岸により整備された箇所に、釜建設海岸が隣接していますが、釜海岸は整備済みの漁港階段護岸から100メートルほどは従前のままで、漁港海岸の護岸整備により30メートルぐらい沖出しになったことにより、未整備の釜区間は、海岸線がへこんだ状況になってしまい、少しの風でも波が合流し、古い岸壁に打ち砕け、波はもちろん、砂や小石、流木などが打ち上げられ、道路沿いの複数の民家の住民は不安に駆られています。何らかの対応をすべきではありませんか。

この海岸から北に位置する富岡港海岸区域の防潮保安林曲崎の管理道路防波堤の崩壊を先の議会で指摘しています。8月19日、現場を確認しましたが、そのまま何の対応もされていません。この崩壊箇所の放置により、本箇所から曲崎の突端に向けて約50メートルの区間は波による地盤の洗堀が進み、自生している樹木の立ち枯れが目立ち、自然景観を阻害していますが、このことはご存じなのでしょうか。本箇所の状況を放置すれば、曲崎は分断されてしまいます。また、本箇所の崩壊について議会で指摘した折、曲崎の根本部分の富岡北海岸保全区域の補強の話をされましたが、どうなったのでしょうか。

富岡漁港海岸にも階段護岸が施工され、これの最上部は幅2メートル程度の散歩道としての活用がなされていますが、この天端散歩道のうち、約100メートルにクラックが発生し、10センチ程度の段差が発生しています。このことは県も確認しておられるようで、付近には危険表示の注意書きもあります。これまでの議会で、町に歩行中の危険防止対策を提起しましたが、県は経年劣化という考えを持っておられるという回答のみでした。高齢化が進み、段差のないバリアフリーの考えが常態化している今日、管理者である熊本県の経年劣化という一言で済ませてよいのでしょうか。万が一、散歩等で通行されている住民の皆さんや観光客に被害が発生したときは、誰がどのような対応をなされるのでしょうか。早急に何らかの対策をすべきと考えますが、このことについて再度お尋ねします。

この富岡漁港の南に隣接して白木尾建設海岸があります。熊本県による海岸法面工事と町の農地費での予算で、海岸保全工事が計画されましたが、この海岸法面は県の保全区域であることから、全額県の予算にて、県による保安対策として取り組まれるべきです。さらにこの海岸堤防には、1メートル程度の高さの低い箇所があり、越波による被害が見られます。早急に対応され、国土保全に努められるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

海岸線に高さ200メートルの煙突がそびえる巨大な建物が存在しています。九州電力の石炭専焼火力発電所です。実に熊本県内の電気エネルギーの需要量の7割を供給しているとのこと。この発電所は2003年6月に2号機も営業運転を開始していますが、建設にあたっては、1987年に埋め立てが開始されています。発電所の埋立て前の海岸には、地元で漁を楽しまれる住民の皆さんが小舟を係船しておられたわけですが、発電所の建設工事に合わせて、新たな小規模係留施設が関係者団体や関係者の協議等によって整備されています。近年は、この簡易波止場には至るところに亀裂が入り、船揚げ場にもクラックが発生し、表面のコンクリートは剥離してしまいました。急遽、周辺の石などを詰めて、機能保持に努めておられます。このことについても、先の町議会の中で問題視しましたが、県の施設台帳に記載されていないという町の説明でした。現状を見る限り、県内エネルギーの主要供給源である発電所の建設に大いに協力いただいている地元住民に対して、このままの対応でよいのでしょうか。県の施設台帳に記載されていないことが対応できないという理由なのであれば、この台帳未記載は、公の施設が公の書類に記載されていないということは、公務執行上、問題ないのでしょうか。いずれにしても、地元住民の苦悩を県知事に強くお伝えし、関係者の安寧な生活に寄与すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本町の西側には、東シナ海的大海原が広がっています。本町では、この大海原を活用して、町はじめ関係者の皆さんにより、サンセットクルージングとして観光振興につなげようと努力しておられます。この東シナ海から大波が直接打ち付けるのが本町西海岸の都呂々地区です。海岸線を見てみれば、竹の迫建設海岸、小松建設海岸までには消波ブロックが設置してありますが、萱の木建設海岸ではこの消波ブロックを見ることができません。中でも、町道萱の木線の起点部分の旧土場付近は、地盤の洗堀などが如実に現れています。周辺の海岸区域には民家も複数軒ありますので、何らかの対応をすべきではありませんか。

質問事項2、活き活きと暮らせるまちづくり。

質問要旨（1）農業振興の具体策は。

住民登録による町内の人口推移は、令和4年（2022年）が6,569人ですが、10年前8,054人、さらに20年前9,058人、30年前は9,814人で大きく

減少しています。このような中、農家戸数もこの人口減少に比例しています。ちなみに、2000年（平成12年）と2020年（令和2年）を比較しますと、429戸と194戸で45.2%と大きく減少していますが、この減少の要因は何なのでしょう。人口の減少だけなのでしょう。

令和5年度一般会計当初予算の農林水産業費は、農業費1億6,700万円、林業費2,900万円、水産業費2,400万円が計上されています。この総計額は2億2,000万円です。

これらの財源の内訳は、国庫支出金が4,800万円、その他財源2,900万円、そして一般財源が1億4,300万円となっており、町の基幹産業である一次産業のさらなる振興のための貴重な財源であることは言うまでもありません。

農業を生業としておられる知人や友人と農業の見通しについてよく話をしますが、いつも共通しての話題は、後継者がいない、少ないので今後の農業が不安であるということとを口にされています。話の中で、自分たちが若い頃は、田畑の畦道はもちろん、農地につながる町道などの公衆用道路、里道の草刈りや、農地に覆いかぶさる草木の除去作業を苦にすることなく対応してきたけども、最近は歳をとって、体が言うこと聞かなくなって、このようなことから、2、3年前まで耕作していた農地は遊休化している。このことによって、イノシシの生活圏に入ってしまう、農業を続ける意欲が半減したと悔しがっておられます。

事業の、産業の振興に財源の後ろ盾は重要な必須要件でしょう。そして、町が農業を基幹産業として位置づけ、これの振興を進めていくというのであれば、財政のみならず、全体的な事業の概要、現状を見つめ、検証し、これにより課題・問題点を抽出し、一件ごとにそして確実に解決し、農業の振興を図るべきです。

15歳から65歳未満のいわゆる生産年齢人口を確保することが重要ですが、人口が減少している中で、非常に厳しい取り組みにならざるを得ません。このような中で、町長自らが、農業従事者の皆さんと膝をつき合わせた懇談会の実施は効果的と考えます。ぜひ、最善の方法と手段をもって、基幹産業である農業の振興に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、安心して住めるまちづくりの1点目、人口減少の課題とその対策についてであります。苓北町の人口減少の状況につきましては、議員ご承知のとおりで、このことは、町の喫緊の課題として捉え、私の政策方針の一つにも町の未来を担う人づくりとして、少子化や進学・就職に伴う、町外転出による減少を抑制するため、結婚・

出産・子育て支援のさらなる充実と、町の産業を支え、町の将来を担う人材確保のため、奨学金の返還免除制度の拡充などの対策を進めることを掲げさせていただきました。

なお、ご質問にありました積極的な情報収集に努め、これを整理していくという点につきましては、各分野における担当各課職員が現場に出向き、情報収集にあたることは当然のこととして必要であります。このことと併せ、政策方針の一つに掲げさせていただいた「地域づくり実践塾」の取り組みについても、現在進めておりまして、公募により参画いただいている皆様から、ご意見やアイデアなどをお聞きしながら、子育て支援や移住・定住をテーマに施策提案をいただいているところでもあります。

併せまして、議員ご提案の行政機構内に人口問題に対するプロジェクトチームの立ち上げという点につきましては、現在、苓北町子育て支援対策会議を立ち上げ、福祉保健課を中心として、学校給食費や奨学金制度での教育委員会、住宅施策での土木管理課、移住定住施策での企画政策課など、関係各課が参画した中で、現状の把握・共有から、必要施策について検討を進めているところであります。

なお、このことにつきましては、今後、年内を目途に「苓北町子ども・子育て会議」に諮り、議会へも報告をさせていただくこととしておりますが、引き続き、人口減少に歯止めをかけるための施策について検討を重ね、早急に具現化できるよう努めてまいります。

次に、質問要旨２項目目の児童生徒の教育環境の整備についてであります。児童生徒の通学路や危険箇所につきましては、学校とＰＴＡの連携のもと、毎年、危険箇所の点検が行われております。その内容を踏まえ、町では、毎年夏休み期間中に、学校、警察、道路管理者等と連携して、通学路などの合同点検を実施しているところでございます。

今回ご指摘のありました箇所につきましては、まず、坂瀬川小学校ですが、校舎裏側の教職員等駐車場からの児童の出入りを制約する手立てにつきましては、学校において児童へ駐車場に出ない、または通らないよう指導をしております。通学等で利用することはないようでございます。

次に、志岐小学校ですが、志岐集会所の屋外キュービクル付近の水路、また、町道天神木線の一部側溝蓋の設置改善につきましては、学校、教育委員会及び土木管理課で対策が必要かどうかを含めて協議をいたします。

次に、富岡小学校ですが、正門左側の里道につきましては、学校において児童へ通行しない、立ち入らないとの指導がなされております。しかしながら議員ご指摘のとおり、高さがある箇所でございますので、地元の方の利用状況など、地元区長さんにもご相談のうえ、やまびこ事業などを活用した手すりの設置ができないか検討をしております。

次に、苓北中学校ですが、町道小屋の元線の安全柵設置につきましては、中学生の登

下校、また部活動でのランニングコースとして利用する機会はないようでございます。
対策が必要かどうかを含めて、この件につきましても、学校、教育委員会及び土木管理課で協議をいたします。

危険箇所につきましては、再度、全ての学校に児童生徒への指導を徹底させるとともに、学校と役場関係各課が情報を共有し、引き続き、児童生徒の安全確保に取り組んでまいります。

最後に、学校施設の講堂や体育館への冷房整備につきましては、学校によっては既設の普通教室エアコンや、スポットエアコンを工夫して活用しております。さらに現在、町内小学校の統合問題も協議をされておりますので、その動向を踏まえ、今後検討してまいります。

次に、3項目目の福祉施策の現状と充実のため、苓北町重度心身障がい者医療費について、現物給付はできないかのご質問でございます。

現在、苓北町重度心身障がい者医療費につきましては、受給者が医療機関などにおいて医療費を支払っていただき、最長で申請月の1年前の月分までを町へ申請が可能となっております。申請がございましたら、町におきまして、薬局を含む一つの医療機関ごとに医療費の支払い金額等を確認しまして、一部負担金、これは通院で1,020円、入院で2,040円となりますが、それを差し引いた金額を、申請のあった翌月末までに受給者の指定口座に振り込む、いわゆる償還払いによる事務を行っているところでございます。

議員ご質問の現物給付、受給者の医療費を苓北町から医療機関等へ支払う、いわゆる委任払いへ変更できないかのご質問でございますが、熊本県内におきましては、熊本市、天草市の2市が現在、委任払いを行っておりまして、それ以外は全て苓北町と同じ償還払いを行っている状況でございます。

天草市に委任払いの状況をお伺いしましたところ、所得に応じた一定額を超える医療費、いわゆる高額療養費に該当する場合には、委任払いであっても、受給者は、窓口申請において、手続きが必要とのことでした。

また、町内の医療機関に対しまして、苓北町が償還払いから委任払いに変更して実施するとした場合、医療機関における対応の可否について確認をしましたところ、委任払いの実施が可能である医療機関もございましたが、そのほかの医療機関におきましては、今の償還払いでお願いしたい、受給者証の提示がない場合の対応が、一般の医療と区別が困難であるため、対応が難しいということございまして、医療事務の煩雑化を懸念されている医療機関もございまして、賛否両論でございました。

苓北町といたしましては、町内全ての医療機関において、委任払いの実施が可能となりましたら、この償還払いから委任払いに変更して実施をしていきたいと考えておりま

すけれども、現状におきましては、これまでどおり償還払いの方法で、しばらく業務を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、4項目目の公共用財産施設の維持管理についてでございます。8点のご質問でございました。

1点目の国道324号、坂瀬川折山バス停、長崎浜バス停周辺の海岸線の砂に埋もれたり、破損等が発生している既設消波ブロックの早急な対応につきましては、熊本県が事業主体となり、令和4年度補正予算の国道324号防災越波繰越事業として、坂瀬川和田地区の坂瀬川漁港和田地区西側斜路付近を起点として、議員ご指摘の一番越波が激しい折山バス停付近、西川内漁港海岸に向けて、整備を進められております。

既に、本年度の施工区間である地元和田区と二度の協議が行われ、間もなく和田区区間から上津深江工区と同様の工法で、消波ブロック設置工事のブロック製作、そして設置が開始されることとなっております。

苓北町といたしましても、議員ご指摘の区間の早期完成に向けて、道路通行を含む背後の防災機能が発揮されるよう、引き続き要望を重ねてまいります。

2点目の釜海岸の整備済み志岐漁港海岸緩傾斜護岸から100メートル程度の箇所につきましては、護岸の管理者である熊本県が、施設の点検結果等を踏まえ、適切な時期に必要な措置を講じるとのことでありました。町としましても、熊本県に対し、施設の適切な管理を改めて、再度要望してまいります。

3点目の富岡港海岸区域の防潮保安林曲崎の管理道路防波堤崩壊箇所につきましては、海岸の管理者である熊本県が、応急対策として管理用道路に侵入防止ポールを設置し、安全対策に努めているとのことでありました。町としましては、本箇所の早急な復旧に向けて、引き続き要望を重ねてまいります。

また、本箇所から曲崎の突端に向けて、約50メートルの区間の波による地盤の洗堀については、まず、現地の状況を確認し、必要に応じて海岸管理者である熊本県に要望を行ってまいります。

4点目の富岡北海岸の海岸保全施設についてですが、根固工の散乱や沈下等につきましては、今現在、県営の農村地域防災減災事業により、補修に係る測量・設計を行っているところでございまして、今年度末に設計が完了し、来年度、補修工事を実施する予定となっているということでございました。

5点目の富岡漁港海岸遊歩道の段差についてでありますけれども、当該箇所につきましては、令和3年度に現地を確認し、熊本県へ相談をいたしておりまして、その際には、熊本県では、年1回以上定期点検を行っており、現状では緊急性はないと判断しているが、今後、段差がさらに大きくなり、緊急性が高いと判断した場合は、補修等を行いますという旨の回答がございました。その後、現在まで、特に段差が大きくなってはいな

い状況ではありますが、議員ご指摘のとおり、本遊歩道は地元住民の散歩道として、多くの方々が日頃より利用されておりますので、町として何らかの応急措置を行うべきと判断し、先日、町職員で大きな段差の部分のみではありますが、緊急補修を行ったところでございます。

今後の補修につきましては、県事業として対応していただくよう、先月、町から県へ改めて要望を行ったところでございます。

6点目の白木尾台地法面崩壊防止対策についてであります。本件は地域の方々からの長年にわたる切実な要望を受けまして、熊本県と協議をし、検討を行った結果、国が進める国土強靱化対策にて、一部を県の事業として実施していただき、そのほかは町の事業として、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施することとして、令和3年12月定例議会、並びに再議をお願いしました12月臨時議会に関係予算を計上いたしました。二度の議会において実施工法に疑義があるなどの理由から、議員皆様のご理解が得られず、事業は一旦白紙の状態となっております。

今現在は、熊本県への県営事業での事業実施について、再度、要望を行っているとともに、実施工法や財源などについても、再検討を行っているところでございます。検討案がまとまりましたら、熊本県との協議を引き続き行わせていただきたいと思いますと考えております。

また、堤防の高さに差があることにつきましては、熊本県と引き続き協議する中で確認をしてまいります。

7点目の年柄海岸の対応につきましては、斜路部分については、天草漁業協同組合、船の係留箇所となっている海岸部分については、年柄区、年柄船組合が管理する施設となっておりますので、町から管理者に対し、施設のクラック発生やコンクリート剥離の対応と、一般利用者の危険防止対策についてお願いいたしました。

クラックが発生し、陥没する恐れのある船揚場施設については、捨石等を詰められて施設の機能保持の対応を行っていただいたところでございます。

また、利用者の高齢化が進む中で、本施設の今後の利用の在り方について、まずは、利用者の皆様で十分協議をしていただくよう重ねてお願いしたところでございます。その際、利用されております代表者からは、総会等の時に協議していくと回答をいただいております。

今後は、町としとしても、総会時に出向くなど、会議での利用者皆様の意向及び協議結果を踏まえたうえで、熊本県を含む関係機関への要望等について、苓北町としても支援を行ってまいりたいと考えております。

8点目の萱の木海岸の侵食に対する何らかの対応についてであります。本箇所は、長年の沿岸流等により、土砂が堆積し、形成されたと考えられる無番地の土地となって

おります。

海岸の管理者である熊本県に確認しましたところ、当該土地の背後には護岸があるため、海岸としての健全性は確保されているとのことでありました。

波浪等により、護岸背後の道路等の浸食が生じることがあれば、管理者である熊本県に対して、対策を要望してまいります。

次に、5項目目の生き活きと暮らせるまちづくりのうち、農業施策の具体策についてありますが、議員ご指摘のとおり、苓北町の農家数は年々減少しておりまして、令和2年の農林業センサスによりますと、総農家数は387戸、販売農家数は194戸となっております。減少の要因として考えられるのは、人口の減少、農業従事者の高齢化及び後継者不足、気候の変動、鳥獣被害の増加、世界情勢等による物価の高騰など、様々な要因が複合しているものと考えられます。これは日本全国、各地におきましてもそのような状況でございます。

そのような中、町といたしましては、国・県の補助事業や日本型直接支払制度等を活用するとともに、町独自の各種農業振興補助も併せまして、新規就農者支援や耕作放棄地解消など、農業の振興に取り組んでいるところであります。

また本年、令和5年4月に法定化された地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を、今後、令和7年度末までに策定することとしておりまして、策定にあたりましては、地域の農業者の方々をはじめ、町、農業協同組合、農地中間管理機構など関係者が集まって座談会を開催し、地域の現状と課題を整理しながら、将来的に5年後、10年後も含めて、地域の農地を誰に担ってもらうのか、担い手がない場合どうかするなど、地域農業の将来方針を決めていくこととしております。

また、9月21日には第4回地域づくり実践塾を計画しておりますが、その中でも、農業と観光業をテーマに、有志の町民の方々とともに、意見交換やワークショップを行うこととしております。

今後につきましては、効果の見込まれる補助事業等により、継続的な支援を行っていくとともに、遊休農地や耕作放棄地の問題については、一刻でも早い対策が必要でありますので、次年度予算に反映できるよう、町独自の対策も検討してまいりたいと考えております。このことも含めまして、先程申し上げました、地域計画に伴う話し合い活動や地域づくり実践塾などを通じて、農業者の方々や地域の方々の声を直接聴く機会を設けながら、それぞれのご意見に対しまして、施策に反映すべき点を反映させ、より良い農業振興につなげていけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、本年6月30日には、認定農業者の皆さんとの座談会を計画しておりましたが、私の家庭的な事情から出席ができませんでしたので、改めて設定させていただくよう、会員の方々にはお話をさせていただいているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず、人口減少の課題とその対策についてですが、まず1番目に、福祉保健課、教育委員会、土木管理課、企画政策課で必要施策の検討を進めておられるということですが、その活動状況と成果をお知らせください。

それから2番目に、当初質問の中で申し上げましたように、人口減少対策の解決策を具体的に見出すことは非常に厳しい事案だと考えます。しかし、繰り返しになりますが、今、取り組まなければ消滅自治体になってしまいます。観光や外国人研修生が増えている中で、一次産業を担当する組織も含め、町の実情を見据えた取り組みこそ、意義あるプロジェクトチームになると思いますが、いかがですか。

3番目に、私はこれまで人口増の一つの手段として、学園都市構想や児童生徒の学校給食の無償化を提起してきました。提起してから期日も経過しております。効果や手当とする財源等の研究も済まされていると思います。この際、これらの課題にも積極的な取り組みをなされたいかがでしょうか、と質問しましたが、そのことについての答えはありませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） まず、1点目の人口減少の対策ということで、町の方ですね、子育て支援対策会議、役場庁舎内で構成する職員が集まってですね、協議を進めております。

7月に会議を1回、8月に会議を1回と、議会が終わりまして、9月中にですね、第3回目の会議を開催いたしまして、今後どのような方策、方針で進めていった方が良いのかを協議してまいり、最終的には議会の方にも報告するというところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 学園都市構想の件について回答させていただきます。

現在、天草拓心高校マリン校舎の方が、なかなかこう、募集に対してですね、応募が少ないというようなことで、県の高校教育課の魅力化推進室というのがございまして、そちらともですね、一緒になって、本町は教育委員会も一緒になってですね、どうやって生徒を増やすかというふうなことを協議しているところでございます。

県の高校教育課の方ではですね、保護者、それから生徒を対象にしてですね、アンケート調査を実施されておられまして、夏休み期間中にそのアンケートが実施された模様ですので、その内容等も含めてですね、改めて関係各課集まってですね、協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 学校給食の無償化の件についてでございますが、こちらにつきましては、先程、福祉保健課長の方が申しあげました子育て支援対策会議の中でですね、総合的な判断をさせていただくということで、現在協議中でございます。

以上でございます。

○5番（浜口雅英君） 2番目んとは、答弁かな。

○議長（野崎幸洋君） もう一度、再質問してください。

○5番（浜口雅英君） 2番目にですね、当初質問の中で申しあげましたように、人口減少対策の解決策を具体的に目指すことは非常に厳しい事案だと。しかし、やらなければ消滅自治体になってしまうと。観光や外国人研修生が増えている中で、一次産業を担当する農林水産課が、この最初の組織の中に入っとらん。だから一次産業を担当する組織も含め、町の実情を見据えた取り組みこそ、意義あるプロジェクトチームになると思いますが、いかがでしょうかとお尋ねしました。これはもう町長さんの考えな、副町長さんかな。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その件につきましてはですね、当然、移住・定住の中にも、農業者の方を移住させる、定住させるということもありますので、農林水産課も一緒になって協議をしてみたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 人口減少はですね、国の人口が減っている中で、先程申しましたように県都から3時間も4時間もあるところに、人口が増えるというのは非常に厳しい状況だと思いますけども、それを乗り越えて頑張っしてほしいと思います。

それから、2番目に児童生徒の教育環境の整備について、質問要旨2でお尋ねしました。坂小は通学には関係ないということのようでしたけども、私は教育の質問をしとるわけじゃなかですね。私は、安心して住める町、児童生徒の教育環境の整備を質問しています。通らないように指導しているということですけども、児童への言い聞かせは100%なんですか。万が一、事故が発生したときは、誰がどのような責任をとるんですか。最悪の事態にならないように、早急な対策をすべきではありませんか。

2番目に、志岐小の水路、通学路は現地確認をされたうえでの回答ですか。水路側のセーフティーコーンや安全柵を設置し、側溝蓋のガクガクしている箇所を補修するだけでしょう。土木管理課との協議とか何とかって、大げさ過ぎますよ。

3番目に、富小の件は、高いということは確認しておられるわけですので、児童の安全性を第一に考え、直ちに安全柵を設置すべきです。4番目に、苓中関係で町道小屋の元線の河川側、安全柵の件ですが、同じような体系で三会川の左岸に町道船場線があります。これには全線308メートルにわたって、ガードレールが敷設してありますが、

なぜそっちはしてあるんですか。通学路はですね、対岸の檜山線が利用されてるんですよ。実態を調べているんですか。

5番目に、児童生徒の熱中症は大きな問題です。子どもさんを預かって、教育しているわけですが、これも万一の事態が発生したときは、どのような対応をするんですか。また、統合問題とありますが、統合問題とどう関係するんですか。

6番目に、再度、学校に指導を徹底させ、児童生徒の安全確保に取り組んでまいりますのことは、当然ですよ。ただ、言えることは、安全確保のための環境整備が一番大事なんです。そのことを今回質問しましたが、協議する、検討するに終わっています。協議することは大事でしょうけども、これは教育長の考え方ですか、教育課長ですか、町長ですか。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず、坂瀬川小学校の件でございます。通学には、直接関係はしていないという部分でございました。確かに、道の下に下っていきますと小路川の方に行く箇所ではございます。事故等あってはならないことなんですけども、私どもができる部分につきましては、まずは、子どもたちに指導を徹底させるっていうような部分で考えているところでございます。

志岐小学校ですけども、現地確認をいたしました。確かにご指摘のとおりですね、すぐ補修、対応ができる箇所ではあるかと思いますので、今一度、学校の方ともですね、確認をさせていただきたいと思います。

3点目の富岡小学校、高いところということで、こちらでも現地確認をしております。場所につきましては、里道ということもありましたので、地元の区長さんともですね、お話を聞いたうえで対応ができればということでのご答弁になっております。

苓北中学校の三会川につきましては、ガードレールがありません。こちらにつきましてはガードレールを付けたときに、何て言うんですかね、トラクターのロータリーに当たったりとかそういった部分もあるようでございますので、そこら辺まだ、関係課と協議をさせていただければと思います。

あと、熱中症関係でのご指摘がありました。確かに、痛ましいですね、子どもたちの事故、全国で発生しておりますので、当然、私共も熱中症対策につきましては、対策をとっていかねばと思っております。今後、体育館等につきましてはですね、体育館のフロアの中にはなかなか厳しい状況にあるんですけども、更衣室とかですね、そういったところに、家庭用のエアコンとかを設置させていただければ、大会なり、児童の活動中なりの熱中症対策にはなるかなと思っておりますので、この点については次年度のですね、予算計上に向けて検討をさせていただきたいと思っております。

あと、統合問題につきましては、場合によっては、施設を使わなくなったりする箇所も出てまいりますので、そういった部分で、統合の行方と関係したところでの答弁ということになっております。

最後に、指導徹底の再徹底ということでの答弁ですが、私共、教育委員会としましては、常日頃、児童生徒の安全確保につきましては、最優先にですね、校長会、いろいろな会議の中でも徹底をさせていただいておりますので、そういった意味を含めまして、再徹底の周知を図っていきたいと思っております。協議、検討という言葉で、なかなかちょっと前向きな言葉がなかったかなと厳しいご意見をいただきましたけども、関係機関と協議をさせていただいたうえでですね、対応できるのものは対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 厳しい意見ということじゃなくてですね、温かい意見と受け取ってもらいたいと思います。

戻りますけども、坂小ですが、これは私の考え方ではですね、取りあえずロープでも、取り外しができるようなロープですね、柵ですね、そういうものを作れば、子どもさんたちへの指導も良いんじゃないかと思う。何もないところで通んなよ、危なかよと言うても、私のような子どもは、すぐ「はい。先生。」と言いますが、そうでない子どももいるわけですので、反対をしようとする者がいると思いますので、できる部分からやってほしいと思います。

それから富小の件ですがこれ、もちろん里道ですので、里道は里道のいろいろ管理とか何とかありますので、地元の自治体とかそういうもの、行政区とかですね、そういうものが出てこようかと思いますが、いずれにしても、落ちてから、誰がテレビの前で頭を下げるんですか。ですね。ケガがあつてからは追いつかん。お父さん、お母さんは大変ですよ。やっと小学1年生だ、2年生だってなった子どもが、何かの、今、鬼ごっことかそういうものはしないんでしょうけども、何かの活動をしようって落ちたと。足の骨が折れたと。手の骨が折れたと。その点はいいいと思いますけど、命をなくしたとか、そう言ったときに、誰がお悔やみに行くんですか。ですね。そういうものは、絶対、発生しないということはある得んと思いますけども、できる部分はやっぱりやるべきです。指導します、指導します。指導はもちろんなんですよ。それよりも教育環境の整備をすべきだと思います。

それから、苓中の件で、トラクターの話が出ましたけれども、それはやっぱ、地元の耕作者と話をされた結果、こういう話が出たんですか。それとも、そういうことじゃないんでしょう。そういう気がします。やはり、そこら辺もですね、ちょっと前向きに取

り組んでほしいと思います。

それから、質問要旨 3 で福祉施策の現状と充実ですが、県内でこの制度を運用しておられる自治体は、熊本市と天草市の 2 自治体とのことです。この制度を採用して、苓北町が県内で 3 番目の制度運用自治体になることは喜ばしいことです。重い障害を抱えておられる当事者の皆さん、そして家族の皆さん、関係者の皆さん方の利便性を確保すべきです。

本件に対する町の考え方は、住民・納税者第一と言うよりも、医療機関第一で、医療事務が煩雑化するため、医療機関の協力を得られないというような印象を受けたわけですね。もしそういうことで判断するということであるならば、やっぱり行政が出向いて、やっぱり積極的に医療機関に説明をすべきだろうというふうに思います。行政とは税金を原資とし、納税者の課題を解消し、安心して生活できる環境を作るための業務が、行政の仕事ではないんですか。重い障害を抱えておられる方はもちろん、見守っておられる関係者の皆さんの苦悩を少しでも軽くするために、関係団体等の理解を得られるために、さらなる協議を重ね、このことへの検証を深めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 県内で 3 番目の自治体となつてはどうかというところで、私たちも一応、今回ですね、医療機関の方に確認をさせていただきまして、なかなか難しいと言われた医療機関についてはですね、人員不足というところがございました。対応といたしましては、答弁の中でもあったんですが、町としてはですね、町内の医療機関全ての足並みがそろいましたら、当然、償還払いから委任払いに変更して、実施してまいるというところでございます。考えておりますので、今後もですね、行政として医療機関に働きかけを行いながら、前向きに進めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5 番（浜口雅英君） 足並みがそろったらじゃなくて、足並みがそろうように行政が骨を折る。そういうふうに言い換えてもらっていいですか。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。

○5 番（浜口雅英君） 言い返してください。嫌なら嫌って言うて良かつじゃかな。そんなことはしませんと。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 実施に向けて取り組んでまいります。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5 番（浜口雅英君） 町長さん、そこら辺の取り組みは、医療機関を口説き落とすように、行政が積極的に頑張るということについてはいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） できる限りですね、委任払いの支払いができるように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） できる限りとか、努力してとかですね、先程、学校教育の環境整備と同じような考え方のように。やっぱもっと積極的に、町長の所信表明で述べられたように積極的なまちづくり、地に足を据えた形での堅実な行政執行に取り組んでほしいと思います。

それから、公共用財産の維持管理の中で、釜海岸は、適切な時期に必要な措置を講じるということでしたけども、いつ頃の、どのような措置なのでしょう。お尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 釜海岸につきましては、県に確認したところによりますと、いつ頃の、いつっていうところの明確な回答はいただいておりますので、それにつきまして町の方からも適切に要望を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 先程、町の説明の中でそういうお話をされましたけれども、これは単なる机の上でのお尋ねじゃなかわけですね。議会の中での一般質問に対する町の見解、答えですので、さっきんとは、ちょっと言い過ぎとったもんなということじゃ困ります。

それから、年柄海岸で海岸管理者である熊本県が施設台帳に記載されてないということですけども、そのことは何も問題ないんですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 海岸台帳の記載につきましては、あくまでも熊本県が整備した部分等について記載をしていくもので、これはあくまでも占用施設として占有者が持っている施設でございますので、台帳に記載ということの必要はないかと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それは違うでしょう。県の海岸保全区域に設置されている施設、しかも、個人じゃないわけでしょ。それはやっぱりきちっと県が認めて台帳に載せるべきです。

それから、農業振興の具体策の中でですね、先の議会の中で、轟みかん山、みかん園への通路が、福連木都呂々線ですかね、県道を通って行くと、路側が崩壊してしまっているけども、連絡道路としては重要ではないかということを、先の議会の中で提言しま

したが、その後、何らかの対応をされたのでしょうか。

それから、イノシシの捕獲補助金がずっと計上されていますけども、被害額はどのくらいですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 福連木線につきましては、8月31日の県の要望ヒアリングの中で要望を重ねたところがございます。県の点検の中で、7、8箇所ほど重要な崩壊地域がございましたので、そういう部分に合わせて、県の方の中で検討していかれることと思っておりますが、ただ、何にしても、県の方の予算ももうないというところの中で、今、都呂々宮地岳線の方について、集中して実施していきたいという部分もございますので、一遍にその要望を重ねていく中で、なかなか難しいことがございますので、厳しい状況の中としましても、町の方からは、継続的な要望を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） イノシシの被害額ですが、まず、私たちが被害額をちょっと調べようと思ったときに、県がイノシシの被害額を、熊本県内の分をですね、出されてるんですけど、まずそちらの方に問い合わせをしましたところ、県は各市町村に照会を出して、それぞれの市町村から上がってきたものを集計しとるだけだということでしたので、苓北町は、その調査に対しましては、農業共済組合のですね、被害額を出しておりました。天草市に聞きましたところ、天草市の方は、農業共済組合の農作物への被害額に加えて、イノシシの電気柵の補助の申請に来られた方にですね、被害の状況とか面積とか、被害額を聞き取り調査して、それを加味したところを出されとるということでしたので、苓北もそれをちょっと参考にいたしまして、令和5年度からですね、電柵の補助の申請に来られた方へ聞き取り調査を行うようにしておりますが、まだ、それはちょっと、データがそろっておりませんので、今現在、町の方でイノシシの被害額として出しておりますのは、農業共済組合の被害額を、実際には米の部分しか、金額として具体的に出ていないもんですから、その割合の方をかけましてですね、ほかの作物、イノシシの被害に遭っている作物に割合を掛けまして、一応、金額でいきますと1,579万6,000円ということで把握をしていますが、さっき言いましたように、この金額の精度を上げるために、今、聞き取り調査あたりを取り入れてやっているところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 農業振興の中でですね、県道福連木都呂々線ですが、これは町長が抱えている一次産業の振興策の大きな要点ですね。ですので、ぜひ、よその道路に

負けんごで、こういうみかん山に続く道路は、全線じゃないわけでしょう。いずれにしてもですね。部分的にどうしても狭いところ、大量輸送していった方が、果実の経費の価格は安く抑えることができるわけですので、そういうことを考慮しながら、取り組んでほしいと思います。

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

明日は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後2時25分

令和 5 年 9 月 7 日（木）

（第 2 日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会は、令和５年９月７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋 健司	２番	山口 利生
３番	廣田 幸英	４番	松本 良人
５番	浜口 雅英	６番	田崎 稔
７番	倉田 明	８番	錦戸 俊春
９番	高戸 幸雄（副議長）	１０番	野崎 幸洋（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本 康秀	書記	田中 めぐみ
------	-------	----	--------

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） それでは、日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告6番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） おはようございます。通告6番、9番議員、高戸幸雄です。議長より、一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

今回私は、一つ目に、町発注の公共事業に対する取り組み、二つ目に、畜産業に対するさらなる支援を、三つ目に、児童の通学時の暑さ対策について、以上の3点について質問を行いたいと思います。それでは早速、最初に、公共事業に対する取り組みについて質問を行います。

コロナ禍の影響によって、疲弊した地域経済の活性化対策の一つとし、公共事業への取り組み、特段、施工発注は大きな影響があるかと思います。従来から、年度当初は、前年度の繰り越し事業が中心となり、工事施工に従事をし、その後は、当該年度に発生した災害復旧箇所の状況を鑑みながら、町単独事業に取り組むといった姿勢で臨んでいたかと察するところでございます。

しかし、今年度の状況となると、大変厳しいかと思います。町内を見渡しても、工事用の看板はあまり見受けられません。土木事業に従事しているほとんどの事業者が、公共事業によって、会社の中心的な運営をなしているかと思うところでございます。町河川浚渫事業については、事業施行に伴う重機の現場までの搬出入経路の確保、施工に伴う支障木の伐採、そして浚渫に伴う土砂等の搬出など、付近の水田の状況から、水稻収穫後の今が一番の好機ではないかと思うところでございます。

また、工事全体を見回し考えてみると、工事施工中のコンクリート打設時及び舗装合材の到着の温度等を考慮すると、道路新設改良、舗装、その他各種事業において、補助事業以外の単独事業については、早急な入札対応を求めますが、いかがですか。答弁を求めます。

なお、前年度比事業費等に落ち込みがある場合は、起債借入等も考慮しながら、当面の打開策とし、次年度計画予定事業の先行実施も当然のごとく考える必要があるかと思いますが、いかがですか。

次に、2点目の畜産業に対するさらなる支援を求めることについて、一般質問を行います。

私は、これまでに幾度に渡り、畜産業に対する支援を訴えてまいりました。直近では、令和5年第2回3月定例会にて、家畜市場統合に向けた家畜輸送費補助、及び飼料価格高騰対策への取り組みを訴えたところでございます。おかげで、二つの案件については、いずれも早急に一定の予算措置が講じられ、感謝をしているところでございます。

さて、いよいよ令和5年9月のセリ市を最後に、天草家畜市場が統合されようとしております。現在までに、天草家畜市場が天草における畜産業を始め、地域経済に与えた影響は、計り知れない大きなものがあったと考えるところでございます。

資料によりますと、子牛販売実績において、平成28年度、2,067頭、販売高17億2,439万6,040円、平均価格83万4,251円がピークであったようでございます。しかしながら、現状は穀物飼料の高騰、枝肉販売価格の低迷が、子牛価格に影響し、厳しい状況となっており、令和4年度は平均価格で61万円台となり、前年度比12万円の減となったとあります。

苓北町の現状は、直近5月、7月のセリ市は、62万円、47万円台とセリに出荷される子牛が肥育経営に影響を及ぼす雌、去勢の頭数及び購買者数により、多少は変動があるものの、おおむね前年度比10万円の安値取引の状態で厳しい状況は続いているようでございます。

そこで、私はあえて、畜産農家の経営安定化対策とし、WCS用稲栽培に伴う、収穫時サイレージに必要なロール・ラッピング関連資材に対するさらなる支援を要望するものであります。

WCS用稲栽培は、取り組み農家数、令和5年度計画56戸、面積38.3ヘクタールと、前年度比農家戸数で5戸の増、面積で3.5ヘクタールの増となっており、最近、コシヒカリを飼料用稲として栽培に取り組む農家もあり、利用頭数次第では、今後伸びる要因がありますが、必要とする和牛の頭数が減少すると、大きな問題ともなっております。

今年7月4日に開催された農協畜産部会総会において、既に4戸の生産牛部門での廃業が報告をされております。

その対策として、必要経費の削減の一環とし、資材の一部補助の検討を求めるものであります。いかがでしょうか。

最後、3点目に、児童の通学時の暑さ対策について。

このことについて、7月16日（日曜日）、テレビの民間放送番組において、兵庫県たつの市にて、「大人を動かした10歳の直訴状」、「小学生が奮闘、涼しいランドセル物語」と題した放送がありました。

小学校5年生の児童が、おばあちゃんの協力を得て、「市民ポスト」に暑さ対策を直訴した内容でございました。令和4年7月4日、自分の体験をもとに、空調ベストか、日傘のような大きな帽子がほしいとして要望したとの放送でございました。

私は、小学校5年生の直訴状を聞き入れ、すぐさま取り組むよう指示した市長を始め、この問題に真摯に取り組んだ教育委員会職員の動き、行動に対し、敬意を表するものでございます。

当該年度中には、答えることができなかった教育委員会当局はリベンジに燃え、来年度夏までにと検討を重ね、地元のかばんメーカーにも相談し、事業者が開発、製品化した「ひんやり背あてパッド」を、たつの市では購入し、令和5年7月に市長自らが直接手渡したとの報道がされております。もしかしたならば、この放送を見られた苓北町民の方からも要望があるのではないかと考えるところでもございます。

町長、熱中症対策として、検討の余地は十分あるかと考えますが、いかがですか。

たつの市の市長は、住民の要望である声に対し、聞く力を持った、まさに自治体トップの姿でございます。当町、苓北町でも、早急に取り入れるべきではありませんか。

以上で、私の最初の質問を終わります。

答弁を受けた後、自席にて、一問一答方式により、再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めてまして、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。なお、3項目目の児童の暑さ対策については、教育長より答弁をいたします。

まず、1項目目の町発注の公共事業に対する取り組みについてでございます。

1点目の町河川浚渫事業の工事实施については、水稻収穫後の今が一番の好機ではないかとの質問につきましては、河川工事は、降雨量が多くなる6月から10月の出水期においては、河川の急な増水による施工者の労働事故の防止や、現場機械、仮設道路の流出被害に伴う損害、手直し工事などによる事業費の増加などを考慮し、出水期以降の工事発注計画としております。

現在、出水期以降に工事ができるよう発注準備を進めておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の補助事業以外の単独事業についての早急な入札対応につきましては、令和5年度の土木費事業計画のうち、補助事業関連工事及び浚渫工事を除く、工事予定件数9件のうち、現在4件が発注済み、3件が入札準備中、残り2件が10月の発注に向けて準備を進めております。さらに早期に工事発注ができるよう努力をまいります。

3点目の前年度と比較して事業費の落ち込みがある場合は、起債借入等も考慮しながら

ら、当面の打開策として、次年度計画予定事業の先行実施を考える必要があるのでは、との質問につきましては、当初予算において、前年度と比較して落ち込みがないように予算編成に努めているところでございます。土木費の工事請負費につきましては、本年度当初予算を比較しますと、令和4年度、8,810万円でありましたが、令和5年度は1億2,924万円と、約1.5倍の予算を計上し、本年度の事業を実施しているところでございます。

しかしながら、議員ご承知のように、令和5年度においては、令和4年度に災害復旧事業がなかったことなどにより、令和5年度への繰り越し事業が発生せず、工事請負件数の落ち込みにつながっております。今回のこの9月議会補正予算案として、本年5月及び7月に発生した災害箇所12件分を河川等災害復旧事業費に計上いたしておりますので、補正予算案の議決及び国の災害査定での工法、工事費の承認をいただきながら、査定後の早期発注に向けて、準備を進めてまいりますので、防災対策及び当面の地域経済の活性化効果についても期待をしているところであります。

今後においては、土木費以外の工事請負費予算も減少しておりますので、前年度と比較して、事業費の落ち込みによる地域経済への影響も考慮しながら、必要な工事につきましては実施できるよう、令和6年度予算編成にあたってまいりたいと考えております。

また、新たな事業箇所につきましても、本年、測量設計を進めております個所につきましても、先行実施できないか検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の畜産業に対するさらなる支援策についてであります。苓北町の畜産業の現状につきましては、議員もご承知のとおり、農業者の高齢化や後継者不足、飼料及び生産資材の価格高騰により、厳しい状況にございます。また、子牛の販売価格も下落傾向にありまして、7月の天草家畜市場における子牛セリ市では、苓北町からは33頭が取引され、平均価格は47万1,000円という結果でございまして、特に今年に入り、価格が急落し、大変厳しい状況となっております。

このよう中、町といたしましては、優良家畜導入補助や、EBL陰性牛導入補助などの畜産振興補助に加えまして、本年度から新たに、苓北町から熊本県家畜市場への子牛の輸送に係る経費を補助する家畜輸送費補助、及び子牛の分娩事故防止のための人工呼吸器キットの購入に係る経費を補助する分娩事故防止対策補助を予算化しております。

しかしながら、依然として、東北や九州・沖縄地域を中心に、肉用子牛の取引価格が急落する傾向が続く中、飼料、資材等の高騰に加え、物価高で牛肉購入を控える消費者が増えておりまして、畜産農家の経営がますます圧迫されることが懸念をされております。

国においても、1月から実施している生産者支援策を、12月まで拡充するとの発表が先日なされたところでありますが、町といたしましても、臨時的な対策も必要である

と考えております。

議員がおっしゃっておられますWC S用稲栽培に伴う収穫時のサイレージに必要なロール・ラッピング関連資材につきましては、調べましたところ、苓北町におきましては、昨年度1年間に約250万円の経費がかかっているようでございます。このようなことから、畜産経営を取り巻く厳しい状況が続く中、議員ご提案のWC S用稲栽培に係る関係資材への支援につきましては、今後の情勢を見据えながら、臨時的措置として、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） おはようございます。

次に、3項目目の児童の暑さ対策として、ランドセル用冷却用品の配付のご要望についてお答えいたします。

議員ご紹介の内容を新聞記事等で確認させていただきました。

近年の異常な暑さの中、兵庫県たつの市内の小学5年生が匿名で市長に熱中症対策の直訴状を送った行動力、そして市長及び市教育委員会並びに地元企業が、児童の要望に真摯に答える対応力に敬服する次第でございます。

現在、町内児童に対しましては、議員ご承知のとおり、毎年、新入学児童に対し、町からの入学準備資金2万円に加え、各団体から帽子や傘、ランドセルカバーなどが寄贈されているところでございます。

ご要望がございましたランドセル用冷却用品も、熱中症対策として有効と考えておりますが、保冷剤を使用するタイプですと、登校後、下校までの間、学校内の冷凍庫で保管するなど、追加の費用も考えられます。例えば、首を冷やす物であるとか、帽子に入れる物であるとか、ほかにも熱中症対策になる用品もあろうかと思っておりますので、そういった物も含め、前向きに検討してまいります。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは、質問の順序は異なりますけれども、早速、再質問を行いたいと思います。

まず、畜産業に対するさらなる支援策についてでございます。

子牛の価格急落対策につきましては、答弁にあるように、8月25日、農林水産省が、適用条件はあるものの12月まで臨時的措置とし、支援の拡充を図ると報道が発表されたところでございます。

畜産農家にとっては、今が一番厳しい状況。これを乗り切るための正念場であると言われております。答弁をいただいたWC S用稲栽培に伴う資材の一部については、応急

的な、また臨時的な対策で結構でございます。ぜひ予算化を願うところであります。

それから、9月をもって、天草家畜市場が熊本の方に統合されます。よって、10月から熊本市でのセリ市となるわけでございます。輸送問題も含めまして、10月のセリ市の後に、じっくり腰を据えてですね、町長、畜産農家の人々の生の声を聞く。幸いにして、町長も畜産で和牛を飼育されております。対話集会の場を設けることについては、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 10月からですね、正式に大津町の市場において、県下のセリが行われるということでございますので、その場でのセリ価格の動向がどうなるか、私も含めて気になっているところでございますので、その結果をもとに、お話し合いをしていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 何回となく、質問をいたしておりますけれども、やはりですね、飼育頭数が減りますと、WCSの栽培にも影響するし、一番大きな影響はやはり堆肥センターだと思うんです。ここで堆肥を作るにあたっては、どうしてもやはり、和牛の牛ふんが必要でございます。今、下水道汚泥を利用した堆肥も作っておりますけども、和牛の牛ふんを利用した堆肥と、下水道を利用した堆肥、これの二つがあるからですね、成り立っていていると思うんです。それぞれの栽培用途にそれぞれの堆肥を使う、そのためには、やはり今の畜産農家の頭数を減らすわけはいきませんので、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、児童のですね、通学時の暑さ対策について、再質問を行いたいと思います。

確かにですね、教育長、登下校までの間、冷蔵あるいは冷凍施設での保管が必要でございます。ここで前向きな検討ではなく、来年度、令和6年度に実施をし、6月には配付するんだという前提でですね、経費の一部について算定をしていただきたいと思います。

私は、先の総務文教厚生常任委員会の調査をするときに、学校の方から資料をいただいております。今年でなく、来年度に向けた予算化ということで、令和5年7月1日付、現在推計でですね、令和6年度町内全部の児童数が284名。この284名全員にですね、このパッドを、冷却剤を配付したとして、現在、公表されている単価が3,190円だそうでございます。そうしますと、284名の3,190円ですから、100万円は掛りません。そのほかパッドをですね、登校の後、下校するまでに保管する冷蔵あるいは冷凍の設備が必要でございますけれども、いかがですか。これは予算の方ですから、町長の方から答えていただきたいと思いますけど、これについて、明確なと言ったら、来年度の予算ですからいかなものかなと思いますけれども、もう一步、先を越した回

答をいただきたいと思いますけど。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず先程の堆肥の関係ですけれども、昨日の田崎議員のご質問にもお答えしましたように、やはり有機農業に対する取り組みというのが、全国各地で広がっております。これは販路、それから販売価格についてもですね、今まで以上にですね、伸びてきているという状況でございまして、苓北町の農業を今後考えていく場合には、当然、有機農業をして、付加価値をつけていくというのが必要であろうと思います。そういった段階では、やはり今、苓北町の堆肥センターがあるわけですけども、牛糞堆肥を使った大地、それから下水道汚泥を使った堆肥、両方ですね、必要かと思っております。

なお、堆肥センターにつきましては、もうセンター自体が更新の時期を迎えておりますので、農林水産省の補助事業を使って、更新ができないかということで、現在、県ともですね、協議を行っているところでありますので、ぜひとも、そういった更新の事業も含めて、堆肥の生産体制をですね、今後も続けていければと思っております。

それから、今の児童の暑さ対策については、この前、新聞、テレビでもあっておりますけども、今年の暑さは、今までの暑さの中で一番の暑さだったということでございまして、子どもも含めて、私たち大人もですね、今年の暑さにはどうしたものかという思いをいたしましたので、ぜひ、来年度のこの時期には間に合うように、6年度の予算編成に向けて、前向きに検討していくということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 子どもは日本の宝、地域の宝と言われます。その点を考慮しながら、町長、よろしくお願いいたしますと思います。

最後に、町発注の公共事業に対する取り組みについてでございますけども、私は一つの例としてですね、町河川の浚渫事業を掲げ、質問したわけでございます。工事施工にあたっては、ご存じのとおり、工事に取りかかる以前に準備工があらうと思います。出水期以降の着工については理解をいたします。確かにそうでしょう。しかしながら、そのためにもですね、課長、一刻も早く入札が必要だと思いますけども、この点について、再度答弁をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議員のご質問のとおりですね、工事発注後につきましても、準備期間が必要になります。ただ、この河川においてはですね、台風襲来等により、河川の土砂の堆積状況も考慮しながら、準備を進めておりますので、出水期以降には、現場には入れるようにですね、現在、町長答弁のとおり進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 業者の方々もですね、それぞれ手持ちの工事があるならば、こういった意見も出ないと思うんですけども、先程申しましたとおり、繰り越し事業がほとんどない中で、やはり、そこに勤めている従業員の生活もございます。理解のうえ、一刻も早く入札をしていただくよう再度お願いをしておきたいと思います。

次にですね、事業費の内容についてなんですけども、令和5年度予算は前年度対比1.5倍を当初に組んでいるんだという回答がございました。しかしながら、この中にはですね、国庫補助金、社会資本整備総合交付金を取り入れた事業がございます。これはあくまでも相手あつてのことでございますので、この事業すべてが今年度中に該当するか否かについて、今分かっている範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 当初予算事業で計上しております事業がですね、国庫補助金等がですね、減額とか対象にならなかった場合の実施につきましては、該当と言うか、確約って言うことは申し上げることはできません。しかしながら、先程の質問のとおり、令和4年度、5年度事業におきましては、財源変更をしながらですね、当初の目的の事業が達成できるように、予算措置を申請しながら、そして議会の承認をいただきながら実施しているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 私も在職時の担当者として、今のような質問についてはいかなものかなと思いながら、やむに已まれず質問をしたことを、まずもってお許しをいただきたいと思います。

私はですね、最終的に当該年度の事業費が前年度繰り越しも含めてですよ、大きく落ち込む場合には、当初でも述べましたけれども、財政の健全化は確かに必要です。これ私も、過去何回かにわたって、財政健全化、財政健全化ということを訴えてまいりましたので、その気持ちは重々分かっております。

しかしながら、必要であると思うときはですね、起債等を活用し、思い切った財政出動も必要かと私は思うわけです。その時には、議会の方も十分理解できる議員さんばかりであると思います。

今回の補正に12件の災害復旧事業の予算が計上してございます。ただし町内には、課長ご存じのとおり、A・Bクラスだけでもですね、数十社、十一かな、あるかと思います。災害はないことが一番いいわけでございますけども、復旧箇所の調査等々に対し、再度の努力をお願いしたいと思います。

以上で、私の今定例会における全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告7番、倉田です。通告の子育て支援について、質問をさせていただきます。

子育て支援については、3月定例会での質問に、町長答弁は、「今般、岸田総理大臣が、従来とは次元の異なった少子化対策を実現したいとの施政方針演説を行われ、6月にまとめる政府の経済財政運営の指針、いわゆる「骨太の方針」までに、予算倍増に向けた大枠を提示すると、述べられておりますので、町といたしましても、当然、国の方針が定まれば、それに伴って県・市町村の負担も生じてまいりますので、この子ども・子育て政策の大枠の提示を受けまして、国の動きを見ながら、情報収集等に努め、そのうえで、町独自の子育て支援に係る具体的な施策を検討したい」とのことでありました。

報道によりますと、政府は6月13日、異次元の少子化対策の中で、「子ども未来戦略方針」を正式に決定し、岸田総理大臣は、2030年代に入るまでのこれからの6～7年は、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識で、今後3年間で集中取組期間と位置づけられました。そのうえで、今後3年間で取り組む具体的な政策を加速化プランとし、「児童手当の拡充」については、児童手当の所得制限を完全に撤廃し、現在、中学生までとなっている給付の対象を高校生までに広げる。また、第3子以降への給付については、現在、1万5,000円を3万円に倍増します。

「出産費用の保険適用の導入」については、出産費用はこれまで、分娩は病気やケガでないなどの理由から、保険が適用されず、出産一時金で支援してきましたが、2026年度を目途に、出産費用の保険適用を導入することを検討するとしていました。

「年収の壁への対応で、企業への支援強化」については、いわゆる年収の壁は、配偶者の扶養に入っている人が、企業の規模によって、106万円や130万円の年収を超えると、社会保険料が発生して、逆に収入が減ってしまうことをあらわす言葉です。政府は、年収の壁を意識せず、働くことが可能になるよう短時間労働者への被用者保険の適用拡大と最低賃金の引き上げに取り組むとしています。当面の対応として、労働時間の延長や、賃上げに取り組む企業に対し、必要な費用を補助するなど支援強化パッケージを今年度中に決めたうえで実行し、さらに制度の見直しに取り組むとしています。

「子育て世帯の住宅支援の強化」については、子育て環境に優れた公営住宅などに、子育て世帯が優先的に入居できる仕組みを導入し、今後10年間で約20万戸を確保するとしています。

「保育士の配置基準の改善」については、保育士の配置基準の改善を図るほか、親の就労を問わず、時間単位で保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」について、2024年度から本格実施を目指すとしています。

「両親とも育休取得で、手取り引き上げ」については、出産後の一定期間に男性が最大28日間まで取得できる「産後パパ育休」を念頭に、一定期間に夫婦ともに育休を取得する場合、産後28日間を限度に、育児休業給付を、現在の手取りで8割相当から手取りで10割相当に引き上げます。

「時短勤務による賃金低下を補う給付」については、育児期の多様な働き方を推進するとして、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務による賃金低下を補うため、「育児時短就業給付（仮称）」を創設し、2025年度から実施を目指して検討を進めるとしました。

「選択的週休3日制度の普及」については、仕事と育児の両立から、心身の健康を守るため、選択的週休3日制度の普及に取り組むなど他が盛り込まれています。

課題も多くあるようですが、実現に向け、頑張っていたいただきたいと思いますところがございます。

政府は、これらの財源については、今後3年かけて、年間3兆円台半ばの予算を確保するとし、消費税などの増税によって捻出はせず、歳出改革と支援金制度で、企業と国民から保険料の仕組みで集める制度を新たに作って確保する方針のようです。

ご承知のとおり、苓北町では、現在、子育て支援等について、「誕生祝い金制度」で、第1子に1万円、第2子に3万円、第3子に5万円などの支給、また、「小学校入学準備資金」として、児童1人当たり2万円、「中学校入学準備資金」としても、生徒1人当たり2万円の支給などが実施されております。

このほか、高校生までの医療費等の無料化等もありますが、いずれいたしましても、そういう制度の中で、いわゆる保育料、この保育料については、現在、町は国の徴収基準額より低額に設定した徴収基準額とし、保育料の軽減を図られるとともに、第3子以降の保育料と副食費の無償化に努められ、さらに、今年7月から来年3月まで、保育所副食費負担軽減事業としての補助金201万円ほどが支援されたところでございます。

熊日新聞（6月18日）によると、国の政策より踏み込んだ子育て支援策に取り組む県内自治体が増えており、5月時点で、球磨村など5町村が国の幼保無償化の対象外となっている0～2歳児の保育料を無償化しており、2市町が今年9月から無償化するとしている。また、玉東町など11市町村は、学校給食を無償化しており、また家庭に対して給食費の一部を助成している自治体も12市町村に及んでいるようです。

2022年の日本人出生数は、過去最少の77万747人で、統計をとり始めた1899年以降で最少と報じられ、少子化の加速が止まらない状況下であり、このままでは、将来、国存亡や自治体形成が危ぶまれる事態になりかねません。

そのような中、近年、各自治体においても少子化対策をいろいろと講じられておりますが、ここまで来ると、自治体間にサービス競争をさせるのではなく、政府の責任の下、

しっかりと対応していただきたいと思うのであります。

本町においても、出生数は毎年減少傾向にあり、思い切った対策が必要であり、国等の支援策と併せ、町への移住・定住等に向けた将来的発展の見地から、1点目に、保育園の保育料等の無償化のお考えはないか。

これは3月定例会の質問で、苓北町も保育料や学校給食費の軽減など、少しでも経済的、精神的にも子育て環境の拡充を図り、町独自の特色ある支援策を伺ったところであります。現在、町内外の保育園に190人ほどが通園されております。年間の保護者負担金は、約1,000万円見込まれておりますが、新年度から保育料等の無償化のお考えはないか、お尋ねをいたします。

2点目に、苓北町立小学校・中学校給食費の無償化のお考えはないか。

5月1日現在、小学校の児童数は304人、中学校の生徒数は161人となっております。給食費は、小学生で月額4,200円、中学生で月額5,000円、年間4小学校の児童給食費は約1,500万円、中学校の生徒の給食費は約800万円ほどで、小・中学校合わせて年間約2,300万円程度となります。

新年度から学校給食費の無償化に取り組まれるお考えはないか。町長にお尋ねいたします。以上。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、町の保育料につきましては、国の基準に基づき、8階層により積算しますと、1,512万9,000円となりますが、町において、先程議員おっしゃいましたとおり、第3子以降の保育料の無償化等を行っておりまして、保護者負担金687万5,000円を既に軽減をし、今年度当初予算で825万4,000円の状況でございます。

このような現状におきまして、ご質問の1点目、保育園の保育料等の無償化の考えについてでございますが、昨日のですね、浜口議員のご質問にもお答えをしましたように、今後の苓北町の子育て支援策について、現在、役場庁舎において、「苓北町子育て支援対策会議」を立ち上げ、福祉保健課を中心として、学校給食費や奨学金制度での教育委員会、住宅施策での土木管理課、移住・定住施策での企画政策課など、関係各課が参画した中で、現状の把握・共有から、必要施策について現在、検討を進めているところでございます。

この結果を基に、今回補正予算に計上しております、教育委員、保育園園長及び保護者の代表者等で構成します「苓北町子ども・子育て会議」におきまして、委員の皆様からの意見も聴取し、子育て支援策の内容を最終的に詰めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の苓北町立小学校・中学校給食費の無償化の考えについてでございます

が、町の学校給食費の経費につきましては、小学校で１，９８８万円あまり、中学校で１，１８８万円あまり、その他を含め、今年度当初予算で３，２６２万円あまりの状況で、予算を計上しているところであります。

この件につきましても、先程申し上げました苓北町子ども・子育て会議におきまして、保育園の保育料等の無償化、学校給食費の無償化を含め、苓北町の子育て支援策を協議いたしまして、町の施策、方針を決定してまいりたいと考えているところでございます。

また、施策を実施するにあたっては、当然、財源の確保が必要となります。

現在、行われております国の各省庁の概算要求にあつて、防衛費や農林水産業費等も含め、子育て支援の費用についても、金額を提示しない要求となっておりまして、国の予算措置がどうなるのか、大変厳しい状況でもありますけれども、こういった状況を見ながら、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○７番（倉田 明君） 最後の方に、町長答弁がありました、いわゆる国の方もですね、防衛費、あるいはやはり東日本のいわゆる津波災害等における処理水の問題等で大幅な国の財政出動も考えられる状況下であります、ご承知のとおり、先に、岸田総理大臣が、従来と次元が異なった少子化対策を実現したいとのことでありましたが、政府は６月、こども未来戦略方針を決定しましたが、どうもですね、財源の裏づけ等が明確ではなく、私個人的には疑問視をいたしておりますが、ぜひ頑張ってもらいたいと思うところでございます。

そういった中で、１週間ほど前、８月３０日、朝のNHKのテレビ報道で今年１月から６月まで生まれた子どもは、外国人も含め、３７万１，０５２人で、去年同期比３．６％、１万３，８９０人マイナスとのことでありました。このままだとですね、統計をとり始めた、いわゆる１２４年前の１８９９年以来、最低の記録となるようでございます。基本的に子育ては家庭でするのが常であると思いますが、ここまでですね、子どもの減少が来れば、もはやですね、子育てを家庭でとか、地域でという段階ではなく、やはりもう政府がしっかりした責任のもとで、やはり対応していくべきだと私は思っております。町当局も、政府の異次元の少子化対策の中身では、思い切った施策はうち出せないことと察するわけでございますが、やはり先程答弁にありましたように、現在、庁舎内で、いわゆる苓北町子育て支援対策会議を立ち上げたということでございましたので、ぜひですね、しっかりと検討いただきたいと思います。

そこで、この検討する期間、いわゆる間、これは目的を達成するまでなのか、ある程度この目途がつくまでの対策会議の設立期間なのか、期間についてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず、庁内のこの会議につきましてはですね、先程申しましたように、国の動きがまだ見えない中でございますので、そういったことも含めて、しばらくはですね、継続して行ってまいりたいと思っております。その上で、来年度の予算に計上する部分もございますので、できるだけ早めにですね、来年度からの施策につきましては詰めまして、１１月あるいは１２月議会の前には議会の方にもですね、こういった状況で取りまとめをやっているということで、ご報告をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○７番（倉田 明君） 検討会議は十分にですね、やはり煮詰められていく必要があると思いますが、検討会議だけいつまでもということにはならないと思いますが、しっかりと対応いただきたいと思いますと思っております。

ご承知のとおり、苓北町でも生まれてくる子どもさんは年々と減少し、昨年、令和４年に生まれた子どもさんは２７人。先程言いましたが、ここまで来るとですね、国、町挙げて、やはり子育て環境の充実を図っていくべきだと思うところでございます。

先に申しましたが、８月３０日の報道の中で、人口問題に詳しい日本総合研究所の藤波さんという方のコメントで、２０３０年代には、２０代、３０代の人口が大きく減る。今後、集中的に取り組み、若い世代が子どもを持つことを選択できる経済環境を整えていく必要がある。また、企業が主体的に賃金を上げる、雇用環境を良くすることが、少子化対策として重要であることなどを話されておられました。

そのような中で、苓北町の保育料については、先程答弁もありましたが、国の基準に基づき積算すると、約１，５１２万円あまり。そのうち町では、第３子以降の保育料の無償化等により、保護者負担を６８７万円ほど軽減されております。非常に保護者の方においても助かっておりますが、今年度当初予算でまた８２５万円ほどが組まれているということでございますが、この保育料の無償化については、先程、苓北町子育て支援対策会議で検討するとのことでございますが、現在の経営部分、いわゆる残金の８２５万円。これをですね、やはりせっかくですから、無償化する方向で検討いただきたい。対策会議に望むところでございます。お願いでございますが、改めて町長、その辺のいわゆる８２５万円。総額で合わせると、今までの補助を含めまして１，５１２万円。これをやはり早期に実現するというお考え、あるいはその対策会議の答申を受けてのお考えになると思うんですけども、町長としてはどのような時期等のお考えにあられるのか、また無償化する気持ちにあられるのか、その辺を再度伺いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の倉田議員がおっしゃいましたように、ここ３年間の出生数は３０人をですね、割っております。私は以前、もう随分前にですね、住民基本台帳の

担当しておりました。その当時は、だいたい１００人の子どもが生まれて、１００人の方が亡くなられるという状況がありましたが、ここ数年は、子どもが生まれるのは３０人以下、死亡されるのは１２０人から１４０人ということで、自然動態だけでも９０人あまりが年々減っていったという状況でございます。

そういった中で、現在、庁舎内で行っております会議の中では、やはりまず出会い、結婚される方がまず少ないという状況でありまして、そういうことであると適齢期の方も少ないし、おられるんでしょうけども、結婚されない方がいるというようなことでございますので、出会いから結婚、それから出生、養育という形ですね、流れで子育て支援を行っていきたいと考えております。

そういったことから考えますと、まずもって考えられるのはやはり保育園の部分の無償化、これを先に行って、できるだけ結婚して、子どもを産んでいただく、そういう環境をつくるのが大事だろうと、現時点で私は思っております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○７番（倉田 明君） 先程、町長が担当していたときには、子どもさんが生まれる数が１００人程度だったと。確かに私もそういった記憶があります。

当時、ご承知かと思えますけれども、竹下総理だったでしょうか、各自治体に１億円のいわゆる地域振興策と言いましょうか、自由に使っていいというお金の配分がありました。その当時、苓北町に１００人程度生まれるならば、１人に１００万円やったらどうかと。当時、もちろん１００万円というのは、１０年間にわたって１０万円ずつの意味でございますが、その当時の利子が、やはり９％前後ぐらいだったと思います。そうすると、もう原資を取り崩すことは少なく、ある程度対応できるんじゃないかということで、個人的には、そういったことを友人たちとも話したことがあります。

しかし今、答弁にもありましたように、非常に昨今、生まれる子どもさん、亡くなられるお方、その差は非常に乖離が大きいようでございますが、現状として、致し方ない状況であります。やはりですね、私も小学校、中学校の給食費の無償化もお願いしたいわけですが、町の財政事情等々も見れば、いわゆる指数的には改善しているものの、やはりまだまだ今後の事業計画等もあられるので、無理は言いませんが、できればですね、やはり保育園の無償化だけはもう早く、これだけでも実施していただきたい。そうしないと、時期を失えば意味が薄れてくるわけでございます。

先程、学校給食費の中で、町の説明と私の説明で予算の乖離がありましたが、私は純粋に子どもさんたちだけの給食費を計上したわけで、答弁の中には先生方の給食費も入っていることと思います。先生たち、小・中合わせまして、７５、６名おられると思うんですけども、その方は後で個人別に負担されると思うんですけども、そういうことで、

数字には乖離がありましたが、やはりですね、ここまで来ると、もう時間的猶予がないわけです。本来ならばやはり、国がですね、ここまで来ればしっかりと対策をとらないと、もうこのままだと自治体形成も危なくなりますよ。生まれてこないんですから。ご承知のとおり、今、東京の人口が増えているということでございますが、もう東京に行く田舎の人たちが、生まれていないわけですから、東京に行く人もいなくて、東京もやがて過疎の自治体になると思うんですけども、そういうことを政府も考えておられると思いますけども、非常にぬるい。

そういうことで、私は、早くですね、国も自治体も支援しなければ、その時期を失えば、効果は薄れ、より問題は深刻化していくものと思っております。

ただ、子育て対策に保育料の無償化とか、学校給食費の無償化をしても、すぐに子育て、あるいは少子化の問題が解決するとは思っておりませんけども、せめてですね、やはり子育て環境の一部にも、一部でも、光の兆しが見えてくれば、その輪も広がっていくんじゃないかというふうに思っております。

繰り返しになりますが、保育園の保育料の無償化、学校給食費を無償化してもですね、それはありがたいんですけども、根本的な解決には、まだ道のりは遠いと思いますけども、やはりできることからしていかないと、その時期はもう今しかないですよ。これを10年、20年って考えとったら、もうそれはそれはとても解決さえできない。もう混迷する時代になると思います。そういうことはならないと思いますけども、ぜひですね、前向きに対策会議、また町長をはじめ、各担当課長の方においてもですね、真剣に考えておられるがゆえにこういった対策会議を立ち上げられたと思うんですけども、ぜひぜひですね、前向きに検討をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

お世話になりました。

○議長（野崎幸洋君） これで、倉田明君の一般質問を終わります。

ここで、途中ではありますけども、10時50分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時37分

再開 午前10時50分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

通告8番、錦戸俊春君。

ここで、一般質問に係る参考資料の配付願いがあっております。著作権法など、法令に違反する頒布物、参考資料でないことを確認しており、議長として許可するとともに、配布しております。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。当該議員におかれましては、論理的に分かりやすい言葉での説明に十分配慮して発言さ

れるよう申し添えます。

それでは、錦戸俊春君の一般質問をよろしくお願いいたします。

○8番（錦戸俊春君） 8番議員、錦戸俊春です。

先に通告しておりました苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について質問をいたします。

平成12年から始まった介護保険制度は、高齢化が一段と進み、介護を必要とする方を社会全体で支えていく仕組みとして定着しております。

苓北町においても、高齢者福祉や介護保険事業も積極的に進められています。平成18年度には、苓北町地域包括支援センターを設置され、高齢者をはじめ、地域の皆様方が安心して生活できるように取り組まれました。

様々な取り組みを進められたにもかかわらず、少子高齢化と人口減少はさらに進行し、令和5年7月末現在で、人口6,465人、65歳以上の占める割合（高齢化率）は44.3%となり、その割合は年々高くなってきています。

第9期計画の中で、今後ますます深刻化する高齢化に加えて、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えることとなります。また、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通しますと、85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれております。

これまで以上に、人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえて、介護サービス基盤を整理するとともに、地域実情に応じて、地域ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業（支援）計画に定める必要があると思います。

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉事業の見直しのポイントとして、1、介護サービス基盤の計画的な整備が挙げられています。

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備として、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など、既存施設・事業所のあり方を含め検討し、地域の実情に応じて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要。

次に、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携化が重要。

次に、中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要とされています。

②在宅サービスの充実として、居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、

地域密着型サービスのさらなる普及。

次に、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要。

次に、居宅要介護者を支えるため、訪問リハビリテーションなどや介護老人施設などによる在宅療養支援の充実とされています。

2、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みについて。

①地域共生社会の実現として、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から総合事業の充実を推進。

次に、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待。

次に、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要。

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑にするための医療・介護情報基盤を整備。

③保険者機能の強化として、給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化。

3、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上として、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施。

次に、都道府県主導の下で生産向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進、介護の経営の協働化、大規模化により、人材や資源を有効に活用。

次に、介護サービス事業者の財務状況などの見える化を推進。などが、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の基本方針のポイントとされておりますが、このようなことを踏まえ、苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定にあたって、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

苓北町におきましては、苓北町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を令和2年度に策定し、令和3年度から令和5年度までが計画期間となっております、今年度をもって終了することになりますので、今年度中に、令和6年度から令和8年度が計画期間となります苓北町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定する必要がご

ざいます。

令和5年8月24日に、熊本県下全市町村を対象に、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に関する担当者説明会が開催をされました。その折に示されました計画策定にあたっての課題等も考慮しながら、議員ご質問の見直しポイントの検討も含めて協議を行ってまいります。

また、計画策定には、より専門的な知識も必要となりますので、現状の分析と将来の人口構造、これにつきましては、議員から資料も提出いただいておりますけれども、そういった将来の人口構造、また、福祉サービスのあり方などについても、業者とも協議を行い、打ち合わせを綿密に行いながら、町の実情に合った計画となるように進めてまいりたいと考えております。

計画策定までのスケジュールといたしましては、10月に熊本県の計画策定のヒアリングが行われた後に、11月に素案を苓北町介護保険運営協議会へ提案をいたすことにいたしております。これを受けて、令和6年1月に介護保険法に基づき、熊本県に計画案を提出し、熊本県からの意見照会を踏まえた中で、苓北町介護保険運営協議会への報告と、3月議会において議会への説明、報告をさせていただくという、今後のスケジュールとなっております。

なお、熊本県におきましては、第8期介護保険事業計画の重点分野・主要施策を第9期介護保険事業計画で、引き続き実施をしていく方向ということでございます。

ただ、何せ高齢化が大幅にですね、進んでおりますので、そういった状況も見極めながら、苓北町といたしましても、県計画を参照しながら、苓北町、この地域の実情に合った中長期的な計画を策定してまいりたいと思います。

また、当然のことながら、医療や介護の現場でも、担い手の不足が顕著となっておりまして、それぞれの施設においても大変問題視をされております。そういった部分も含めて、町全体でですね、いろんなことで考えていければと思っております。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 今年の8月24日に、熊本県下、全市町村を対象に説明があったということでございますけれども、これは一般的な国の見直しの説明であると思います。

大事なことは、町に合った施策が、今、答弁がございましたけれども、必要であるのではないかなと思っております。国の見直しのポイントの検討を含めて協議してまいりますという答弁でございました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

今、答弁に委託業者との協議、打ち合わせを行いながら、策定にはより専門的な知識が必要であるということでした。一番大事なことは、やはり苓北町の現状と将

来の人口動態、いわゆる福祉サービスのあり方をよく分析して、苓北町の実情に合った、この福祉サービスの計画がより必要じゃないかと思っているところでございます。

参考資料をお手元に配付させていただいておりますけれども、これちょっと説明をいたしますと、苓北町の人口動態を見ますと、参考資料にも示しておりますように、総人口は、令和2年で7,059人、令和7年で6,381人、令和12年で5,712人、令和17年で5,079人、令和22年で4,453人と予測をされております。

また、65歳以上は、令和2年で3,016人、令和7年で2,989人、令和12年で2,834人、令和17年で2,617人、令和22年で2,399人と予測をされております。

高齢化率は令和2年で42.73%、令和7年で46.84%、令和12年になりますと49.61%、また、令和17年で51.53%、令和22年になりますと53.87%と予測をされているところでございます。

また、この生産年齢人口を見ますと、令和2年で46.35%、令和7年で42.94%、令和12年で40.95%、令和17年で39.81%、令和22年で38.06%と予測をされているところでございます。

また、75歳以上の人口はどのようになっているかと言いますと、令和2年で1,679人、令和7年で1,754人、令和12年で1,842人で増加傾向でございます。令和17年は1,829人で横ばい状態で、令和22年になりますと1,695人と予測をされているところでございます。資料のグラフを見ていただくと、この動態の状況がよくお分かりになられるかと思っておりますけれども、ご覧になっていただければと思っております。

今後の福祉施策の難しさが伺えるところでございます。私は、この人口動態に伴う大きな課題があると思います。今後の介護ニーズを的確に捉えて、地域の実情に合った施策サービスができるようにしなければならないと思っています。

今後は実情に応じ、在宅サービスの充実を図るため、施設の種別、用途変更などを考え、地域密着型サービスの更なる普及を考え、施設・事業所のあり方も含めて、検討する必要があるのではないかと考えております。

この件は、国・県などの許可の関係もございしますので、関係機関との協議も重ねて、実情に合った施策が、また予防介護にも努め、元気でいられる支援が、私は必要ではないかと思っております。何か考えがあれば、お伺いをいたしたいと思っておりますけど。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 介護福祉サービスにつきましては、施設のあり方と、施策ができますように、国・県の方にですね、町としてできる部分の働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 今の答弁のように、町に合った施策ですね、できるように。国の基本もあるかと思いますが、やはり地方、地方によって、やはり状況というのはかなり違うと思うわけですね。そこら辺は、ひとつよろしく願いいたします。

次に、国の施策として、介護人材の確保及び介護現場の生産向上について挙げられておりますけれども、先程も述べましたが、人口動態から見ますと、介護従事者などの不足が生じるのも確かでございます。処遇改善、職場環境の改善による離職防止、介護・看護の従事者の人材育成、外国人を受け入れる環境整備などが、先程も述べたように挙げられているところです。

町としても、人材確保のために何らかの支援、例えば事業者に対する何らかの支援も考えていくべきじゃなかろうかと私は思っているところでございます。

何か考えがあれば、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、錦戸議員おっしゃるとおりですね、この表からも見て取れますように、高齢化率が高まる中で、生産年齢人口が減っていくということで、まずそういった現場を支える人材が少なくなるというようなことでございます。

当然、私も当初から申しておりますように、そういった施設の方々の処遇改善、これにつきますね、何らかの手立てを打っていかねばならないというふうに考えておりますし、そういった対策を含めて、あとはやっぱり健康寿命、健康で長生きをしてもらう、そういった方々にですね、なっていただくためには、現在の年代の方からですね、健康づくりに興味を持っていただいて、年齢を重ねられても、健康でいきいきと暮らしていただけるような、そういった方々になれるようにですね、健康づくりの推進にも、特に力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 私も来年になると75歳以上で、後期高齢になっていくわけですが、やはり今、町長が言われましたように、いかに健康で、自分の体を維持できるかということで、我々も考えて頑張っていかなければならないと思っております。

この介護計画については、これからの計画、今まで国の方針に基づいて、先程答弁もいただきましたけれども、町の状況にも合わせたところでの介護計画をこれからされるわけですので、先程、いわゆるいろんな定義をいたしましたけれども、一番大事なことはくどいようですが、苓北町の実情に合った計画を見直していかれますように、特にお願いをしておきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、錦戸俊春君の一般質問を終わります。

次、通告9番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 通告9番。議員ナンバー1番、田嶋健司。

通告に従いまして、質問したいと思います。

まず第1に、移住・定住推進の政策提案について。

現在の苓北町の人口は6,469人、世帯数は3,046世帯（令和5年6月末）で、少子高齢化の進行から急激な人口減少が起きており、10年後には5,000人を割り込む試算が出ています。このまま減少が進行すると、地域社会の崩壊や、生活インフラの維持もままならない事態になることが予想されます。

また、人口減少からくる空き家、空き地の増加で、地域の防犯、防災の安全性の観点から、町の対応が迫られてきます。

今後の苓北町の住民税や固定資産税等の税収も、人口の減少に比例し減少して、町の財政が逼迫していくことが予想されます。人口増加とは言いませんが、人口減少のスピードを少しでも抑えていく政策を早急に行う必要があるのではないのでしょうか。

町の政策の一つに、空き家バンク制度がありますが、登録件数は、直近3か年で12件、制度を介して2件の入居となっています。令和2年の2月時点で、町全体の空き家件数は373件あり、空き家バンクの登録率は3%しかありません。もっと登録の推進をし、より多くの情報を発信していき、移住者にアピールしていかななくてはならないのではないのでしょうか。

また、移住・定住に対して、苓北町独自の政策も考えていく必要があるのではないのでしょうか。山崎町長の意見をお伺いします。

2、学童の町施設利用について。

2020年2月から、日本に新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、3年もの間にいろいろな行動制限が行われました。

スポーツ庁は、令和3年度の体力・運動能力調査の結果を公表していますが、小中高校生の数値がコロナ前と比べて低下し、コロナ禍によって生活環境の変化が低下の一因となった可能性があるという指摘をしています。日頃の運動の大切さが、改めて提唱されています。

苓北町は、2018年から小学校の運動部活動が廃止されて、社会体育クラブへと移行されました。苓北町では、多くの指導者やボランティアのおかげで、7種目8団体のクラブが活動しています。子どもたちの健康促進と体力向上等、なくてはならない活動だと感じています。

各団体には、活動補助金等の支援もなされていますが、施設使用料などが必要なために、部費を徴収し、運営している状況です。各クラブによって、部費には格差がありますが、施設の利用料が大きな負担になっています。子どもたちに運動を推進するために

も、親の負担を軽減するためにも、施設の利用料の補助が必要なのではないでしょうか。
山崎町長に見解をお伺いします。

3、物産館について。

今年の5月8日に、新型コロナウイルス感染症は、感染法上「5類」に移行し、対策は個人に委ねられることになりました。

それに伴い、観光地に観光客が戻りつつあります。隣市、天草市五和町二江のイルカセンターには、連日多くの観光客が押し寄せています。また、隣市、天草市宮地岳町にある道の駅「宮地岳かかし」のように、特色を活かして人気のある施設もあります。

苓北町にも、富岡城をはじめ、おっぱい岩等の多くの観光する場所があります。その観光客を迎える重要な場所に位置するのが物産館です。平成2年に建築されて、33年が経ちます。その間にいくつかの業者が出店され、現在は2店舗のうち1店舗のみ営業されています。玄関口と言うべき施設がこの状態では、大変寂しく思います。今一度、利用料、施設の利用方法等を含めて検討すべきではないでしょうか。

山崎町長に見解をお伺いします。

3点について、一問一答方式で、答弁を聞いて、再度質問したいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の移住・定住推進の政策提案についてであります。町内に数多くある空き家につきましては、毎年、所有者の皆様へ、空き家バンク制度の周知と併せ、適切な管理と有効活用について、チラシにてご案内をし、不明な点はお相談していただくようお願いをしているところでありますが、空き家バンク制度活用の現状につきましては、議員ご承知のとおりであります。

空き家所有者の皆様においては、普段は利用しないが、年に数回、帰省の際に利用するという方、また、家財道具をそのままにしておっしゃる方、古くて貸せる状態にないなど、空き家バンクへの登録を躊躇される方も多くあるのが現状でございます。

現在、空き家バンク制度を介しての移住者に対しましては、通常の住宅リフォーム補助金とは別に、空き家活用支援事業補助金を準備をしておりますが、空き家バンク制度の利活用をさらに進めるためには、議員ご指摘のとおり、町独自施策のさらなる充実が必要であると考えておまして、一例といたしまして、空き家所有者に対し、空き家バンク登録を前提として住宅リフォーム補助金の拡充を図るなど、次年度予算編成にあたっての検討課題としているところでございます。

また、議員ご承知のとおり、現在、地域づくり実践塾の取り組みを進めておまして、その中でも移住・定住を一つのテーマに施策提案をいただいているところでございます。

ので、これらの施策提案と併せ、人口減少に少しでも歯止めをかけるための施策、かつ、子育て支援策の一つとしても検討を加え、実践してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目目の学童の町施設利用についてであります。議員ご承知のとおり、小学校の運動部活動は、平成30年度末をもって、すべての小学校の運動部活動は社会体育へ移行をしております。

苓北町では、既存の社会体育クラブを、子どもの運動部活動の受け皿とすることを基本に、児童の発達段階に応じたスポーツ活動を行うことを基本方針といたしております。

また、地域社会の中で児童が安心して運動活動ができるよう、社会体育クラブの運営に要する経費の補助を、移行後の令和元年度から実施をしております。苓北町の登録児童数に応じて、10人以下が1万5,000円、11人から20人までが3万円、21人から30人までが4万5,000円、31人以上に6万円を定額補助をしているところであります。

ご指摘のございました施設使用料につきましては、町内社会体育施設のうち、体育館は使用1時間につき330円でございます。また、グラウンド等屋外施設は、夜間照明施設使用の場合、1時間につき1,160円の使用料が発生をいたします。

仮に、現行の社会体育クラブ運営補助制度を廃止し、施設使用料のすべてを減免する制度へ変更すると、今、使っていただいている社会体育施設の多くは、指定管理者により運営をされておりますので、この指定管理者の事業者の収益減少に逆につながっていくということも考えられます。

従いまして、現行の社会体育クラブ運営補助制度の中で、定額の補助額を見直すのか、または基準や上限を定めた上で、施設使用料の実績に応じた精算払いとするのか、この点について検討したいと考えております。

次に、3項目目の物産館についてでありますけれども、議員ご質問のとおり、これまで主に飲食店としての利用がなされていた「施設その1」が、前の利用者の方が令和3年12月末日をもって撤退されて以降、現在まで施設の利用者がおられない状態となっております。

この間、利用者の募集を、1回目を令和4年1月21日から2月18日まで、2回目を令和4年3月8日から4月12日まで、3回目を今年、令和5年の3月22日から4月26日までの計3回行ってまいりましたが、残念ながら利用者の応募までには至っておりません。

3回目の募集時は、利用内容を「地域住民及び観光客の利便性の向上を図るための利用とするが、その内容については特に指定をしない」というようなことで緩和をいたしました。また、使用料につきましても、「使用開始月から3年間は、通常月額料金の4

分の1の額」ということで4分の3を軽減した額で募集を行いました。募集期間中に施設の内覧を行った際に、事業者が見えられて、内覧されたこともありましたが、残念ながら、利用の応募までには至っていないのが現状でございます。

これらのことを踏まえまして、現在、施設の使用料や施設用途のあり方などを含めて、利活用方法の検討を行っているところでございまして、私どもが今考えておるのは、活用方法の一つの案として、定期的に開館日を定めた上で、産地直送市場などでの活用、生産者の新鮮な農産物であるとか、海産物の販売などができないか、J Aれいほく及び天草漁協苓北支所との協議も開始をしているところでございます。

できるだけ早い時期に、施設の利用を再開し、現在入っていただいております「施設その2」の事業者との相乗効果により、苓北町の物産館に賑わいが戻るよう努力してまいりたいと考えております。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まず、1の移住・定住推進の政策提言について、再質問させていただきます。

まずですね、この提案をした理由としましては、空き家が多過ぎる。これから先ですね、一人世帯、後期高齢者が多い中ですね、さらに空き家が増えていくのが多分、現実だと思います。その対策をですね、本当に5年、10年後を見据えた中でですね、していかないと、町の対応がですね、遅れると思っています。

今年度からですね、上下水道特別会計の公営企業会計への移行などですね、人口が減ると、住民の負担がさらに重くのしかかってくると思いますので、移住等のですね、対策案をですね、早期に実現可能なレベルでですね、いろいろしていかなければいけないと思っています。

その中でですね、私の提案の一つとしまして、空き地、例えばですね、財の尾とか、今宅地として販売していて、売れ残っている土地とかがあると思いますが、そういうのをですね、移住、家を建てる前提でですね、10年以上とか、いろいろな条件を設けて、建てていただけるなら、土地を無償化で提供するとか、そういう町独自のですね、政策等を考えていただけないか、提案したいと思っていますが、山崎町長の意見をお伺いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 住宅施策につきましては、今現在も、移住された場合に、家を建てる場合に、補助金制度を設けておりますが、なかなか進んでいないという状況がございまして。そういったことで、今後はですね、子育て支援も含めた中で、やはり移住支援対策がさらに充実していかなければならないということでございますので、先程、倉

田議員のご質問の折にも回答しましたけども、庁内の会議の中でも、そういった住宅施策も含めてですね、子育て支援対策も含めた中で、そういった住宅の対策、また空き家の対策、こういったことを検討しているところでございます。まとめた後にですね、議員の皆様にもご報告をしたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。この件に関しましてはですね、これからいろいろなところでですね、検討していただきたいと思います。

周りのですね、近隣の市町村を見てみますと、天草町、河浦町等ですね、合併に伴って、若い者が旧本渡市の方にですね、家を建てるっていう、本渡の中心部にですね、住宅街が増設されたり、人口が集中したりっていう現象が今、起きています。

この苓北町においてもですね、若者が町外の方にですね、旧本渡市の方に家を建てる検討をするっていう事例も出てきていますので、どうかですね、若者世帯がですね、安心して苓北町に暮らせるような政策提言を、さらなる構築をお願いします。

続きまして、第2の学童の町施設利用についてですが、今、回答でですね、補助金等を考慮して、使用料の方についていう話もありますが、補助金はそのままだですね、利用料の助成というか、町としての代替補償みたいな感じで、今、県民体育祭の強化スポーツにはですね、グラウンド使用料とかですね、助成があっております。そういうのもですね、できれば子どもたちにもですね、運動をもっと促進していく意味を含めましてですね、グラウンド使用料の助成、または補助なども検討していただきたいと思います。

また、現在ですね、資料で手に入っているのが、7競技8団体のグラウンド照明施設使用料がだいたい60万円弱です。その金額程度でしたら全額補助も検討の対象になるのではないかと提案いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程、回答しましたように、現行ですね、運営補助金ということで、これ一本でやっておりますけども、それに含めて使用料の部分ですね、これについて、その実績に応じた助成と言いますか、そういうことをするのかどうかも含めて、検討したいということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。大いにですね、子どもたちの運動能力等もですね、本当にスポーツテストの結果を見るとですね、大変残念な結果になっております。子どもが元気なのが一番ですので、こういう補助、子どもたちへの拡充、子育て世代へのですね、補助の方をよろしくお願いします。

続きまして、物産館についてですけど、これはですね、本当に今、イルカセンター等ですね、隣町には多くの観光客が来ているにもかかわらず、なかなか苓北町まで伸びて

いないと。そこでですね、やっぱり一番、目と鼻の先にあるのが物産館でして、もう少し、物産館の状況がですね、町としてもテコ入れしてもらわないと、どうしても民間だけ、民間の協力も必要なんですけど、町としての対応も必要だと思います。本当に宮地岳のかかしの里のようにですね、良い成功例もありますので、どうか、そういう未来塾みたいなことも、町長さんはやっておられますので、そういう民間の方の意見も聞きながらですね、より良い方法に行っていきたいと思っています。

それと施設の利用料の話なんですけど、施設利用料が3年間4分の1っていうことになっていますが、やっぱりその後、3年過ぎたらですね、元の料金に戻ると結構な高額になってきます。それが、業者の負担にもなっていて、なかなか入りにくいっていう声も聞かれます。その辺の今後の見通し等をお伺いしたいと思っています。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 田嶋議員おっしゃるように、町の玄関口でありながら、寂しい状態が続いているということでありまして、まずは、再開をすることが大事だと思っております。そういった中で、利用料等につきましてはですね、やっぱり民間の事業者ではなくて、ある程度公益的な法人でありますとか、協議会、そういった方が実施と言いますか、運営を行っていただける場合には、これ使用料を全額免除するというものも考えていいんじゃないかと思っておりますので、そういった部分も含めて、それから今地域づくり実践塾やっておりますけども、これにつきましても次のテーマの中で、観光とかそういった部分のテーマでの政策提言等も話していただくようにしておりますので、そういった中でも取り組みができないか、お願いをしてみたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。やっぱりですね、観光業、苓北の顔の物産館がありますので、これから先ですね、民間と話し合っただけでですね、より良い方向にいくように願って、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） これで、田嶋健司君の一般質問を終わります。

これで、全ての一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前11時36分

令和 5 年 9 月 8 日（金）

（第 3 日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会は、令和５年９月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋 健司	２番	山口 利生
３番	廣田 幸英	４番	松本 良人
５番	浜口 雅英	６番	田崎 稔
７番	倉田 明	８番	錦戸 俊春
９番	高戸 幸雄（副議長）	１０番	野崎 幸洋（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	松本 康秀	書記	田中 めぐみ
------	-------	----	--------

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長	龍岡 学	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	本田 保	福祉保健課長	田尻 康彦
健康増進室長	西川 文孝	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘	監 査 委 員	登本 玄一

8. 議事日程

日程第 1	報告第 7 号	所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について
日程第 2	報告第 8 号	所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について
日程第 3	認定第 1 号	令和 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4	認定第 2 号	令和 4 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認定第 3 号	令和 4 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認定第 4 号	令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 5 号	令和 4 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 6 号	令和 4 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 7 号	令和 4 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10	認定第 8 号	令和 4 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 11	認定第 9 号	令和 4 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 10 号	令和 4 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 11 号	令和 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14	報告第 9 号	令和 4 年度決算における健全化判断比率について
日程第 15	発議第 9 号	苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第 16	議案第 51 号	苓北町税条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 52 号	苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 53 号	令和 5 年度苓北町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 19	議案第 54 号	令和 5 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 20	議案第 55 号	令和 5 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 56 号	令和 5 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 22	議案第 57 号	令和 5 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 23	議案第 58 号	令和 5 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24	議案第 59 号	令和 5 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25	議案第 60 号	令和 5 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 26	議案第 61 号	令和 5 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 27	議案第 62 号	令和 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 28	議案第 63 号	令和 5 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 29	同意第 7 号	教育長の任命について
日程第 30	同意第 8 号	教育委員会の委員の任命について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

各議員、ご存じだと思いますが、第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしておりますので、時間内での質疑に心がけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第7号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第7号、所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

総務文教厚生常任委員会委員長に報告を求めます。

山口利生総務文教厚生常任委員会委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） おはようございます。総務文教厚生常任委員会委員長の山口利生でございます。

総務文教厚生常任委員会調査の報告をいたします。お手元に配付されております調査報告書を読み上げて、報告に代えさせていただきます。

令和5年8月24日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

総務文教厚生常任委員会委員長、山口利生。

総務文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を行ったので、会議規則第77条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記。

1. 調査事件名

- (1) 坂瀬川小学校及び都呂々小学校の現況調査
- (2) 旧坂瀬川中学校校舎及び旧都呂々中学校校舎の活用状況調査
- (3) 旧苓北町郷土資料館の活用状況調査

2. 調査の経過

(1) 調査日時、令和5年7月18日(火曜日)、7月19日(水曜日)、午前9時から12時まで

(2) 調査場所 ①坂瀬川小学校、②都呂々小学校、③旧坂瀬川中学校校舎、④旧都呂々中学校校舎、⑤旧芥北町郷土資料館

(3) 出席委員 山口利生委員長、錦戸俊春副委員長、浜口雅英委員、高戸幸雄委員

(4) 欠席委員 なし

(5) 委員以外の出席 野崎幸洋議長

(6) 執行部出席 吉本英明教育課長、錦戸雅志総務課長、溝上基教育課長補佐、山口敏英主幹、溝上行大主任主事、荒木原弥主事、金子孝昭坂瀬川公民館長

(7) 学校出席 (坂瀬川小学校) 桜井祐子校長、梅田浩範教頭。(都呂々小学校) 古川忠司校長、角本昌紀教頭

(8) 委員会書記 松本康秀議会事務局長

3. 調査の内容と結果の概要及び委員会意見、要望

(1) 坂瀬川小学校及び都呂々小学校の現況調査

芥北町教育委員会が、令和5年7月1日現在で推計した令和5年度から令和11年度までの町内小学校の児童数は、令和5年度の304人から令和11年度は178人へ大幅に減少し、児童数の減により志岐小学校以外の学校で複式学級が増加する見込みである。坂瀬川小学校は、令和5年度から6年度は、5年生と6年生が複式学級、令和9年度には、2年生と3年生及び4年生と5年生が複式学級となる。さらに、令和10年度は、全学年が複式学級となる見込みである。都呂々小学校は、令和5年度から6年度は、3年生と4年生、5年生と6年生が複式学級、令和7年度から9年度までは、全学年が複式学級となる見込みである。富岡小学校も、令和8年度から2年生と3年生が複式学級となり、令和10年度には、2年生と3年生及び4年生と5年生が複式学級となる見込みである。これについては、資料1を参照していただきたいと思います。

本委員会では、複式学級が設置されている坂瀬川小学校及び都呂々小学校を訪問調査し、単式学級と複式学級の授業内容や両小学校の現況把握を行った。

両小学校では、児童の特性や可能性を生かし、子どもと真に向き合う時間の確保に努めながら創意工夫して学習指導にあたるとともに、職員一丸となって地域と家庭との連携による活気のある学校づくりを推進されている。また、児童の学習態度も良好であり、各教室に設置してある電子黒板やモニターを積極的に活用するとともに、タブレットによる情報収集やプレゼンテーション教材を有効活用するなどICT教育の水準も高く、相対的に学力、体力面は平均的以上であるが、一部平均以下の学年があった。

複式学級は、一人の教員が2学年を担当し、同じ教室で1時限を半々に分けて授業を行うため、町費負担の特別支援教育支援員を配置しているが、1時限の半分は自習時間となることから年間を通じた実質の授業時間の減少により単式学級児童との学力格差が生じるのではと懸念された。また、担任教師の負担も、単式学級に比べ、2学年分の学習構想案（年2回）作成や授業の下調べ等のために2倍以上となっている。

さらに、両小学校には個別の支援を要する児童が在籍しているが、教員不足により特別支援学級が設置されておらず、対象児童への学校側の支援体制が非常に厳しい状況となっている。

苓北町教育委員会では、令和4年9月に苓北町学校教育審議会設置条例を制定し、小学校の統廃合に係る諸課題の検討、協議を進めている。昨年度実施した小学校統合に関する保護者アンケート調査の集計結果では、小学校の統合に対する考えとして、①積極的に統廃合すべきである 21%、②統廃合されることはやむを得ない 65%、③児童数が少なくても統廃合は避けるべき 6%、④小学校が統廃合されることに反対 5%となっている。

小学校の統廃合に係る諸課題の検討、協議にあたっては、単式学級と複式学級における学習能力向上の比較検討や集団生活への対応力などを調査、研究するとともに、統合校舎設置個所の選定などを含め、児童の教育と健全育成を最優先にした検討を進められたい。

（2）旧坂瀬川中学校校舎及び旧都呂々中学校校舎の活用状況調査

旧坂瀬川中学校校舎は、現在1階を坂瀬川出張所と坂瀬川公民館として使用し、老人会や住民の各種活動に有効活用されている。2階は、階段に関係者以外は立入禁止のロープを張り、空き教室の一部を公文書保管庫として使用しているが、隣の空き教室にも段ボール箱で存置しており公文書の適正管理上問題であるので早急な対策が必要である。また、地域住民から、これ2階にありましたけれども、旧音楽室を活用できないかとの要望があっており、2階部分も積極的に活用方策を検討されたい。

旧都呂々中学校校舎は、特別教室棟を令和元年度から地元有志でつくる「もやい倶楽部」が惣菜や菓子などの特産品の調理・販売、また地元で採れた野菜等の直売所を開設し、住民の拠り所として活用されている。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、空き教室の一部をサテライトオフィスとして改修し、本年6月から都呂々地区風力発電所建設に係る工事事業者の現場事務所として使用されている。1階空き教室には、道路管理用資材とともに段ボール箱に詰めたまの公文書が無造作に保管されており、公文書の管理が不十分であるので、坂瀬川公民館2階の公文書保管庫へ移送を早急に行うこと。

なお、両中学校校舎の机や椅子等の備品類が現在も保管されているが、今後使用す

る予定がないものについては適切な処分を進めること。

(3) 旧苓北町郷土資料館の活用状況調査。

令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、郷土資料展示室2室をサテライトオフィスとして改修し、1室は本年6月からふるさとづくり寄附金受付業務を受託している業者が利用しているが、残り1室についても早急な利活用を進めること。

委員長補足意見といたしまして、1点だけお願いいたしたいことがございます。

坂瀬川小学校、都呂々小学校の現況調査意見でも触れましたけれども、小学校の統廃合問題は、急速に進む児童数の大幅な減少に伴い、避けて通れない苓北町の大きな課題であり、小学校が廃止されることは当該地域の衰退に関わる大問題であることから、町民の関心も非常に高く、議会での十分な審議を望まれる町民の声もあります。

そのため執行部におかれては、苓北町学校教育審議会の進捗状況や統廃合に係る方針等について、適時、的確に議会へ報告いただき、議会との意見交換を密に行っていただきますよう要望いたします。

以上、総務文教厚生常任委員会調査報告書についてのご説明を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 総務文教厚生常任委員会の委員の皆様、調査大変お疲れさまでございました。1点だけ、ちょっとお尋ねしたいんですけど、2ページですかね。2ページの下から10行目。さらに、両小学校の個別の支援を要する児童が在籍している。教員不足により特別支援学級が設置されておらず、対象児童への学校側の支援体制が非常に厳しい状況であるということでございます。現況はどうなっているのか、分かっていたらお願いしたいです。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 教育委員会に確認しましたら、今、特別支援学級が設置されているのが、志岐小学校と富岡小学校には設置してあるということでございますけれども、坂瀬川小学校、都呂々小学校には、やっぱり支援を要する児童が在籍してますけれども、教育委員会の方にも町から要望していますけれども、やっぱり全体的に教員が不足してるということで、4校すべてに特別支援学級の教員を配置するというのは非常に厳しいというふうな回答があつてると。町の教育委員会としては、ぜひ設置をお願いしたいというのを再三お願いしているというふうに聞いております。

ただ、やっぱり複式学級の中にそういう支援を有する子どもがいた場合にですね、担任としては複々学級になると。2学年を持ってる中に、そこに再度また支援を要する子ども、急に学校から飛び出す子どもであつたり、やっぱり引きこもりであつたりとかい

う子どもたちが、やっぱりいらっしゃって、不登校児童に対しては、家庭訪問とかもせにやいかんけれども、実際には担任は非常に厳しいと。校長先生、教頭先生、また苓北町支援学校の先生等に要請をしながら対応しているけれども、十分な対応には至ってないというようなことでございました。

そういう意味でも、これから先、ますます教員不足というのは、こちらも避けて通れないところもあってですね、やっぱり特別支援として担当できる先生等自体も、やっぱり少ない状況だということで、なかなか即対応というのは厳しい状況だというふうに聞いております。たまたま、実際に調査に行ったときには欠席しておりましたけれども、そういう面からも、やっぱり複式学級という、最近多いそうでございます。やっぱり特別支援を要する子どもがですね。前はもう人数が多いと、どうしてもそのまま通常学級と同じように勉強してた子どももですね、やっぱり親御さんもそういう面で要望も強くあってですね、特別支援を要する子には特別にあたっていただきたいというような要望も強くなってるということで、これは全国的な課題というふうに聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。委員長のお許しをいただいて、教育委員会にお尋ねしてよろしいでしょうか。今の件でよかですか。

○議長（野崎幸洋君） 執行部への質問はできませんが・・・。

○6番（田崎 稔君） できませんか。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の答弁内容次第では、執行部に答弁を。

○6番（田崎 稔君） ほんなら、委員長に聞いてよかですかね。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 非常にこの問題はですね、大きな、町としての課題でもありますので、ぜひ教育長の方からも・・・この件について、再度ご質問をしていただいて、それに合致するような回答をお願いいたしたいと思います。どうぞ。教育委員会の方に。

○6番（田崎 稔君） 議長、よかですか。

○議長（野崎幸洋君） 委員長としてはどうですか。答弁・・・。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） よろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） それでは、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○6番（田崎 稔君） もう1点、突っ込んでもよかですか。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今の委員長の答弁で、状況は分かったんですけど、まず、小学校に何人かおるということで理解してよかですかね。それが各小学校に、ばらばらにおれば、なかなか教員不足で、教員の配置が難しいということでございますので、教育委員会の考えとしてですよ、一つの小学校にまとめて、そういう学級を作ってやったらど

うかという考えと、そういった教育委員会の考えと、保護者のですね、考えが分かっていたらお願いしたいと思いますけど。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 基本的には、先程、山口委員長がおっしゃったとおりでございます。現状といたしまして、確かにですね、まだ特別支援学級が開設されていない学校にも特別な支援が必要な子どもさんはおります。その特別な支援が必要なお子さんっていうのが、教育の内容を変えなきゃいけない支援なのか、教育の内容にはついていけないけども、動きとかですね、集団の中での溶け込み方、そっちの方の支援が必要なのかということで、私どもも分けて考えているところでございます。

特別支援学級、昨年もそれぞれの学校から、この子どもさんのためにということで、学級の開設をということの要望が上がりました。それで昨年度の10月には、だいたい様子が出てくるわけでございますけれども、一人で一人の学級、それからこの子どもさんは集団の中で、一緒に誰かが見ていてやった方がいいんじゃないかという、そういう判断のもとに、そしてもう一つは、さっきおっしゃいました教員不足っていうのもございます。いろんな要素の中で、現在、志岐小学校それから富岡小学校、苓北中学校に学級を開設しているところでございます。1箇所を集めるっていう形も私共も考えてはみましたけども、まず親御さんの育てっていうのが一番でございます。そして、それぞれの特性が違いますので、これを一緒にの学級に入れたとしても、これはもう一人ひとりに応じた授業というのは、元の学校、区域の学校に行く以上に厳しくなっていく。子どもさんにとりましても、地元を離れて誰も知らない学校へという、そういう状況は作り出すべきではないっていうふうな判断をいたしまして、できるだけ地元の学校で、近所の人、お兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒にっていうそういう考え方を優先しているところでございます。

本年でございまして、先程ありました学校からの要望もございまして、まずは複式学級には一人ずつ町の方の支援員を、それから複式学級以外でも特別な支援を要する学級、そこには町の方から支援員をっていう形で、現状に応じて、町の方の財政も絡んできますんで、お願いをしながらやってきているところでございます。

現状としましては、本当に学校の方もですね、一生懸命やっていただいて、校長先生、教頭先生、なかなか自分たちの仕事はできないという状況の日もあるようでございますけども、子どもさんの安全確保とできる限りの教育の提供という形で進めさせていただいてるところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしゅうございますか。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） はい。現況は分かりました。また、今後いろいろですね、研究

をされて、子どもたちに良い環境を作っていただければと思います。

以上、終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 今、委員長の話では、支援学級がある学校に先生を派遣してあるところと、してあるけれども教員が不足してできないってところがあるというようなこと、そういった感じで受けたと思いますけど。と、言うのはですね、そしたら子ども自体に差別が生じっとじゃなかですかね。教員がおらんから支援学級に人間はやられんよとか。そうでしょう。例えば、都呂々小学校、坂瀬川小学校には対象者がおるけれども、教員が足らんから……。教育委員会は何ばしとつとですか。昔はですね、やっぱり教育長の手腕やったんですよ。良か教員ば連れてくつとは。そこら辺ですね、常任委員会ももうちょっとですね、そういった現況じゃなくて、今後どうするかと。ほんなら、受けとる者はそんな支援を受けて、教員も置いてあるところは相当優遇もされておる。県の教員がおらんからやりませんでしたと。そういう悠長な考え方でよかったですか。町の議員として、私は今んとに憤りを感じたですよ。

ぜひですね、生徒がおるとなれば、東京の子どもも同じ、苓北町の子どもも同じ。東京都は教育委員会が違うから熊本市でよかですたい。大きなところだけ優遇されて。あるいは合併せろ、合併せろと叩かれて、尻を叩かれて、そういったことを何で今の現況ばかり。合併せろどうのこうのっちゅうとは将来のことでしょう。現在のことを相当良うせんばんとじゃなかですかね。今、教員不足で教員はやってありません。その分、学校の先生に負担がかかると。実際は普通の生徒にも負担がかかっとじゃなかですか。教育委員会はどがんしよつとですか。これ、もうちょっと強う言うたかな。強う言わっさんだったですか。どがんしよつとかって。それが我々の努めでしょう。委員会の努めでしょう。そうでなかったら、ぜひですね、やはり委員の方は大変ご多忙かと思いますけれども、県の教育長あたりにも、どもこも苓北町教育委員会に任しとつたっちゃどもこもならんて、我々が来たぞというようなことですね、足を運んでいただいて、そういった差別がないように。教育に差別あっちゃいかんですよ。教育委員会関係でしょ。差別をなくしましょう。どうのこうのしましょう。実際、教育委員会自体が差別ばしよつと。どう思われますか。委員長として。お尋ねします。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 今、松本議員がおっしゃったことはもっともなことだと思います。やっぱり子どもたちの健全育成、教育の平等性という観点からですね、全ての子どもたちにやっぱり同じように教育を与えるというのは、当然至極。保護者もそれを望んでおられます。ただ、現実的にですね、予算との関係もあろうかと思います。

また、教員の採用の段階でも、特別支援というふうな分野での教員が不足してると。これは非常に難しい問題。教育委員会としてもですね、やっぱりこの実情があって、こういう特別支援学級の開設については、強く県の教育委員会の方にも要望されておりますけれども、やっぱり全県の中での教員配置と、今熊本市と熊本市外という形で県の教育委員会の方も教員配置をしております。全体的にやっぱり教員自体が不足している現状にあって、なおさら特別支援学級を担当できる先生も不足してるのが現状と聞いております。ですが、やっぱりそれをいかに無くすかと言うのは、単に苓北町の問題でなく、全国全ての自治体が抱える問題かというふうに思います。そういう面でも、やっぱり教育にあたる先生たちがですね、もっと一生懸命先生の方になっていただいて、教員自体をいろんな面で活躍できるような形にやっていこうというのが教育行政のあり方かと思えます。やっぱりここは人事に関わる問題でもあります。これも教員の採用から配置については県の教育委員会の所管でもあって、それに対して実情を、各自治体が同じようなことを県の教育委員会の方に強く要望されてる中で、だから全ての小学校に配置となれば、膨大な教員が、専門担任のですね、教員が必要となってまいります。そこに追いついていないのが現状かと思えます。

そのために、校長先生、教頭先生それに特別支援を担当される先生が天草にもいらっしゃいます。それとスクールカウンセラー。苓北町には支援学校というのがまだまだあるからですね。そちらの学校の方からも、各小学校の方にも支援をいただいと、非常にありがたいというふうな校長先生の話でもありました。ですから、やっぱり松本議員がおっしゃるように、全ての学校に特別支援学級を設けるとというのが本来の筋ではあるけれども、なかなかそこに追いついていけないと。だからできるだけ町の教育委員会も実情を、県の方に行って、やっぱりその必要な人数の度合いであるとかいうものを、さらに詰めていきたいというふうな話は承っております。

ですから、総務文教厚生常任委員会としてですね、県の教育委員会の方に出向くというところまではですね、まだまだ時期尚早かなというふうに思ってるところです。委員長としてですよ。ですから、またこれは町長も含めてですね、やっぱり子どもたちの教育は根幹でございますので、それをどういうふうにするのかということも含めてですね、今回、提言をしたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は、現況でどうのこうのって言い訳は聞きよらんとですよ。現に決まりがあって、そういったことを作ろうといって県が計画したならば、計画がスムーズにいくように、そして特に教育っていうのは差別を付けたらいかんわけですので、徹底したですね、管理の下に同じ待遇で教育をしなければいかんのかなとか。将来のどうのこうのやかっですよ。現在ですよ。現在、支援学級に先生が行っとらっと

こっと、あるばってん開校しとらんとこっとあっとでしょう。不公平でしょ。そこら辺を県とか国とかにもうちちょっとですね、働きかけるとか、あるいは教育委員会あたりがもうちょっとですね、県に言う。でけんとなら、議長はじめ議員にもアピールして。まともに決まった事をしてくださいというのが私の言い方なんです。言い訳じゃなかつたですよ。現に決めてあるわけでしょう。決めてあつとば、教員が不足……。教員が不足なら、教員をですね、もうちょっと採用段階あたりでですね、レベルを下げるなり、教員を優遇するなりしてですね、手立てはあつとと思うんですよ。そこら辺を率先的にしてです。県が早よせんばいかんでしょ。教員になるとがおらんなら、教員の給料ば上げれば良かつた。そこら辺ばせんでおつて、なり手がおらんもんな、なり手がおらんもんな。しよんなかもん。しよんなかとじゃ済まんとなかなかろうかというのが教育行政と私は言うわけ。そして、差別があつてはいかんとじゃなかるうかなと言ひよつとですよ。委員長の言い訳は十分現状で分かりますけれども、言い訳の前にですね、しなければならぬ。子どもの教育には、言い訳なんかきかんと思うんですよ。ぜひですね、町を挙げて、あるいは機運を上げて、国を挙げてするような手立ては、委員会としてあれしませんか。私たちも県の教育委員会に行こうやつかとか、町の教育委員会に話しようやつかという、そういった呼びかけは、私たちは東京まででん、どこまででん行くですよ。子どもたちのためです。国を背負う子どもたちに差別があつたらいかん。そこに私は本心がありますので。そこら辺の考え方はどがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 基本的に執行部の答弁は認めませんので、委員長として、まず答えてください。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 先程、松本議員がおっしゃられること、私も同感でございます。そういう面では、こういう学校教育に関するですね、自治体要望の中でも、強く、項目としてですね、この現状と対策について要望をお願いしたい。町長はじめ教育長に、その件については今後さらに。やっぱり苓北町自体、急速な少子化が進んでおる状況の中でですね、今後の学校の統廃合問題も含めてですね、その中で十分そういう論議もですね、していただいて、必要に応じて要望活動には議会も一緒に行つて、頑張つていきたいと、そういうことを委員長補足としてつけ加えたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 3回目ですけれども、このことについてはいろいろ問題があると思うんですよ。ただ、教員不足ちゅうとは、私もニュース等で見ますけれども、給料が足らんとか苛酷な労働とか何かいろいろ聞きますけれども、そこら辺ぜひですね、

例えば、町採用の教員とか、県の採用の教員とか、そういったことは国・県あたりはどのように考えているか調べてみられたことがありますかね。例えば、昔はですね、栄養士あたりは、町で雇うとった栄養士は町の栄養士ができますよと。あるいは管理栄養士になれば、県あたりの採用があつてというような決まりがあつたつですよね。そして町の栄養士は町のを兼ねてついう。今はどうなつてゐるか知りませんけれども。

学校の先生たちもですね、例えば、交付税なんかの対象にさせていただいて、町で採用する。一部の方をですよ。足らん分ばですよ。そして、県の職員、町の採用職員あたりと一緒になつてされると。そういったことで、先程、支援学級の先生たちが足らんとかいうことでありましたけれども、そこら辺ならんかというようなことは教育委員会あたりへ聞いてみられたことがありますか。もしよかつたらですね、そこら辺もぜひ推し進めていただいて、今後ですね、子どもたちにですね、差別によって、3年生と4年生の時に、のんがとこは足らんやつたもんない。支援学級のところに先生は行つてばつかおつて。支援の対象の方とこ行つとつて、私たちの時にはちょうど勉強もされんやつたもんないつて言うて、未だかつてやつぱり70歳になつて、80歳になつてでも、悔む時があるかもしれんとですね。そういうことでございますので、ぜひですね、子どもたちの教育を先生不足のどうのこうのつて言い訳はなさらんごたい行政をして、町の関係あたりはどがんですかね、そこら辺調べてみらつさんやつたですか。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 学校の先生のあり方の問題が今触れられたと思います。やつぱり国民に等しく教育を受けさせるというような大きな国の考え方があつて、ある程度、教員自体も基本的には都道府県採用、それと政令市は政令市で教員採用していいというふうになつております。

これはやつぱり、教員の質の担保であり、市でも町村であつてもどこも同じような教育が施せるという政策のもとで、都道府県、政令市に教員採用、配置を国が義務付けているというふうに思います。町もですね、複式学級で担任一人で2学級を持つというのは非常に厳しいということで、町で採用した特別支援教育支援員、それと1年生には、やつぱり学校に入つてすぐですから、担任と特別支援教育支援員を配置してあります。町としても、やつぱりその教育というのは非常に重要だということでですね、予算付けしてありますけれども、ただ、担任教諭と特別支援教育支援員という中にあつてはですね、やつぱり教育自体の指導が担任教師でないとできないと。あくまでも支援員は、それを補佐する立場だということでですね、非常に学級担当している支援員さんも一生懸命、ずっと子どもたちの側に寄り添つて、教えて・・・、教えるという言葉を使うと、NGになるかもしれませんけれども、一生懸命寄り添つてですね、子どもたちのわからない点については、こう、こう、こうですよと担任先生が教えたことを補足されて頑張つておられました。

○4番（松本良人君） そがんとば聞いたっじゃなかつじゃん。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） だから、松本議員がおっしゃるような、各自治体で教員採用ということはですね、これは法律自体ができない・・・。

○4番（松本良人君） それをできるごて・・・。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） ・・・ようになってますから、それをここで言ったとしても、これは全国の大きな問題でありますので、そこはまた都道府県教育委員会とかですね、いう中で、今後どうしていくのかと言うのは、また新たな課題として出てくるだろうというふうに思いますが、それに対して、委員長である私も教育行政に携わったことがありませんから、その回答はできません。ただ、・・・。

○4番（松本良人君） そこまで検討しとらんちゅうことですね。委員会として検討せんやったってことですね。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 委員会としてはそこまで踏み込んではおけません。できないと思います。

○4番（松本良人君） ぜひ今後はですね、検討してください。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 1点確認とお願いなんですけど、旧都呂々中学校の特別棟をですね、企業の方に貸し出して、今年の6月から貸し出してると思うんですけど、この工事がですね、本格化すると、出入りの業者さんの数が多くなると思いますんで、小学校と隣接してますので、交通安全と事故がないようにですね、啓発の方をさらにですね、注意していただきたいと思います。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） 今、グラウンドの方を駐車場としてですね、貸し出しをされて、線は引いてありました。やっぱりそのところは、小学生がですね、交通事故に遭わないようには、校長先生たちも気にされておられましたので、そのところは、貸し付ける中であってですね、十分、教育委員会としてもやっていくということだと思います。

今、特別棟はもやい倶楽部が1階の半分を使って、2階は空いております。ですから、坂瀬川中学校の跡地も含めてですね、もっともっと活用する場所はあろうかと思いますので、この予算付けは町長でございます。やっぱり、より活用と安全、確かに、来年から本格化すれば、工事業者が出入りする機会も多くございますから、ぜひそのところは十分注意をしていただくように、さらに教育委員会の方にも委員長として申し伝えたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○総務文教厚生常任委員会委員長（山口利生君） どうもありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで報告第7号を終わります。

なお、報告書の中にありました委員会意見・要望については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応の方よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第2 報告第8号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、報告第8号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

建設経済環境常任委員会委員長に報告を求めます。

倉田明建設経済環境常任委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（倉田 明君） おはようございます。報告させていただきます。

建設経済環境常任委員会調査報告書。

苓北町議会議長、野崎幸洋様。

令和5年8月24日。建設経済環境常任委員会委員長、倉田明。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件名

所管事項についての調査を実施

2. 調査の経過

（1）調査期日 令和5年6月28日（水曜日）

（2）調査場所と所管（関係）課

志岐、苓北町温泉センター（商工観光課）。富岡、富岡港陥没箇所（土木管理課）。

富岡、富岡城東角櫓ワーキングスペース（商工観光課）。志岐、白木尾海岸（法面）

（農林水産課）。志岐、藻場造成（農林水産課）。志岐及び都呂々、年柄・竹の迫

（国道389号関係）、都呂々、町道（土木管理課）。都呂々、県管理河川（都呂々

川神の原橋付近）（土木管理課）。天草市、下田南バイパス（トンネル等工事状況）、これにつきましては、会議規則第74条に基づく議長の派遣承認を得たところで実施しております。

（3）出席委員 倉田明委員長、廣田幸英副委員長、田嶋健司委員、松本良人委員、田崎稔議員

（4）欠席委員 なし

（5）委員以外の出席 野崎幸洋議長

（6）執行部出席 商工観光課、稲尾浩二課長、原田正子課長補佐、川原栄次郎主幹、土木管理課、田尻悟課長、長舩健二課長補佐、農林水産課、松井徹也課長、田平雄二課長補佐、櫻井庄司主幹、高戸敦也主事

（7）委員会書記 松本康秀議会事務局長

（8）調査の方法等 担当課の説明を受けながら、現地調査を行い、帰庁後、総括を行った。

出された意見・要望事項等は、下記のとおりであります。

3. 所管事務についての調査における意見・要望事項等

① 苓北町温泉センター（麟泉の湯）

入館者はコロナ禍前ほどに回復していないが増えつつある。しかし、人口の自然的減少等もあり期待は厳しい状況のようである。

利用客増に向けた取り組みとして、町民グラウンド等（農村運動広場等）のスポーツ大会利用、参加者の入館料金を大人半額、中学生以下には無料券など配付し相乗効果が図れないか。また、町と指定管理者で協議、指定管理者において送迎を伴うような自主事業を計画するなど検討されたい。

② 富岡港陥没箇所

陥没箇所修復工事は終えてあったが、引き続き注視が必要と思われる。また、港湾は町の玄関的存在であり不特定の利用が見込まれ、今後、観光面からも施設の利活用に向け適正な管理体制を熊本県に要望されたい。

③ 富岡城東角櫓ワーキングスペース

大いにアピールし、利用拡大を図られたい。個人と団体の混在利用について、精査が必要ではないか。また、行くまでの交通アクセスに不便さがあり、改善の余地があると思われる。

④ 白木尾海岸（法面）

法面等の崩壊が進んでいる。関係者等との協議を重ね、事業の早期着工が望まれる。

⑤ 藻場造成

アントクメ等の幼芽の発芽が想定され、ここを核とする藻場の広がりが期待されて

いる。地球温暖化、磯焼け等の課題が多い中、引き続き注視され、追跡調査を願いたい。また、成果が出ているようなので、適当な国の補助事業があれば計画してほしい。

⑥年柄・竹の迫（国道３８９号関係）

この付近一帯は法面が高く地質的に崩れやすい地帯で、豪雨等の災害発生時には交通止めなどの規制がある。現在、傾斜地及び道路改良工事が進められているが、関係機関の早急な対策と早期完成が望まれる。

⑦県及び町管理河川の状況

県及び町管理河川については、逐次、河川敷の竹木の伐採等が行われているが、２～３年経過すると元の形になってしまう。町内には、これら類似した箇所、また河川の護岸改修等が必要なところもある。引き続き管理と改修は優先度に照らし進めていきたい。

⑧町道全般

通常、路面水は道路側溝に入り排出されるが、路面の破損、劣化等で側溝より路面が低いために機能が失われたり、舗装が剥がれての窪み、路肩のひび割れなど多く見受けられ、早急な対応が求められる。

⑨特別視察、下田南バイパス（トンネル等工事状況）

世界文化遺産となる崎津集落への当町からのアクセス道路でもあり、近隣住民の生活道路としての利便性も高く、早期完成が望まれる。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君） まず苓北町温泉センターについてですが、最近、温泉センターの休業がですね、目立っております。それで、経年劣化という言葉が最近よく使われているんですけども、そのような状況が出ているのかどうか。今後の見通しもですね、含めて、教えてもらえればと思います。

それから、富岡港の陥没箇所についてですが、これ陥没箇所と言うよりも、この文面の中に、今後、観光面からも施設の利活用に向け適正な管理体制を県に要望されたいということが指摘してありますけども、このフェリーの乗り場がそのままに、そのまま使えるのかどうか分かりませんが、そのまま放置されたような感じになっておりますね。あれは県とすればですね、ここに書いてありますので、県とすればどうしていいかと思うのか。それと併せて、高さ２メートルぐらいのえらい太か進入禁止の柵があるわけですけども、ああいうものを、今後、県とすればどうしようと考えておられるのか。

それから、もう１点ですが、これ町道全般って書いてありますけれども、そういうこ

とでお尋ねしてよろしいのでしょうか。と、言いますのはですね、経年劣化とか何とかということが、ここに言葉で書いてあります。多分ですね、もう全ての公共施設には、経年劣化が道路に限らず来ているんだろうと思います。その中で、山間部に入られたかどうか分かりませんが、特に何か、イノシシですかね、西川内の何とか線とか、あそこら辺のみかん山の周辺、みかん山の中はですね、西川内それから神楽山ですね、それから内田、それから都呂々、全部みかん山、果樹園はもう本当、舗装はいっぱいいっぱいあるんですけども、その下が、路肩が流されて何て言うのですかな、路床が流されてしまっている状況があります。まず、そういうものは掴んでおられるのかどうか。掴んでおられると思いますけども、今後どういう対応をしていこうと思っておられるのか、お尋ねをします。わかる範囲で結構です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（倉田 明君） まず温泉センターの、いわゆる施設の経年劣化と、これにつきまして、特にこれを注視した調査は行っておりません。外・内から一通りと言いましょ、見回っただけであります。主に、温泉センターの利用客等にコロナ禍で利用客が落ちているということを中心に話し合いと言いましょ、協議をさせていただきました。

2点目の富岡港の陥没箇所、この付近につきましては議員ご指摘のとおり、フェリー発着場の関係のいわゆる栈橋と言いましょ、一応そういった施設が残っております。だいぶ傷みと言いましょ、錆びておりますし、現場でも本委員会の委員からそういう部分について、今後どうされるんだろうかというような話も出ました。それにつきましては、ここに僅かですけども書いてありますが、いろんな意味で施設周辺、特に船の玄関口でもありますし、町の主な部分でもありますので、そういった部分も含めて、一応県の方に適切な管理を要望したいということでございました。

それとイノシシ、町道全般の関係からの部分もありますが、特にですね、イノシシという分野については、特に調査はいたしてはおりません。ただ、議員ご指摘のように、非常にですね、近年、天草近隣、もちろん苓北町も含めてですけども、イノシシ被害が甚大な結果をもたらしております。先般も議員ご指摘のように被害額等も問われたような感じでございますが、委員会としては、イノシシの分については調査してはおりません。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） まず、白木尾海岸ですね、これは非常に今、議会の方でもいろんな課題等があって、早期着工についてお願いをしている状況ではありますけれども、今回、建設経済常任委員会の方で見られたときに、今、あそこの出水ですね、水が湧き

出すというような問題もあるというような話がありましたが、今回の調査の中でですね、出水状況説明っていうのが管理者の方から、あそこの管理者は県ですけども、実態的に町の方でも調査をやっているとかいう話も聞きましたけれども、その辺りの具体的な話が、もし町の方からあったんならば、その出水の現況を教えてくださいというふうに思います。

それと、富岡の陥没箇所、私も現場を見に行ってますね、3メートルぐらい大きく真ん中が陥没して、これどうしたものかと思いました。それはもう既に、県の方で処理をされてるということで一安心しましたが、私も先程、浜口議員がおっしゃった立ち入り防護柵、2メートルぐらいの高さで、これは地元の人たちからも撤去できないかというようなことがあって、議会でも要望したんですが、やっぱり人身が一番だと言うようなことですね、町長からは撤去は不要だというふうな回答がありましたが、今回、工事をするにあたり、撤去されてましたけれども、また再度、県として復旧を、復旧というか、復元ですね、をされる予定があるのかどうかというふうな話がもし出たならば、教えてくださいなと思います。

それと、もう1点ですね。この苓北町温泉センターの半額券の話ですが、これ町のグランドゴルフ大会が麟泉公園であって、私も参加したんですが、その際に特別入浴券というのをいただきました。そこは指定管理者の名前が書いてありました。やっぱりそのとき思ったのは、このお金をどうするんだろうかと。無料で入浴したときですね。それを指定管理者の宣伝事業としてやっているのであるならばすばらしいことだなと、私も感心したところであります。やっぱり町民に使っていただくというのがやっぱり一番重要だろうと思いますので、ここに提言されてるのはすごく大きなことだと私も思います。そういうことで、その経費あたりを町と指定管理者で折半するような、総括の中でですね、そういう話が出たのであれば教えてくださいなと。出てなければ、こういう要望でされてるのは重要かと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（倉田 明君） まず、白木尾海岸のいわゆる湧き水と言いましょか、水関係。これについては、結論から言いますと、特に説明はありませんでした。ただ各委員、土木管理課を含めてですけども、一応下から調査と言いましょか、見させていただいて、また、上の方の畑等の現場において両面から見ました。先程、水の件については特に説明はありませんでしたけども、聞くところによると、非常に低いところでどうしてこう水が、年中湧くんだろうかという専門的ではありませんが、水脈が何かあるんだろうかという話がありますが、説明は受けておりません。

それと富岡港のところで、いわゆるフェンス、先程、浜口議員のご質問のときお答え

せずにすみませんでしたが、一応ご承知のとおり、ご指摘のとおり、今現在フェンスは除去してあります。私は気になっておりまして、ずっと行く度、2日ほど前、3日ほど前に行きましたけども、もちろん設置してありません。それでできたらですね、私もそのままちょうか、何か補強するなら補強してもいいですけども、前回のようなああいった形じゃなくて、もう少しやさしいちょうか、環境にね、見た目にも良いような設置があればなと思っております。今後の設置が再びされるのかどうか私も聞いておりません。それは後で、また町の方にもお問い合わせいただきたいし、私も聞いてみたいと思っております。

それと3点目のいわゆる温泉センター利用の半額券。ご指摘のように、いろんな大会等により半額券が支給される場合があります。その内容、どちらがどう折半するのか、そこまでは協議とか問い合わせもしておりませんが、興味あるところでございますし、今後ですね、やはり利用拡大にはいろんな観点から、そういうことを含めて検討いただければと言うことで記載させていただきました。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号を終わります。

なお、報告書の中にありました調査における意見・要望事項等については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応方よろしくお願いいたします。倉田委員長ありがとうございました。

ここで、認定第1号から決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めていますので、ご着席をお願いいたします。廣田監査委員も、監査委員席へ着席をお願いいたします。

—————○—————

日程第 3 認定第1号 令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第2号 令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第3号 令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 4号 令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 5号 令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 6 号 令和 4 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 9 認定第 7 号 令和 4 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第 10 認定第 8 号 令和 4 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 11 認定第 9 号 令和 4 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 12 認定第 10 号 令和 4 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳
入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 11 号 令和 4 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第 3、認定第 1 号、令和 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決
算の認定についてから、日程第 13、認定第 11 号、令和 4 年度苓北町宅地造成事業特
別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思いますが、こ
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

一般会計から順次提案理由の説明を求めます。

認定第 1 号、令和 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。
町長。

○町長（山崎秀典君） 認定第 1 号、令和 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついてご説明申し上げます。

令和 4 年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 233 条第 1 項及び第 2 項
の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第 3 項の規定により、監査委員の
意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から、令和 5 年 6 月 30 日付けで提出を受けました一般
会計及び特別会計に係る決算書につきまして、同日付けで監査委員に監査をお願いいた
しました。

監査委員におかれましては、令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 26 日までの間、費目ごと
に担当課からの内容聴取を含め、慎重な審査をしていただき、その結果として、令和 5
年 8 月 28 日付けで「適正である」との審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長期間にわたり審査をしていただきました監査委員のご苦勞に対しまし

て、深く敬意を表するものでございます。

この後、認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、企画政策課長から、認定第2号、坂瀬川財産区特別会計から、認定第11号、宅地造成事業特別会計までの各特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願いを申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の内容について、ご説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が58億7,418万447円。2、歳出総額が55億5,692万9,248円。3、歳入歳出差引額が3億1,725万1,199円です。4、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の3,979万6,000円を差し引いた、5、実質収支額が2億7,745万5,199円となります。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

なお、この剰余金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、全額を令和5年度への繰越金とし、令和5年度において、剰余金のうち2分の1を下回らない額の1億4,000万円を財政調整基金並びに減債基金に積み立てます。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから53ページに、歳出が54ページから190ページに掲載しております。

また、307ページから314ページに財産に関する調書を掲載しております。

併せまして、決算に係る資料として、令和4年度における主要施策成果説明書を別冊にて配付しております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の193ページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額が195万7,212円。2、歳出総額が67万8,924円。3、歳入歳出差引額が127万8,288円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額は127万8,288円で、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によ

る基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の201ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額が5,439万9,779円。2、歳出総額が327万5,225円。3、歳入歳出差引額が5,112万4,554円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額は5,112万4,554円で、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の210ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億346万8,035円。2、歳出総額9億8,385万3,790円。3、歳入歳出差引額1,961万4,245円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額1,961万4,245円。6、実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の231ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額10億7,991万3,748円。2、歳

出総額１０億４，７７２万６１６円。３、歳入歳出差引額３，２１９万３，１３２円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５、実質収支額３，２１９万３，１３２円。６、実質収支額のうち苓北町介護給付費準備基金条例第２条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和４年度苓北町介護保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第６号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 認定第６号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２５０ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、１、歳入総額１億２，６６０万１，８１３円。２、歳出総額１億２，５１０万６，３４５円。３、歳入歳出差引額１４９万５，４６８円。４、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５、実質収支額１４９万５，４６８円。６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第７号、令和４年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 認定第７号、令和４年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の２５９ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、１、歳入総額２億１，２７０万２，３１３円。２、歳出総額２億２１２万８，９１９円。３、歳入歳出差引額１，０５７万３，３９４円。４、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として１万３，０００円。５、実質収支額１，０５６万３９４円。６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和４年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第８号、令和４年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 認定第8号、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の271ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額3億5,251万7,533円。2、歳出総額3億4,567万8,424円。3、歳入歳出差引額683万9,109円。4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として80万円。5、実質収支額603万9,109円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の283ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額2,078万5,160円。2、歳出総額2,078万3,834円。3、歳入歳出差引額1,326円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1,326円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第10号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 認定第10号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の292ページをお開き願います。

実質収支に関する調書ですが、1、歳入総額4,356万2,987円。2、歳出総額4,354万8,299円。3、歳入歳出差引額1万4,688円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額1万4,688円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の302ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額34万761円。2、歳出総額31万5,950円。3、歳入歳出差引額2万4,811円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額2万4,811円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これから質疑を行います。ただし、来週月曜日から決算審査特別委員会において、審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質疑は会計ごとに行います。なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

す。

次に、認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対

する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和４年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１０号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第１１号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く８人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第１１号については、議長と議選の監査委員を除く８人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、９月１１日（月曜日）、１２日（火曜日）、１３日（水曜日）のいずれも午前９時３０分から大会議室及び第１・第２委員会室で行います。

—————○—————

日程第１４ 報告第９号 令和４年度決算における健全化判断比率について

○議長（野崎幸洋君） 日程第１４、報告第９号、令和４年度決算における健全化判断

比率についてを議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 報告第9号、令和4年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和5年9月6日提出。苓北町長 山崎秀典。

健全化判断比率の財政指標について説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

まず、①の実質赤字比率とは、一般会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、赤字額はございませんので数値はありません。

次に、②の連結実質赤字比率とは、特別会計を含む全体会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、こちら赤字額はございませんので数値はありません。

次に、③の実質公債費比率とは、公債費の財政規模に対する割合の3カ年平均ですが、12.4%で、早期健全化基準である25%の以内となっております。

次に、④の将来負担比率とは、地方債など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合ですが、32.2%で、早期健全化基準である350%の以内となっております。

なお、3ページから5ページには、各指標の算出に用いた数値を掲載しております。

また、決算審査意見書の50ページに、只今申し上げた数値を監査委員に審査していただいた意見書が掲載されております。

以上で、令和4年度決算における健全化判断比率についての報告を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号を終わります。

監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでございました。本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、来週月曜日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましても、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

—————○—————

日程第15 発議第9号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第9号、令和5年8月24日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等に起因した原油価格や砂糖等生活必需品物価の高騰を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和5年度12月の苓北町議会議員の期末手当を削減するためでございます。

次のページをお開きください。

発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（主旨）、第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）、第2条、条例第5条の規定にかかわらず、令和5年度に限り、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、令和5年12月1日から施行する。

提案理由の補足説明です。2019年12月、中国武漢で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報道があり、以降、新型コロナウイルス感染症として日本はもとより全世界に流行し、2021年12月現在の感染者数は2億6,500万人でした。一時、小康状態になったと言われますが、2023年8月20日から9月3日の報道によれば、80の定期医療機関からの報告によれば、新型コロナウイルス感染症は180人増の1,427人で5週ぶりに増加したとのことです。

また、苓北町の広報無線では、県の新型コロナウイルス感染症、そしてインフルエンザ感染症と併せ、基本的な感染予防対策を徹底し、体調管理に努めましょうとの告知が連日行われております。

また、マスコミによれば2022年2月、ロシア連邦がウクライナへ軍事侵攻し、現在も一進一退の状況が続いているようです。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化と新型コロナウイルス感染症の継続等が相まって、食料や燃料等の生活必需品の高騰につながっています。

私たちの苓北町でも、住民の命と健康、生活を守るため、コロナウイルス感染症対策

や、ロシアのウクライナ侵攻に対する住民生活への対処に取り組んでおられますが、苓北町がこれらの諸問題に対処するには、国等の交付金が予算化されているのかもしれませんが、さらなる財政支出が必要になってこようかと推測されます。

このため、我々議員も議員報酬のうち期末手当を削減して、これらに要する財源の一助として、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰に対する生活安定のための予算に振り替え、苓北町と共に全力で取り組んでいくべきです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第9号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

—————○—————

日程第16 議案第51号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、議案第51号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 議案第51号、苓北町税条例の一部を改正する条例についての内容について、ご説明いたします。

令和5年苓北町条例第 号、苓北町税条例の一部を改正する条例。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正することと

する。

令和５年９月６日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由として、私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）が令和５年５月８日に公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、苓北町税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますが、引用法令、私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）の条項ずれによるもの、第６４条第４項の規定が第１５２条第５項となるものです。

専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができるという引用法令条文が条項ずれとなるものです。

苓北町税条例第５６条では、宗教法人、学校法人、社会福祉法人等が所有する固定資産、または所有者が無償でこれらの団体に使用させている固定資産税で、地方税法の規定する事業の用に供している場合は非課税となり、その適用を受けるためには、非課税申告書の提出が必要であることが規定されております。

その中の私立学校法における専修学校、各種学校を運営する団体を指すこととなります。

苓北町管内には現在、その存在、該当はないわけですが、条例（例）、準則改正というふうなことで改正するものです。

条例本文のページとなりますが、附則といたしまして、この条例は、令和７年４月１日から施行するものです。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第５１号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案の

とおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 17 議案第 52 号 苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第 17、議案第 52 号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第 52 号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和 5 年 9 月 6 日提出。苓北町長 山崎秀典。

提案理由でございますが、消費税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）並びに関係政令の消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 139 号）が、令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要があったためでございます。

補足説明でございますが、令和 5 年 10 月よりインボイス制度が始まります。

従いまして、販売事業者に対しまして消費税の表示を明確にすることで、インボイス制度の円滑な導入に資するものです。

今までは、販売事業者の担当者変更や新規参入事業者がある場合、電話や役場に来庁されて、打ち合わせを行うなどの対応をしておりましたが、最近はインターネットの普及で、インターネットを使って苓北町の条例から手数料を調べる方々も増えてまいりました。このように、インターネットを使って条例から手数料のインボイス対応を調べる場合、現行の条例に消費税額込みというものがないことが明記されておりましたので、ご質問をいただくようになりました。

このようなことから、今回ご提案をさせていただきました。

改正内容につきましてですが、新旧対照表をもちまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入ります。3 枚目になります。

苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後です。

別表第 2 でございますが、この手数料の数字は変わっておりません。変わったところは、一番下段の、備考、上記手数料には、取引に係る消費税額及び地方消費税額を含むものとする。この文言を追加させていただきました。

1 ページ戻っていただけますでしょうか。附則、この条例は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

以上で、条例改正案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第52号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、苓北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第53号 令和5年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、議案第53号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第53号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、本年5月及び7月の豪雨にて被災した都呂々川ほかの河川等災害復旧事業に要する費用、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した、医療・介護・保育施設等の支援に要する費用のほか、ふるさとづくり寄附金の目標額見直しによる費用等を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第53号、令和5年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,730万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,380万4,000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表、地方債の補正です。1、追加は、本年5月及び7月豪雨にて被災した都呂々川ほか12箇所の復旧に係る公共土木施設災害復旧事業充当分として、災害復旧事業債3,700万円を追加するものです。

2、変更ですが、1つ目の観光施設整備事業（富岡城施設）は、漆喰補修に係る資材高騰により、過疎対策事業債30万円を増額するもの。2つ目の町道舗装事業は、当初、3、廃止の町道改良事業へ充当を予定していた社会資本整備総合交付金を当該町道舗装事業に充当することにより、過疎対策事業債380万円を減額するもの。3つ目の道路防災事業は、当初、3、廃止の町道改良事業にて、社会資本整備総合交付金及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充当予定していた町道年柄1号線落石対策工事について、道路防災事業として、緊急自然災害防止対策事業債を充当することにより、740万円を増額するもの。4つ目の道路メンテナンス事業は、陣内橋補修工事に係る資材高騰により、過疎対策事業債170万円を増額するもの。

以上の4件の合計で、現限度額7,560万円を8,120万円に変更するものです。

3、廃止は、先程説明したとおり、町道年柄1号線落石対策工事について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から、緊急自然災害防止対策事業債への充当に変更したことにより廃止するものです。

8ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金は、申請件数の増加による身体障害者補装具交付事業国庫負担金65万円の増額、及び児童通所サービス利用者の増加による障害児施設給付費国庫負担金900万円の増額です。

目3災害復旧費国庫負担金は、5月及び7月豪雨にて被災した12箇所の復旧に係る災害復旧費国庫負担金（現年災）7,539万8,000円の増額です。

9ページをお願いします。

項2、目1総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金172万7,000円の増額です。

目2民生費国庫補助金は、対象世帯の増加による子育て世帯生活支援特別給付事業費国庫補助金120万円の増額です。

目4土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の充当事業変更、及び陣内橋補修に係る道路メンテナンス事業国庫補助金の追加交付による115万円の増額です。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項1、目1、民生費県負担金は、申請件数の増加による身体障害者補装具交付事業県負担金32万5,000円の増額、及び児童通所サービス利用者の増加による障害児施設給付費県負担金450万円の増額です。

11ページをお願いします。

項2、目2民生費県補助金は、追加交付による民生委員協議会補助金5万9,000円の増額です。

目4農林水産業費県補助金は、対象集落の追加等による多面的機能支払推進交付金43万5,000円の増額、及び追加交付による県管理土地改良施設総合マネジメント事業補助金（志岐ダム分）6万3,000円の増額です。

目7教育費県補助金は、坂瀬川獅子舞保存会の事業採択による伝統文化団体支援事業補助金13万4,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款16財産収入、項2、目3生産物売払収入は、都呂々地区風力発電事業に係る立木売払収入20万円の増額です。

13ページをお願いします。

款17寄附金、項1、目1総務費寄附金は、目標額見直しによるふるさとづくり寄附金4,000万円の増額です。

14ページをお願いします。

款18繰入金、項1、目1介護保険特別会計繰入金は809万4,000円の増額です。

15ページをお願いします。

項2、目12財政調整基金繰入金は、財政調整基金とりくずし5,259万5,000円の減額です。

16ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金2億6,570万1,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入、節1健康増進事業収入は、実績による生活習慣病健診個人負担金から前立腺がん検診個人負担金まで、合わせて22万4,000円の減額。

節2雑入は、追加交付による宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金1万5,000円の増額です。

目2過年度収入は、節1町有地使用料過年度収入の町有地使用料過年度収入から節4民生費県負担金過年度収入の介護保険料軽減県負担金過年度収入まで合わせて257万

3,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、5ページの地方債補正で説明したとおりで、合わせて3,890万円の増額です。

19ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、ふるさとづくり寄附金の目標額見直しによる節7報償費のふるさとづくり寄附金謝礼品、及び節11役務費のウェブサイト掲載等手数料、ふるさと納税広告宣伝料、並びに節12委託料のふるさとづくり寄附金受付等業務委託料を合わせて1,363万9,000円の増額。

節8旅費は、見込みによる普通旅費、職員自治研修旅費合わせて42万1,000円の増額。

節10需用費は、見込みによる食糧費10万円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、職員の刈払機取扱作業者講習受講に係る研修会等負担金20万8,000円の増額。

節24積立金は、歳計剰余金の処分として財政調整基金積立、減債基金積立の増額、及び目標額見直しによる苓北ふるさとづくり応援基金積立の増額を合わせて1億8,000万円の増額です。

目2文書広報費は、宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金の充当による財源内訳の変更です。

20ページをお願いします。

目4会計管理費は、金融機関との協議による熊本銀行分の口座振替データ伝送サービス手数料18万7,000円の増額です。

目5財産管理費、節10需用費は、旧郷土資料館ほか樹木伐採等に係る修繕料87万2,000円の増額です。

目6企画費、節3職員手当等は、志岐サミット開催等に係る時間外勤務手当16万3,000円の増額。

節7報償費から節11役務費は、運動・スポーツ習慣化促進事業の施行に係る検討委員会委員の報償費、及び簡易的な健康ポイント検証のための各種大会等報償費を含め、合わせて9万3,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、申請件数の増加による住宅用太陽光発電システム等設置費補助金40万円の増額です。

目10交通安全対策費は、カーブミラー鏡面交換等に係る修繕料30万円の増額です。

目11地域間交流費は、友好姉妹都市締結30周年記念品作成委託料80万円の増額です。なお、記念事業は唐津市において、来年5月に開催予定となっております。

目１３電算システム管理費は、国民健康保険システム及び森林環境税の創設に伴う税システムの改修に係るシステム改修委託料２７４万１,０００円の増額です。

２１ページをお願いします。

目１４情報化推進費は、公開型GIS及び証明書等コンビニ交付サービスの導入に係るデータ通信量の増加による情報通信回線使用料１８万６,０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

項２、目２賦課徴収費は、申告に基づく過年度町県民税分等の過誤納還付金１００万円の増額です。

２３ページをお願いします。

項５、目２指定統計費は、節８旅費の普通旅費と節１０需用費の消耗品費の組み替えです。

２４ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費、節７報償費は、民生委員の退任に係る民生委員・児童委員退職者記念品代７,０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、町からの職員出向廃止に伴う新規職員採用に係る苓北町社会福祉協議会補助金１９９万２,０００円の増額です。

目２老人福祉費は、敬老会の実施に係る物価高騰等により不足する節７報償費の敬老会招待者記念品代から、節１１役務費の後納郵便代まで、及びスクールバスの利用の都合が合わず、節１２委託料の町有バス運行委託料から節１３使用料及び賃借料のバス借上料への組み替えを合わせて８４万６,０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した老人福祉施設の老人福祉施設物価高騰対策事業補助金、２施設分で４３万８,０００円の増額。

節１９扶助費は、手すりの設置等に係る老人日常生活用具給付事業１０万８,０００円の増額です。

目３老人福祉センター費は、温水ボイラー給湯ポンプの修理に係る修繕料２９万９,０００円の増額です。

２５ページをお願いします。

目４介護保険事業費、節１８負担金補助及び交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した介護保険施設物価高騰対策事業補助金、２１施設分で２０７万９,０００円の増額。

節２７繰出金は、保険料軽減分及び一般会計人件費分を合わせて、介護保険特別会計繰出金１３８万５,０００円の減額です。

目６障害福祉費、節１８負担金補助及び交付金は、熊本県手をつなぐ育成会天草大会

運営補助金 5 万円の増額、及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した障害福祉施設物価高騰対策事業補助金、12 施設分で 169 万 8,000 円の増額。

節 19 扶助費は、申請件数の増加による身体障害者補装具交付事業 130 万円の増額、及び児童通所サービス利用者の増加による障害児施設給付費 1,800 万円の増額。

節 22 償還金利子及び割引料は、令和 4 年度事業費確定による障害者医療費国庫負担金返還金から、次のページの障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金まで合わせて、719 万 9,000 円の増額です。

27 ページをお願いします。

項 2、目 1 児童福祉総務費、節 1 報償費及び節 8 旅費は、子ども・子育て会議の開催に係る報酬、費用弁償合わせて 8 万 4,000 円の増額。

節 12 委託料は、熊本県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の改正に係るシステム改修委託料 30 万 3,000 円の増額。

節 18 負担金補助及び交付金は、対象世帯の増加による子育て世帯生活支援特別給付金 120 万円の増額、及び電力・ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した児童福祉施設物価高騰対策事業補助金、6 施設分で 21 万円の増額。

節 22 償還金利子及び割引料は、令和 4 年度事業費確定による児童手当国庫負担金返還金から子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金返還金まで合わせて 1,559 万 1,000 円の増額です。

28 ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1、目 1 保健衛生総務費、節 18 負担金補助及び交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した医療機関等物価高騰対策事業補助金、7 施設分で 360 万 5,000 円の増額。

節 22 償還金利子及び割引料は、令和 4 年度事業費確定による未熟児養育医療費等国庫負担金返還金、及び県負担金返還金を合わせて 17 万 6,000 円の増額です。

目 2 予防費は、令和 4 年度事業費確定による風しん抗体検査国庫補助金返還金から、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金まで合わせて 117 万 2,000 円の増額です。

目 3 環境衛生費、節 18 負担金補助及び交付金は、深井戸水中ポンプ取替に係る水道施設整備事業補助金 86 万 6,000 円の増額。

節 27 繰出金は、事務費分及び公債費分を合わせて下水道特別会計繰出金が 951 万 1,000 円の減額。次のページの特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金が 96 万 7,000 円の増額です。

目 5 健康増進事業費は、令和 4 年度事業費確定による健康増進事業県負担金返還金 3

1万1,000円の増額です。

目6保健センター費は、施設の雨漏り修理に係る修繕料8万円の増額です。

30ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目3農業振興費、節11役務費は、見込みによる後納郵便代3万5,000円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、対象集落の追加による農地維持支払補助金、長寿命化支払補助金合わせて59万4,000円の増額です。

目5農地費、節10需用費は、都呂タイゲ木場地内農道等の補修に係る農道等維持管理費60万円の増額。

節18負担金補助及び交付金は、確定見込みによる都呂々ダム共同管理費負担金、志岐ダム管理事業補助金を合わせて29万2,000円の減額。

節27繰出金は、農業集落排水特別会計繰出金（公債費分）38万円の増額です。

目7堆肥センター管理費、節11役務費は、実績見込みによる郵便切手代5,000円の増額。

節17備品購入費は、施設事務所用の冷蔵庫買い替えに係る備品購入費18万円の増額です。

31ページをお願いします。

項2、目1林業振興費は、節12委託料の支障木伐採業務委託料から節18負担金補助及び交付金の支障木事前伐採負担金への組み替えです。

32ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費は、燃油価格高騰に対応し、漁業者の燃油使用量に応じ補助する漁業燃油価格高騰対策事業補助金の補助期間延長による100万円の増額です。

33ページをお願いします。

款6商工費、項1、目1商工総務費は、富岡城お城まつり開催に係る時間外勤務手当22万3,000円の増額です。

目2商工業振興費は、物産館トイレ出入口の滑り止め設置に係る修繕料15万4,000円の増額です。

目3観光費、節1報酬は、節12委託料への組み替えによる労務作業員報酬108万9,000円の減額。

節10需用費は、富岡海水浴場ほか観光施設の修繕料61万円の増額。

節12委託料は、節1報酬からの組み替えによる四季咲岬公園等除草作業に係る観光施設清掃等管理委託料124万3,000円の増額です。

目4温泉センター管理費は、水風呂水温調節機ほか施設の修理に係る修繕料51万8,000円の増額です。

目５ 富岡城公園管理費、節１０ 需用費は、漆喰修繕に係る資材高騰及び歴史資料館内エアコンの修理に係る修繕料８６万円の増額。

節１２ 委託料は、ユニバーサル道路の支障木伐採業務委託料５０万円の増額。

節１７ 備品購入費は、歴史資料館設置用ＡＥＤ購入に不足する備品購入費１万８,０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

款７ 土木費、項１、目２ やまびこ活動費は、申請件数の増加による修繕料３３０万円の増額です。

３５ページをお願いします。

項２、目２ 道路維持費、節１０ 需用費は、舗装補修等に係る維持補修費４００万円の増額。

節１２ 委託料は、町道十ノ久保線ほか支障木伐採業務委託料６０万円の増額。

節１３ 使用料及び賃借料は、町道大岳線ほか土砂除去等に係る重機等借上料８０万円の増額です。

目３ 道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業から緊急自然災害防止対策事業への変更による組み替えです。

目４ 道路舗装費は、目３ 道路新設改良費で減額した社会資本整備総合交付金の充当、及びこれに伴う過疎対策事業債の減額による財源内訳の変更です。

目５ 橋梁維持費は、陣内橋補修工事の事業費増額に係る工事請負費（補助）２８６万円の増額です。

目６ 国県道整備促進費は、事業要望等に係る普通旅費９万８,０００円の増額です。

３６ページをお願いします。

項３、目１ 河川総務費は、小路川河川改修予備設計に係る測量設計委託料３５０万円の増額です。

３７ページをお願いします。

項４、目１ 港湾管理費は、富岡元袋地内の港湾町有地整備に係る重機等借上料４９万４,０００円の増額です。

３８ページをお願いします。

款９ 教育費、項１、目２ 事務局費、節１０ 需用費は、スクールバスの修理に係る修繕料３３万円の増額。

節１３ 使用料及び賃借料は、スクールバス修理期間中の車等借上料９万２,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。

項２ 小学校費、目１ 学校管理費は、個別の支援が必要な児童に対応するため支援員の

追加雇用に係る、節１報酬の特別支援教育支援員報酬から節８旅費の特別支援教育支援員費用弁償まで合わせて１０９万１，０００円の増額。

節１０需用費は、プール等施設修理に係る修繕料１４５万２，０００円の増額。

節１７備品購入費は、坂瀬川小学校設置の洗濯機故障、買い替えに係る備品購入費５万円の増額です。

４０ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費、節８旅費は、部活動地域移行推進協議会の設置に係る費用弁償７万５，０００円の増額。

節１０需用費は、都呂々中学校屋外配水管漏水修理等に係る修繕料４１万４，０００円の増額です。

４１ページをお願いします。

項４、目１社会教育総務費は、熊本県の補助金採択を受けた坂瀬川獅子舞保存会への伝統文化団体支援事業補助金２６万８，０００円の増額です。

目３社会教育施設費は、体育センター、武道館等の誘導灯修繕ほか施設の修理に係る修繕料７３万９，０００円の増額です。

４２ページをお願いします。

項５、目２学校給食費は、６月３０日の落雷により故障した自動火災報知器ほか設備の修理に係る修繕料１６６万６，０００円の増額です。

４３ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項２、目１河川等災害復旧費、節１０需用費は、災害査定に係る消耗品費１０万円の増額。

節１４工事請負費は、５月及び７月豪雨にて被災した１２箇所の復旧に係る工事請負費（補助）１億２，１０４万２，０００円の増額です。

以上で、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

ここで、昼食のため１時まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時００分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

これから令和５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ちょっとすいません、3点ほどお伺いしますけど、27ページの児童福祉費の中でですね、22の償還金利子及び割引料というこの中で、子育て世帯生活支援特別給付金の返還金が1,551万5,000円ありますけれども、これどういうふうな内容の……。返還金ですのでどのようなことになってるんでしょうかということと、28ページの中で、保健衛生費の中で、医療機関等物価高騰対策事業補助金で、聞きそびれかもしれませんが7施設だったですかね。ということですが、間違いないかどうか。すみません。それと40ページの中で、学校管理費の中で、8の旅費、部活動の移行推進協議会委員の費用弁償がありますけれども、これ何か新たに、特別にできたのかどうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

まず、27ページになります。償還金利子及び割引料の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金の返還金1,551万5,000円の分でございます。これは昨年度の事業でございまして、事業費分で1,805万円、事務費で144万円の歳入を昨年度受けております。その中で、町ですね、対象者の報告を県の方に届け出る必要がございましたので、その中で変更報告をですね、変更した人数だけを報告すればよかったのを、総数で町の方が報告しておりました。実際の対象者は75人。5万円掛ける75人分が本来の事業でございましたが、この補助をいただいた分が361人分の補助対象として受け取っております。その差がここに出ております。1,551万5,000円というところになります。職員の報告、私どもの管理不足というところで、累計数をですね、誤って、受け取ったというところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 28ページの医療機関等の物価高騰対策事業補助金ですけれども、7施設でございます。医療機関が5施設で、歯科が2施設となっております。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 40ページの部活動地域移行推進協議会委員費用弁償7万5,000円ですが、新たにできたのかというような部分ですけども、こちらにつきましては、熊本県教育委員会におきまして、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画が、令和5年4月に策定をされております。こちらの中で令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間ということで、この中でですね、中学校における休日の部活動を地域に移行するというような基本方針が示されておりますので、この方針に基づきまして、苓北町での対応を協議するため協議会を立ち上げましたので、その委員の方々の費用弁償ということになります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） これそうすると27ページの子育て世帯の給付金の返還分については、人員の誤りだということですね。分かりました。

28ページのこれは、これはもう薬局は別に入らんとですね。保健衛生だから、薬局の方はどうかと思ったものですから。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 薬局は入っておりません。

○8番（錦戸俊春君） 入れられない？入っておりませんか。

○健康増進室長（西川文孝君） 町の対象にはしておりません。

○8番（錦戸俊春君） 分かりました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 教育委員会の39ページをお願いしたいと思います。39ページの報酬。特別支援教育支援員報酬78万8,000円と合わせて期末手当、それから旅費がそれぞれ組まれておりますけども、先程から議論がされました何て言いますかね、複式学級に伴う、その要因でしょうか。それとも関係ありませんか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 39ページの学校管理費、特別支援教育支援員報酬ほかにつきましては、町内小学校の1校におきまして、個別を要する支援の子どもがいらっしゃるということで、現在、町費の方ですね、支援員を配置してるんですけども、それでもちょっとどうしても厳しいような状況がありますので、人的支援の意味で追加支援をさせていただいて、学校経営上の安定化を図るためにも必要でありますし、当該児童の安全確保、教育の、学力の保証ですね、そういった部分がありますので、新たに増員を要望させていただくものでございます。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 具体的にですね、聞くのはいかなものかなと思うんですけども、私たちが実際に、常任委員会でですね、訪問した学校の対象の支援員なのかなんですけど。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 学校名で申し上げますと都呂々小学校になります。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 分かりました。複式学級の上に、こういった大変支援を要する児童がおられるということで、学校の先生も困っておられるということは、使っているかどうか分かりませんが、こういったふうにしてですね、正規の県教委からの配置でないときには、できる限り学校の先生たちの負担もなくすように、そして子どもの安全教育のために、町独自の支援と言いますか、それを町長もよろしく願いしておきたいと思います。

それから、次に41ページに修繕料が73万9,000円計上してございます。先程説明の中で、体育館と武道館のところの誘導灯なんだということをお伺いいたしました。実は先だって、課長と担当者の方にもお願いしたんですけども、今年のこの異常気象によって、カメムシですね、非常に多いということで、最近はナイター設備をするのが少なくなっているんですけども、テニスコートにナイター施設がございまして。そうしますと、グラウンドの方のナイターを使ったと同時に、テニスコートで使用する場合には、片方が消えると、片方に寄ってきて、そして今度はテニスコートの方が消えると、付近の住家に一遍にバーッと飛散してくるということで大変困っておられます。もう少し早く連絡してもらえば良かったいやってなということを、私、その対象の方々に述べておりますけれども、今年度は間に合わないにしろ、この前現地で課長にもお願いしましたけれども、このカメムシの対策については、よろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 17ページですね。いろいろ健康増進事業の収入として上がってきて、マイナスがありますけれど、これはですね、対象者は全部で何名ぐらいですかね。そして、この個人負担金をもし取らんとすれば、合計どのくらいぐらい要りますか。金額がマイナスになっておりますけれども、その対象者がマイナスは別として、マイナスじゃない人の対象者と、全部で金額がどのくらいぐらいか教えてください。

それから20ページ。11のですね、地域間交流費で委託料としてですね、80万円組んであります。これは何でしょうか。品物を買って行くとじゃなかつですか。何ば委託してあつとですかね。何か記念品の作成委託料でなつとつですけど。

それから24ページの社会福祉総務費の中で、社協の補助金としてですね、199万2,000円増額となっておりますけれども、これはもう先程ちょっと説明がありましたけれども、ちょっと何の、何に、何の増か内容ば詳しく教えてください。

それから、その下の老人福祉費関係の委託料等を使用料の関係、町有バスの運行委託料がマイナスになって、バス借上料がプラスになつとつですね。これ何でこうなったのか。ここら辺の関連はどうなのか、そこら辺を教えてください。

それから25ページ、6のですね、障害福祉費の中で、障害児施設給付費が1,800万円。これ、単価がどうなのか。あるいは人数がどうなのか。もし、人数がどうということであれば、どのくらいの対象者で、どのくらいぐらい増えたかということを教えてください。

それから27ページのですね、先程1,500万円の返還金が出ましたけれども、これもうちちょっと、詳しく教えてください。私も疑問に思いましたけど。これ、あつてはならないことじゃなかろうかなと思うし、今聞いた中でですね、1,500万円間違うとったというのはちょっと考えられん。そこら辺を。

それから33ページですね、観光費の中でですね、報酬と委託料の組み替えがあつとりますけれども、おおよそなんか白岩崎関係じゃなかろうかというような先程説明がありました。実は、この白岩崎の昔の温泉センターの上のところですね、伐採してあります。それがですね、何か木とか、何かもう雷が落ちたような感じで、何かもうその状況がですね、汚かったんですが。一番夏場にですね、苓北町に観光として訪れる場所じゃなかろうかなと。キャンプ場もありますしですね。海舟さんの手前の方ですけども。なかなか見栄えが悪かった。何であがなったのかなということで、あれは何か雷か何か落ちたり、トラックか何か押してあがなったつでしょう。なんさまもう見た感じがですね、汚かったですけども、そこら辺なぜあがなったのか、教えてください。

それから38ページ、事務局費の中で修繕料と車借上料があつて、スクールバス関係ということでやったですけど、スクールバスは実際、所有者は町の物になつとつとですか。そこら辺教えてください。

それから41ページのですね、社会教育費の1の社会教育総務費の中で、伝統文化団体支援事業補助金というのが26万8,000円。これはどういう団体に補助されるものか。教えていただきたい。

それから42ページですね、学校給食費の中の修繕料が166万6,000円。落雷とか何かつていうことだったです。これ保険あたりは、火災保険何かはかたつてありますかね。そこら辺教えてください。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 17ページの健康増進事業収入ですけども、これにつきましては、実績でマイナスとしております。実績額となっております。

○4番（松本良人君） マスクをはずして言ってくれんか。

○健康増進室長（西川文孝君） 健康増進事業収入につきましては実績額を補正をしております。人数につきましては、今、ちょっと資料がここに手元にありませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 20ページです。地域間交流費の友好姉妹都市締結30周年記念品作成委託料、これの中身ですけども、今回30周年記念の開催にあたりましてですね、本町から何を贈るかというようなことで検討しました結果ですね、本町の特産品である天草陶石を使ったアズレージョを計画しました。

簡単に説明するとペーロン大会で優勝のチームに贈る盾。ペーロンの絵があったやつをご覧になったことがあろうかと思えますけども、一応デザインとしてはですね、唐津市の市の花が藤、苓北町の椿等をデザインしたものを作成して、そのデザインについては、本町に在籍しておられます版画家の大西靖子さんの方にデザインを委託して、陶板の作成等については、木山陶石鋳業所の方に委託したいと考えております。中身については、せっかく贈る品としてですね、唐津市の新庁舎のホールに飾っていただけるような品というようなことで選定をしたところでございます。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） まず、24ページの方になります。社会福祉協議会補助金199万2,000円の増額分でございます。これは隣にあります地域包括支援センターの方に、町の再任用職員1名をですね、出向させる予定でございましたが、再任用職員をですね、地域包括支援センターの方には出向させておりませんので、その分で、社会福祉協議会の方から職員1名分を雇うことになったので、それを町の補助金でみてくださいということで人件費を上げております。

この後説明いたしますが、介護保険の特別会計の中でですね、地域包括支援センターに委託料として人件費を支出しておりますが、その分は減額という形でしております。ですから、社協補助金というのは職員1名を採用したことによる人件費の増になります。

続きまして、バスの方です。老人福祉費ですね、町の方で敬老会を実施いたしますが、そのときにはですね、町有バスの方を借り上げて、実施を計画しておりましたが、志岐地区、富岡地区になりますけども、10月18日に天草郡市の中学校の駅伝大会が開催されるに伴いまして、スクールバスをですね、借用することができませんでしたので、今回、町有バス運行委託料を減額し、バス借上料2台分を増額したものでございます。

次に25ページになります。障害児施設給付費1,800万円の増でございます。これは障害児のですね、福祉施設を利用するサービス給付になりますが、令和4年では14人、令和5年度には19人と5人増加をしております。その中で、町内に1事業所ができた関係で、そこの町内の事業所をですね、利用される方が増えたということで、その日数も当然、今まで本渡地区の方に行っていた者が、町内で利用されることになり

ましたので、日数の方、利用日数ですね、障害児がサービスを受ける日数の方も増えております。その関係で、月の方ですね、支払い金額が増加をしましたものですから、今回、補正をさせていただくことになったものでございます。

次の27ページ、先程、錦戸議員さんの方からも、質問がございました件でございます。子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金返還金でございます。これは対象者が75人です。1人当たり5万円を給付いたします。ですから事業費は375万円になりますが、先程回答させていただいた中で、町の方には361人分の補助金に来ておりまして、事業費・事務費合わせて1,551万5,000円を返還するものでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 33ページになります。観光施設の方ですね、清掃管理に関連して、松本議員からですね、先程、海舟さんの下の方の除草の状況が雑ではないかということでご指摘がありましたけれども、おっしゃっているところ、町道春の迫線の海側の部分になってくると、私の方でもですね、毎日通勤の際に見ている道路ですので、把握はいたしておりますけれども、作業の方はですね、すいませんが、商工観光課の方で発注したですね、作業ではございませんので、すいません、指示とか行っていないんですけれども、私も毎日ですね、見ますので、その際にちょっとお声掛けをですね、すればよかったのかなと反省をいたしております。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 38ページのスクールバスで、町の所有かということのお尋ねですが、町の所有でございます。

次に41ページの伝統文化団体支援事業補助金ですが、こちらにつきましては、令和5年度の方ですね、熊本県伝統文化団体支援事業という補助事業がございます。その中で、活動支援としまして、地域がですね、実施します伝統行事ですね、郷土芸能、祭りとか、そういった部分の補助ができるんですけれども、具体的には活動支援ということで、道具や衣装の購入に対して補助ができるようになっております。団体につきましては、坂瀬川の獅子舞保存会になりまして、具体的には獅子頭が一つ、それと篠笛が10本、そちらに対する購入費の助成になっております。

あと1点ですね、学校給食費の修繕料、雷の方ですけども、町の保険の方で対応ができますので、一旦支出はさせていただきますけども、火災保険の方でですね、下りますのでということです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 17ページの健康推進関係ですね。これまだ資料がもらわれん

ということで。私が知りたかったのは、自己負担金がですね、あまり高額でなかったならば、人数によってですね、できればですね、負担金なしで町費でできんじやろかい、今後は。と言うようなお願いをしたかったんですよ。町長。そこら辺ですね、まだはっきりした数量が出ておりませんので、ぜひ今後はですね、内部でも検討していただいて。健康問題は大変。私もうつ倒れてですね、しみじみ感じつつですけれども。この辺負担金を取らんでも、もし金があったならですね、余分な金があったら一つできんかなということで、ちょっとまだ数量がわからなかったもんですからですね、言わないんですけど、少なかったらお願いしゅうだいと思ったんですけども。そこら辺は、今後検討していただければと思います。よろしくお願いします。

それから20ページの確かによく分かりましたけれども、これは委託料何かじやのうして、木山陶石からそのまま買うたっちゃよかったっじやなかつすかね。委託料となれば何の委託料かなというような感じです。いやこれはもうしよんなかけんですね、今後はですね、例えば、ペーロン大会の大きな・・・あれも委託料ですかね。それでデザインながら、木山にお願いして頼めば良かったんじやなかろうかな。そうすればデザインを頼んで、木山に焼かすつとならば・・・。これデザインの委託料だけですか。そうじやなかでしょもん。そこら辺を言うんですよ。もし、デザインだけ委託して、また木山で焼くならば、また別の予算が要るんじやなかろうかと思ひますけれどもね。

25ページですね、障害児の施設の給付費、およそ何人ぐらい増えたのか、増えてこっだけ要つとかというようにことを聞きたかったんですよ。例えば、5人増えたと、1,800万円を単純に5で割れば、それだけ1人分になるんですかね。そこら辺をもう1回お願いします。

それから、27ページの給付金給付事業補助金返還金、361人分をみとったと言うこつですね。このようなことが再々ありよればですね、そら相当やつぱり大変なことじやなかろうかなと思うんですよ。360人はどっから出てきとつとですか。何かのあつとでしょう。これ違算でした。すみませんでしたと言うような数字じゃないような感じがすつとですよ。

前回ですね、関連すると思ひますけれども、富岡の新地の方の付け替え道路で、何千万円の違算が出てきましたけれども、これは農林水産課の方だったですね。あれも単なる違算ですよ。あまり違算が多過ぎやせんかなと思う。そこら辺もう1回ですね、これ町長か、副町長あたりがどうお考えか、一つ回答をお願いしたいと思ひます。

この33ページの、課長、我も知らんやつたと言うことでございますけれども、一番目抜き通りでですね、あそこはもう苓北町の、夏場は一番きれいにせにやいかんのじやなかろうかと。土木管理課もそこら辺を知らんとでしようかな。法面じやつたですけれども。もし誰か、個人の方がですたい、ボランティアあたりで切ってくれとらすとならで

すね、それは感謝をせにやいかんと思いますけれども、やはり場所が場所ですのでね、個人の方がそういったことでされる前に、やっぱりきれいにする必要があるんじゃないかな。道路からですね。やはり下田、九電の方向を眺められるような感じに持っていかにやいかんと思わないかなと思いますので。今後、気を付けていただければなと。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 25ページの障害児施設の給付費でございます。

先程、松本議員言われたように5人増えておりますのと、利用の日数ですね、月に利用する日数ですが、以前は5日とかだったんですけども、今は町内にもう施設ができたというところで、20日間利用する障害児の方が出てきております。当初の毎月の見込みが、月当たり110万円を見込んでおりましたが、本年度は月当たり260万円の請求があっておりまして、月当たり150万円の差が出てきております。その12カ月を掛けた分が1,800万円というところになります。

○4番（松本良人君） もう1回すみません。よっとわからんやった。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 簡単に言いますと、利用料ですね、サービス費・・・。

○4番（松本良人君） は？

○福祉保健課長（田尻康彦君） 障がい児、子どもさんが利用するサービスで、その毎月の請求額・・・。

○4番（松本良人君） 算定の基礎を教えてください。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 当初見込みが、まず110万円。月当たりですね。

○4番（松本良人君） ひと月ですか。

○福祉保健課長（田尻康彦君） ひと月110万円。

○4番（松本良人君） 一人？

○福祉保健課長（田尻康彦君） 一人じゃありません。町全体で考えておりましたが、・・・。

○4番（松本良人君） 何人ですか。

○福祉保健課長（田尻康彦君） そこでは令和4年ですので14人です。

○4番（松本良人君） 14人で？

○福祉保健課長（田尻康彦君） はい。月がですね、

○4番（松本良人君） 14人で？

○福祉保健課長（田尻康彦君） 月110万円。当初ですよ。で、本年度は、先程も言いましたように、利用者は19人で5人増えました。それと併せて利用する日数ですね、も増えております。請求額が月当たり260万円。ですから、差額が150万円ありま

す。月の請求額の差がですね。150万円掛ける12カ月をいたしますと、1,800万円不足するということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、27ページの返還金の件でございます。町から県の方に対象者数を報告する際に、変更した人数のみを報告すればよかったのを、総数で報告したことによりまして、これだけの人数の差が出てきております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 今の関連でございます。今回の対象者の報告誤りにつきましては、令和4年度の国庫補助金の過大交付、1,551万5,000円の過大交付をしてしまいました。

今後このようなことが起こらないよう、職員一丸となって、二重三重のチェックを行いながら、このようなことがないように強化をしてまいりたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

3回目。松本良人君。

○4番（松本良人君） この1,800万円というのはかなり大きいですね。例えば20名前後の方ですね、これプラスの……。補正ですからね。かなりの大きな額じゃなかろうかなと。先に間違うとるもんじゃっけんですね、こんも間違うとらせんかなっていう憶測もあるわけです。そしてですね、そう難しゅう言わんちゃよかったですから。何人の何日分の何人ぐらいでということで単純に教えていただければ。前がいくらのどうのこうはいらんのですね、そういった算定の方法をですね、教えていただければよかったんですよ。それで結構ですので。また分からんときには聞きますので。一つ、分かりやすいやり方をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず13ページですが、4,000万円プラスになっています。これは目標額の見直しということでしたけども、その根拠といいますか、どういう事情で、この4,000万円っていうかなりの高額な金が、今流行りのふるさと納税に比べて比較すれば、大きな額じゃないのかもしれませんが、6,000万円が4,000万円増えるということはやっぱ大きな金額だろうと思います。その根拠、内訳を教えてください。

それから、19ページも関連していますね。報償費、それから役務費、委託料。報償費の中で寄附謝礼品は何を予定しておられるのか。それから11のふるさと納税広告宣伝料300万円。これはどういう形の広告を考えておられるのか。それから寄附金受付等業務委託料500万円。いずれも大きな金額ですけども、ということなのか。

それからですね、２２ページで過誤納還付金であります、これはこういった事情であつたのかです。

それから２５ページで、国県支出で１，４７９万２，０００円があります。これはこの障害児施設給付金１，８００万円に該当しているのか。それともほかのいろんな項目の中で該当しているのか教えてください。

それから２７ページですが、どうも話を聞けばですね、７５人でよかったものを３６１人申請したということですね。言うことは、これは７５人ということは３７５万円 でよかったのが、１，８００万円になつとつたということですか。そしてその差額の１，４００万円がここに出てきたということですかね。これは、たくさん申請しとって、たくさんもらつとつたらば、ここでマイナスにせんばんとじゃなかつかな。どうもそこら辺の意味がよく分かりません。そこら辺は別にして、この７５人でよかったものを３６１人で国に申請したと。これもこのように、令和５年度の予算の補正のときに我々から指摘・・・、そのことの指摘じゃなくてもですね、数値の移り変わりの指摘を受けて、実は間違っておりました。それは順番としておかしかつじゃなかですか。ですね。やっぱ３６０人と７５人・・・。これは事前に、実はこの補正にかけておりますが、こういう失敗をしましたと。このことについて、どういう責任をとりますということをやっぱすべきじゃなかったですかと思います。

それから３２ページに、漁業燃料価格高騰対策事業費補助金が１００万円組んでありますが、これ一般財源ですけども、国からの今流行りの物価高騰に関わる国の交付金はこの中には入らなかつたのかということです。

それから、３４ページに３３０万円のやまびこ活動費の修繕料が予定してありますが、これはこういったものなのか。

それから３５ページですね、道路の維持補修費に４００万円、それから支障木に６０万円が計上してあります。これは令和５年度の補正ですので、道路パトロールをされている中でですね、その都度、その都度補正で３００万円だ、２００万円だということじゃなくて、年度当初に全体をとというのはかなり無理があろうかと思いますが、こういう補正の分も含めたような形で年度当初にですね、計画できないのか。そのための道路パトロールではないかというふうに思うわけですよ。多分、道路パトロールも日誌とかそういうものの集計はしてないんでしょうね。してあれば、後で見せてもらえばと思いますが、やっぱそこら辺は、そういうものをちゃんと集計をして、結果をまとめて当初予算に反映させる。そういう形に持っていくべきではないかと思います。

それから４３ページに、１億２，１００万円の災害復旧工事が計上してあります。これは５月と７月分でだいたい１２箇所ということでしたけども、その位置図と概略図と言いますか、概略表と言いますか、そういうものがあれば見せてください。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） まず13ページで4,000万円補正をさせてもらっております。目標額の1億円ということで、その根拠ということでお尋ねがございました。昨年度ですね、実績が年度全体で2,410万8,000円でした。そのうち、4月から7月までが427万1,000円ということで、8月以降で5.5倍ぐらいの収入がっております。今年度の7月末の寄附額が2,036万5,000円でございます。今後の、これまでの伸び率等を勘案しましたところで約1億円というふうな目標のところで、あと高森町に行ってですね、帰ってきましてから、やはりメインとなるものが必要ということで、あとアクセス数ですね、それが増えるとその横の品物も閲覧をされて、そこで寄附額も伸びていくというふうな状況にあるということで、今後9月、10月に後ほどご説明します広告の展開、そして一番繁忙期である11月、12月で寄附を申し込んでいただいて、その分のところを見越して、約1億円というふうな目標で予算を立てさせていただいております。

次に、謝礼金の480万円ですね。これは1億円に見合ったところの全体の額のそこに係る2%ぐらいの額を、差額を計上させてもらっております。ここは品物がですね、寄附をいただき、その注文によりますので、この商品をとということではございませんけれども、これまでの7月までの実績によりますと、訳ありミカンとかブランド米とか、あと天草市の業者である畜産業者の肉というふうなところが伸びてきておりますので、その辺の注文が多くなるかと思います。

次に広告展開でございます。本年度の6月にですね、1,000万円ほど寄附をいただいております。これは当初予算の中で、広告料の展開の中で、6月を目指してですね、展開をしてまいった結果でございまして、今後、引き続き300万円を計上させていただいて、6月から8月の取り組みをベースに、9月以降にさらなる拡大を図り、寄附額を伸ばしていくという考えのもと、具体的には、6月の楽天のスーパーセールを活用した楽天のサイトの露出を高め、新規寄附者を大きく増やすというふうなところと、楽天ですね、RPP広告と言いまして、インターネット上で検索の上位に来て、そこで寄附額を伸ばしていくというふうな取り組みでございます。

最後のふるさとづくり寄附金受付等の業務委託料にはということで、ここの中にはですね、ウェブサイトの掲載の手数料、郵便料、クレジットカードの決済手数料と提携してます事業者とのパーセントによる委託料というふうなところと、オンラインのワンストップの申請の手数料等も含めたところの金額がここの中に入っております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長（龍岡 学君） 22 ページです。過誤納還付金の100万円というふうになりますが、これは当初予算が120万円組まれておりまして、既に支出している額を引くと14万7,735円が残というふうになりますが、それに加えて、この確定申告期間後に、還付申告が行われた部分で、町県民税をお返ししなければならないのが72万5,700円、法人町民税で予定納税後の確定申告による還付金が18万3,100円というふうに予定されております。そのことを含めまして、過誤納還付金につきまして100万円の増額をさせていただいておりますが、これ役場の職員の責めではないと言いますか、間違っているということの還付金ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 25 ページの1,800万円の内訳でございます。歳出で1,800万円、歳入の方で8 ページにあります民生費国庫負担金、節1の障害児施設給付費国庫負担金で900万円と、10 ページにあります民生費県負担金、障害児施設給付費県負担金450万円で、1,350万円は歳入であります、町の持ち出しが450万円という内訳になります。国・県で1,350万円、一般財源が450万円というところで合計の1,800万円になります。

次の27ページの件でございます。先程から申し上げております、事業費の対象者は75人で、一人当たり5万円の給付がございます。5万円掛ける75人分では375万円が事業の本来の対象者であったというところですが、報告誤りがあったため、町には361人分掛ける5万円で1,805万円が来ております。差し引きますと1,430万円と合わせて、この事業にはですね、事務費もありまして事務費が実績で22万5,000円を支払っておりますが、実際にもらった額は144万円でございます、差し引き121万5,000円、先程申し上げました事業費で1,430万円と合わせて事務費121万5,000円、この合計が1,551万5,000円の返還ということになります。先程から申し上げております。大変申し訳ございませんでした。今後ないように気をつけさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 32 ページのですね、漁業燃油価格・・・。

○5番（浜口雅英君） 議長。この27ページは、それだけじゃなくて、事前に報告すべきではありませんでしたかって言うのも質問しとったばってんな。それには回答なかばってん。

○議長（野崎幸洋君） その辺の答弁は。

○5番（浜口雅英君） これは大きな間違いじゃなかつな。簡単にあたたちや言いよるばってん。

○議長（野崎幸洋君） 執行部の答弁は。福祉保健課長。

○5番（浜口雅英君） これは課長の返事はそれだけやろもん。あとはやっぱ町長か副町長やろもん。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 一応、歳入で先程申し上げました事業費が1,805万円と事務費で144万円を昨年度受け入れております。それで実際に支払った、必要な額がですね、事業費で375万円、事務費で22万5,000円でありましたので、受け入れから実際に使った額を差し引いた残り1,551万5,000円の返還ということになりました。大変申し訳ございません。

○5番（浜口雅英君） これはもう4回目。ほかん人も聞いとるけん、もう5回目やもん。

○議長（野崎幸洋君） 質問はさっきの質問で分かりましたので、その答弁に対して、副町長か、町長に答弁を求めますか。

○5番（浜口雅英君） はい。

○議長（野崎幸洋君） 町長、お願いします。

○町長（山崎秀典君） 本件につきましては、今、課長の方から説明をいたしましたけれども、苓北町としてはですね、75という数字をずっと報告しておりまして、この数字でですね、国からの補助金が入ってくるものと思っておりまして、出納整理期間のぎりぎりになって国から入ってきた金額がですね、さっき言いましたように、361人分が入ってきたというような状況で、その後、いろいろ県とも、どういう事情でこうなったのかということですね、したところ、苓北町としては75人という報告を数回、通算という形で報告をしていた関係でですね、苓北町では75という数字が確定だということでお伝えしてたんですけども、県の方が、そこをですね、追加分、75以上の追加があったときに、例えば一人、二人と、追加の報告をするようにというようなことの報告であったということでもありますけども、苓北町としては、そこを通算で報告していたがために、県から国に対しては、361人ということで報告が上げられておりまして、国としてそのお金がですね、苓北町に5月31日ぎりぎりになって納入されたということでございまして、国の方にお話ししたところ、やはりこれ来年度、次年度ですね、5年度に返還をするようにということでございましたので、今回補正をさせていただいているところでございます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 次、32ページをお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 32ページの件につきましては、企画政策課から回答させていただきます。この漁業燃油価格高騰対策事業補助金に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が充当できなかったのかというふうなご質問でございます。

9 ページをお開き願います。一番上段にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中にありますのが、この電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。

本町にこの交付金の限度額として3,788万7,000円の交付があります。これまでの補正予算においてですね、農業省力化生産資材の導入支援ですとか、学校給食費負担軽減事業等にそれぞれ充当しておりまして、その残額というのが、今回補正させていただきました172万7,000円でございます。この172万7,000円につきましては、新たに計上しました児童福祉施設、医療機関、老人福祉、介護保険、障害福祉施設等にですね、それぞれ充当しておりまして、その関係もありまして、今回、漁業燃油価格高騰対策事業の補助金については全額単費としております。この補助金はですね、既にある事業で現予算として174万円ありまして、そこにはこの交付金も充当されております。その他の事業のですね、予算残、執行残等があれば、この財源に回すような考えでおります。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 34 ページのやまびこ事業はどういったものかっていうご質問でございますけれども、この件につきましては、昨年10月に予定箇所を調査した際から、さらに今回申請がありましたので、その9区分について修繕料を追加をさせていただいております。この9区分がですね、新規事業が30万円の区が5区、60万円の区が2区、あと当初30万円で申請をしていただいた2区が60万円に変更になった分が2区っていうところで、9区分の変更部分で、修繕料としてやまびこで計上しているところでございます。

次の35ページの10の維持補修費400万円と支障木伐採60万円のご質問の件でございますけれども、これにつきましては、当初予算につきまして、最低限の計上というところの中でさせていただいております。本来ならばそういう部分の中で議員がご指摘のとおり、全ての事業をしなければならないんですけども、優先順位をつけながら、要望をさせていただいておりますので、こういった補正予算で随時対応していきたいというところで思っております。

併せて、パトロールにつきましては随時やってまして、どちらかというとパトロールよりも、町民の皆様からの要望の方が一番緊急というところで、そちらを優先しながら、パトロール部分につきましては、判断の中で実施しているのが現状でございます。

43 ページの災害復旧事業でございますが、位置図、概略箇所等につきましてはですね、後日であれば準備できるんですけども、その分について、ここで何件かっていう詳細をちょっとさせていただければと思っておりますので、まずですね、5月に発生しま

した災害が、もうこれは査定が終わっておりまして、5件ございました。小路川が2件ですね。それと野口川、これ小路川の上になるんですけども、野口川が1件。それと鶴尾1号支線。ここが道路で1件。それと八久保支線っていうところ、これは尾越になります。ここが1件でございます。この5月分の補正額が約3,024万2,000円ほどになっております。そして7月に受けました災害につきましては、7件分でございます、都呂々川が、これはもう木場地区なんですけども、木場地区に3箇所ありまして、都呂々川が3件あります。それと、川が大谷口川っていうところで中尾に川がございますので、その川でございます。それと、道路の方なんですけども、蔭平支線っていうところが1箇所、高尾線が1箇所と野田2号支線が1箇所ということで、7月災害につきましては合わせて9,080万円の、まだこれは査定を受けておりませんので、明確な金額にはなりませんけれども、できれば12月議会前には発注したいなということで、今回の補正で上げさせていただいたところです。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず13ページですが、これ昨年の状況を照らし合わせたところが、今の時期に4,000万円補正した方がいいのではないかなというようにことで理解していいんですかね。それはやっぱ昨年の実績があつとならばですね、やっぱ1年間丸々見た中で、これも当初に組むべきではなかったかというふうに思います。なかなか当初予算を策定するというのは勇気の要る部分があるばってんですね。もしも赤字になったときはどがんすつとかい。誰が責任とつとかいとありますけども、やっぱそこら辺のところはそういうふうに思います。意見です。

それからこの27ページは、いつの間にか責任は県の方に、県が間違っって送ってきたというふうな形に聞こえましたが、それはまた大きな問題ですよ。県が誤って・・・。

○町長（山崎秀典君） 県が間違っったとは・・・。

○5番（浜口雅英君） 時間のなかけんが。いずれにしてもですね、やっぱこういう過ちがあつたときは、せめて議会に、特別委員会でもいいし、全体会議か、でもいいので、実はこういうことがあつたということは、今後お知らせいただきたいと思います。私は県が間違っったならば、どっか太か新聞屋さんにたれ込めば、また新聞が売るとやろうかいつて思つたですばってん、そうじゃなかつたすな。

32ページは、これ私が言ったのはですね、今、こういう物価高なので、その目的で補助金は来なかつたのか。目的でなかつたのかと。全体的な中からあつちに回し、こつちに回しじゃなくて、名称が漁業燃油価格高騰対策事業として、国あるいは県がですね、苓北町には100万円出しますよということでなかつたのか。ここを見れば、国県

がゼロ、ぜんぜん1円も上がとらんけんですね、一般財源ばかりなので、そういうものはなかったのかなという気がしました。

それから35ページですが、そういうことですね、道路パトロールはしておられるということですので、私が思ったのは確かに道路パトロールしながら、その書類の整理をしながら、電話があった時はそこば先にすぐしてくれろと。これは非常にですね、ありがたい。役場の職員が道路パトロールで見ると、実際現場で、その近所の人ですね、その道を通るときの道路、穴ぼこなり、路肩の崩壊なり、全然違うわけですね。役場の職員はずっと行っても、何とか通られるやっかい、ちょっと狭かばってんね、OK、OKとなる。ところが地元の人たちは、これはもうすぐしてもらわんば、どもこもばいというような状況もありますので。とらえ方が若干違う可能性もありますので、そう思いました。できればそういう、今課長の優先順位からすれば、地元からの連絡を優先しているということで、それも十分理解できますけども。

苓北町の道路の長さ、いくらあつとですかね。国道、県道、町道、林道それから農道ですね。これをやっぱり税金ですぐにやっ飛ばさようというのは、非常に厳しいと思うわけですよ。そこら辺は、今後の道路維持のあり方についてもうちょっと根本的な話と言いますか、例えば、草刈りの場合は、草刈り機の燃料を交付する、お茶を交付する。あと、お金として交付できるのかどうか分かりませんが、もし万が一、事故があったときの保険にはかたってもらおうと。言うならボランティアですね。昨年でしたかね、苓北町で有償ボランティアという言葉がありましたけども。私はボランティアに有償ボランティアって、そがんした名称を付けたっちゃ、ボランティアの方の名誉を傷つけるという話もしましたけど、やっぱそういう形で、苓北町挙げてですね、取り組むべきだろうと思います。クリーン作戦で取り組んでもらうんですけども、クリーン作戦も人口が減少している山間部では、対象範囲は広いのに、作業していただく人は、もう高齢化になって、もう子どももおらん、青年もおらん。それで昔の青年が杖をつきながらではありませんけども、やっぱ作業をせざるを得ん。そういう状況もありますので、そういう人口減少、昨日も出ておりました。一昨日も出ておりましたかね。生産年齢人口、そういうのが減少している。それと、対比させるようにして道路維持に努めると。それをやっぱ町挙げて、補正ですればよかやっかということじゃなくて、そういうことを根本的に検討してもらえればと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第５３号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号、令和５年度苓北町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第１９ 議案第５４号 令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第１９、議案第５４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第５４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０４万円とするものでございます。

それでは補正予算の内容についてご説明いたしますので、６ページをお願いします。

歳入でございますが、款２繰越金、項１、目１、節１繰越金は、令和４年度の繰越金が確定したことにより、繰越金１９万９,０００円の増額でございます。

７ページをお願いします。歳出です。

款３予備費、項１目１予備費は、歳入の繰越金の増額に伴う１９万９,０００円の増額でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第５４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和5年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第55号 令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第20、議案第55号、令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第55号、令和5年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,132万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6ページをお願いします。歳入です。

款1財産収入、項1、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入は、苓北風力合同会社との条件付地上権設定契約に基づく土地貸付面積等の確定により、92万1,000円の減額でございます。

7ページをお願いします。

項2財産売払収入、目2生産物売払収入、節1立木流木売払収入は、苓北風力合同会社が行う風力発電事業の工事施工のための立木補償費の収入として74万9,000円の増額でございます。

8ページをお願いします。

款2繰越金、項1、目1、節1繰越金は、令和4年度の繰越金が確定したことにより、21万5,000円の増額でございます。

9ページをお願いします。歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、節18負担金補助及び交付金は、都呂々1区集会所改修に係る地元負担分97万9,000円と、都呂々各区に配置する高さ調整機能付ベンチの整備費113万9,000円を合わせた都呂々財産区地区振興補助金211万8,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款2、項1、目1 予備費は、207万5,000円の減額でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 全体的に4万3,000円の増額ですね。内訳を見ると財産売払収入が74万9,000円。ここで私が言いたいのは、この金額ということじゃなくて、要するに、何ちゅうか作業道を入れるわけでしょ。そのときに、今日もテレビで言うとりましたね。こっちは良か天気ばってんか、千葉か、線状降水帯が発生して水がじゃんじゃん、じゃんじゃん流れていると。そういう状況もありますので、くれぐれも業者さんには、あったときはもう全ての責任をあんたたちが取れというぐらいの感じでですね、取り組んでもらいたいと思います。土地の崩壊もですが、万が一、人身事故があったときは取り返しがつかない。さっきんとは県が言うたらんとか何とかで、人数の記載ミスだけで済みましたけども、やっぱり命、人、人体に障害を起こせば大変です。そういうことでお願いしたいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○5番（浜口雅英君） もうよか。

○議長（野崎幸洋君） 答弁よろしいですか。

○5番（浜口雅英君） はい。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 9ページですね、財産管理費の中の負担金ですけども、内容をもうちょっと詳しく教えてもらってよかですか。211万8,000円の。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 内訳でございます。2件ございまして、1件目が都呂々一区集会所は改修を今年度予定されておまして、教育委員会の方の予算から半額補助がありますので、その残りについて財産区の方からいただけないかということのご要望がありましたので、それが97万9,000円です。あと1件が都呂々地区の方からご要望がありまして、移動式ですね、折り畳み付のベンチ、座る椅子ですね、持ち運び式30個、これを購入して、各区の方にですね、お配りして、区民の方々にご利用いただければというふうなところが113万9,000円。

○4番（松本良人君） 椅子？

○総務課長（錦戸雅志君） はい。高さ調整付折り畳み椅子です。

○4番（松本良人君） ベンチかな。

○総務課長（錦戸雅志君） はい。ベンチです。

○４番（松本良人君） 社協なんかの椅子のような？

○総務課長（錦戸雅志君） はい。そうです。

○４番（松本良人君） 分かりました。

○総務課長（錦戸雅志君） 合わせて２１１万８,０００円になります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第５５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第５５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２１ 議案第５６号 令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第２１、議案第５６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第５６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４,２０４万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億４,６６４万９,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、前年度精算に伴う保険給付費等の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通

交付金は、特定財源となる熊本県国民健康保険団体連合会からの返還金の増額に伴い、270万6,000円の減額。

節2、特別交付金は、全国標準システム導入に伴い、特別調整交付金2,343万4,000円の増額による補正を行うものでございます。

次に7ページをお開きください。

款8繰越金、項1、目1、節1、1,861万4,000円の増額は、繰越金の確定によるものでございます。

次に8ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目2特定健診等利用者負担金、節1現年度は、地域検診の実績により7,000円の減額。

目3雑入、節1、270万6,000円の増額は、前年度の療養給付費の精算によるものでございます。

次に、歳出でございます。9ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料2,717万5,000円の増額は、国保の全国標準システム導入に係るものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更です。

次に、11ページをお開きください。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1、節12委託料は、地域健診における特定健康診査の受診者の確定により、7,000円を減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款5基金積立金、項1、目1財政調整基金積立金、節24積立金、200万円は、歳計剰余金による国保財政調整基金積立を行うものでございます。

次に、13ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1、1,287万3,000円の増額は、国民健康保険税の見直しに係る歳入不足に備え、予備費を増額するものでございます。

以上が、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 9ページです。一般管理費の中の委託料、国保標準システム導入委託料2,717万5,000円。これはどういうことをするんですか。もしかして、

マイナンバーカードの関係ですか。補正前は200万円くらいしか組んでなかつたが、かなり上がってます。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） この委託料につきましては、これまで行政システム九州のですね、システムを利用しておりましたけれども、今後ですね、国民健康保険中央会の事務処理標準システムを利用するということで、その移行に係る経費を補正をしております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 高い方ば使うということですか。今までの業者は安かったでしょう。200万円くらいしか見てなかった。249万7,000円。そっで今度は、業者が変わるけんか、国保連合会になったけんか2,700万円になった。人間は減ってから、銭が増えっとですかね。どういうことですか。ちょっとご説明を。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 国保中央会のですね、事務処理の標準システムに移行するメリットとしまして、国が主導してシステムを構築し、希望する市町村に無償配布されることになっております。

また国と国民健康保険中央会で制度改正のですね、システム改修を行うので、運用開始に伴います制度改正に伴う費用等は発生をしないということになっております。

あとですね、特定の事業者依存することなく運用が可能なシステムとなります。それと導入にあたりましては、国からはですね、財政支援があるというメリットがあります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 確かに、銭の高かけんメリットがあつとは当たり前じゃなかろうかなと思うんですけども。今、行政システムということで、200万円ぐらいので十分足りとつとならですね、無理して高かとはせんちゃよか。そしてそういうことであればですね、上部の機関にじゃんじゃんやっぱ言うべきですよ。おまえたちとは高かやっかって。何で人間の少のうなつとに、銭ばお宅たちに、あんたたちに払わんばつかって。組織がそうさせよつとかもしれませんけれども。そこら辺が何か妙なところでもんね。委託料はもうぼんぼん、ぼんぼん上がる一方じゃなかですか。こういった感じですね。もしそうだとすればですよ、今まで足りとつて、便利ん良うなるけんって、人間が少のうなつてから、便利良うならんでもよかじゃなかですか。人間の多なればですね、そりゃあ10倍かけたっちゃよかですばってん、金もですね。ここの人間も多々亡くなつていきよらつとでしょう。ここの人口の減るしこ。そこら辺はどがん思わつてすかね。やっぱり上の行政がそういったことで、ばりばり返ってくるけんちゅうて、下が

従うて、俺はせんばいて、なぜそがんせんばんかというような強硬なこともたまには言わんばですね。上部の行政がですね、食べ物にしとる。私はどうもそういった感じがする。もうこういったシステムの改修とかなんかなれば、もう銭は取り放題。私はそう思いますけれどもね。私、時代劇ば観すぎかもしれませんけれども、こういったことは普通ならあり得んですよ。普通の民間ならあり得んですよ。行政だけありよつとですよ。そこら辺どう思われますか。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 今回のですね、事務処理の標準システムですけれども、国保の事務の効率化、それと標準化、広域化を目的として、国主導のもとにですね、構築をされたシステムでございます。このシステムをですね、令和7年度までの予定でですね、導入をするという形になります。そうすると財政支援が受けられるということもありまして、今回、補正で予算を計上をしているところです。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第56号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和5年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第22 議案第57号 令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第22、議案第57号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第57号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,781万5,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億２,３５１万４,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、前年度精算に伴う介護給付費等の返還金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２地域支援事業交付金、節１現年度分は、包括的支援事業・任意事業交付金のうち、地域包括支援センターへ町再任用職員１名を派遣しなかったことによる人件費分１４９万４,０００円を減額により補正するものでございます。

次に、７ページをお開きください。

款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金、節１現年度分は、先程の国庫補助と同じ地域包括支援センターに係る町再任用職員１名の人件費分で４９万９,０００円を減額により補正を行うものでございます。

次に、８ページをお開きください。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目４、節１介護保険料軽減繰入金６０万７,０００円の増額は、令和４年度の精算により、軽減措置分の財源補てんのため繰入れ、目５、節１一般会計人件費負担分繰入金は、地域包括支援センターに係る町再任用職員１名の人件費１９９万２,０００円を減額するものでございます。

次に、９ページをお開きください。

款８繰越金、項１、目１、節１繰越金３,１１９万３,０００円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。１０ページをお開き願います。

款１総務費、項４、目１地域包括支援センター事業費、節２給料から節４共済費までは、歳入で説明いたしました地域包括支援センターに係る町再任用職員１名の人件費、合わせて３９８万５,０００円を減額するものでございます。

次に、１１ページをお開きください。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等給付費は、財源区分の変更です。

次に、１２ページをお開きください。

款４基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金、節２４積立金３４７万６,０００円の増額は、歳計剰余金による介護給付費準備基金積立を行うものでございます。

次に、１３ページをお開きください。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金、節２２償還金利子及び割引

料、介護給付費国庫負担金返還金から包括的支援事業・任意事業県交付金返還金、合わせまして2,023万円の増額は、令和4年度の事業費確定に伴う国・県・社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

次に、14ページをお開きください。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金の809万4,000円の増額は、令和4年度の精算によりまして、返還すべき額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上が、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第57号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和5年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第58号 令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第23、議案第58号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（西川文孝君） 議案第58号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,327万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身について、ご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、款4繰越金、項1、目1、節1、69万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節1の20万1,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの前年度保険料歳出還付分返納金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金69万9,000円の増額は、令和4年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節22償還金利子及び割引料20万1,000円の増額は、前年度保険料歳出還付金の確定によるものでございます。

以上が、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第58号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、令和5年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時50分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午後2時35分

再開 午後 2 時 5 0 分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 4 議案第 5 9 号 令和 5 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第 2 4、議案第 5 9 号、令和 5 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第 5 9 号、令和 5 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 5 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1, 8 4 9 万 6, 0 0 0 円とするものです。

主な内容は、令和 4 年度繰越金の確定並びに過疎対策事業債から充当率が有利な公営企業会計適用債に借り換えによるものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正です。

1、変更、公営企業会計適用債、簡易水道事業 6 2 0 万円から 7 4 0 万円増額いたしまして、1, 3 6 0 万円とするものです。

続きまして下段です。2、廃止、過疎対策事業債、簡易水道事業統合認可申請事業 7 4 0 万円を廃止するものでございます。原因は公営企業会計適用債、簡易水道事業に振り替えたことによるものでございます。

7 ページをお願いします。歳入です。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金 8 5 6 万円の増額は、前年度繰越金が確定したことに伴う増額です。

8 ページをお願いします。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 公営企業会計適用債、節 1 公営企業会計適用債 7 4 0 万の増額で、目 2 過疎対策事業債、節 1 過疎対策事業債 7 4 0 万円の減額。これにつきましては先程の地方債補正のとおりで、借り替えを行ったことによるものでございます。

9 ページをお願いします。これより歳出です。

款 1 水道費、項 1 水道管理費、目 1 一般管理費、節 1 2 委託料 7 4 0 万円の減額は、簡易水道事業統合認可申請業務委託料に係るものでございまして、これは内容を見直して設計した分で業務委託をしたもので、その分で 7 4 0 万円減額としております。

節 1 7 備品購入費、6 万円の増額は、シュレッダーを購入するための増額であります。

節 1 8 負担金補助及び交付金 2 1 4 万円の減額につきましては、研修会等参加負担金

が10万円の増額、都呂々ダム共同管理費負担金が224万円の減額でございまして、合わせて214万円の減額といたしております。

10ページをお願いします。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金利子及び割引料、簡易水道事業償還元金89万6,000円の増額といたしております。

11ページをお願いします。

款3積立金、項1積立金、目1積立金、節24積立金につきましては、そのまま1,714万4,000円を積立金といたすものでございます。

以上で、令和5年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ちょっとわからなかったんで質問なんですけど、9ページの都呂々ダムの共同管理費負担金がマイナスになっているのはどういう経緯であったんですか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） これにつきましては、都呂々ダムのそれぞれ管理している団体がございまして、この分で水道関係の分が利用に応じた分で、224万円の減額は、それを言ってきたものですから、それに合わせて減額したものです。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 公会計がですね、もう来年度から具体化するわけなんですけども、我々が公会計の書類を見てですね、どこがおかしいというのはなかなかわからない。分かりにくいと思うんですけど、何か特別に講習会とかそういうもの、あるいは議員の研修とか、そういうものは予定されているんでしょうか。補正とは関係ないんですけども。補正とは関係ないけども、やっぱ大いに関係あると思っております。そこら辺の考え、今後の取り組みはどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 令和6年度から公営企業会計に移行いたします。当然、当初予算がですね、いつもの当初予算の方法と変わりますので、お時間をいただければ、当初予算の計上の前に何かですね、予算書の見方とかの研修会をして構わないと考えてお

ります。やりたいと思います。

○5番（浜口雅英君） そがんとはぜひご参加くださいと言えば・・・。

○副町長（福田誠一君） そういう形に変えさせていただきます。そこはもう話し合いを・・・。

○5番（浜口雅英君） 考えとったいな。

○副町長（福田誠一君） はい。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 9ページです。今回、簡易水道事業統合認可申請業務委託料が740万円減額されております。これはどういったことで減になっているのか。

それと先程、田嶋議員の方から都呂々ダム共同管理費負担金224万円の減という、これは県の企業局から言われたからというような答弁でしたけれども、何で224万円も減になっているのか。そのあたりを単に言われたからじゃなくて、これは当然、町と企業局との協定の中で、管理費というのが出ていると思いますが、何かの町から強力な要望をした上で、これだけ・・・。もう結局、毎年この分はもう減になるのかと。当初予算ではきちんとした形で上げてあろうと思いますけど、調定額ですね。その2点。

それと積立金1,700万円という金額があげてあります。当然、これは一般会計からの繰入金が、ここの一般管理費が要らなくなったところからですね、浮いてる金と前年からの繰越し合わせて、もう全て積立金に計上されてるかと思いますが、これは今後、水道事業の老朽化に伴っての改修事業にある程度その目標を持った形での積立金なのか。やっぱ当然、水道事業特会はよくなるけれども、一般会計は苦しい状態が続いているということがあって、政策的に去年も1,700万円ぐらい増えてますけれども、基金がですね、そういうことで計画的にここで基金として積立てていこうという考え方なのか、お伺いします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず1点目の9ページの業務委託の件でございますが、これにつきましては、現在の苓北町の方に簡易水道が四つございまして、その四つの簡易水道を企業会計移行に伴いまして、一つの事業体、苓北町水道事業体っていうことで、新たに熊本県に対しまして認可申請と申しますか、その分の申請をする際のいろんな支援の分を、今回この業務委託でしているところであります。

2点目です。都呂々ダムの負担金ですけど、一応当初予算としましては、1,081万9,000円を一応予算計上いたしておりました。しかしながら確定額ということで、857万9,000円の確定額が来ましたので、それに合わせて差額の224万円を減

額したところであります。

積立金でございますが、使い道についてですけど、一応おっしゃるとおり、いわゆる貯金と一緒にございますので、何かこう修繕とか維持管理とかであったときはそれを活用していくと考えております。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 9ページの都呂々ダムの管理費の負担金の件についてですね、若干補足をさせていただきます。この負担金については、水道事業と農林水産課のですね、灌漑事業に負担金が発生するんですけども、当初予算の計上時点ではですね、負担金の額がまだ定まってないということで、過去3年の平均という形で予算を計上させていただいております。その中でですね、都呂々ダムの事業において、前年度の決算が固まって、もうその分の残余金が出れば、今年度の負担金から差し引いた形でですね、最終的な負担金額が決まるという形になりますので、その分が今回の減額となっております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ちょっとよくわかんなかったのが……。今、負担金は分かりました。剰余金が出た関係で、その分今年度の負担金を減にするというようなことが理由ですね。それと簡易水道事業統合認可の中で、簡易水道四つあるのを一つにやろうと。そういうところで、委託料でこれだけ当初でのせてたのが……。これ公営企業会計にするから、もうこれが要らなくなったということですか。それとももう一つの事業体にするごと自体を、今年度するんじゃないくて、また来年度に組んどくよということで、この委託料が要らなくなったのか。もう1回お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 申し訳ございません。減額の理由についてでございますが、この分につきましては当初予算におきまして、いろいろ見積り等も徴収しまして、積算をしておりました。それで実際発注する段階になりまして、その中から自分たちでできるものとか、不要と思われるものを落としていきまして、そういうことで項目を落とした結果ですね、今回の減額に。ですから、現在613万8,000円で業務委託の方を、請負契約の方をしているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 最後、1,300万円が613万円になったということは非常に良いことではありますけれども、何か考えによっては、緊急性があつてなかなかここまで当初予算で詰め切れなかったということなんではないでしょうか。公営企業会計に移行す

るということもあって、大変な時期の中でも、こういうことは、松本さん曰く良いことだと、私も良いことだというふうに思います。やっぱこういうことをすることで、職員の意識も深まっていくだろうし、また水道事業に対する考え方がまた改まってくると思いますので、ぜひやっぱそういう皆さんの英知を結集してですね、やっていただくことは大いに結構かと思います。分かりました。入札残が出たから、ここも減額するということですね。

あと積立金も年々ここ2年ぐらいで大きくなっております。また、老朽化しておりますので、将来的には都呂々ダムをぜひ利用して私たちも都呂々のおいしい水をですね、飲ませていただければというふうに熱望しとるわけでございますけれども、志岐ダムの下の平山の水源地が、志岐・坂瀬川の一部は水源地となっておりますので、早くたくさん安心した水が供給できるような形での計画をぜひお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） まず、起債の内容についてですね、お尋ねをしておきたいと思います。ご案内のとおり、公営企業に移行するわけでございますから、従来借っていた過疎対策事業債等々はですね、今後は公営企業会計適用債、これに全面的に変わるのかなと思いますけれども。確認が一つ。

それと、今年度補正の中で、元金がそれぞれ各特会には出ております。これも公営企業会計の適用債の償還の方法の変更だと思うんですけども、その確認が一つ。

それから、過疎債はご案内のとおり、応分の交付税が7割かな、償還金の元利のですね、きますけれども、公営企業適用債はその点がどうなるかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） まず、今回の補正予算で公営企業会計適用債の方に、過疎対策事業債から借り換えを行ったところでございます。3番目のご質問となりますけど、過疎対策債は充当率が50%で適用、そのうち70%が交付税措置でございますが、この公営企業会計適用債におきましては100%の適用が認められておりまして、交付税率が55%ということでございましたので、こちらの方に借り換えを行ったところであります。

それと、償還金の返済でございますが、今回におきましては水道特別会計の方から支出をするようにいたしまして、それはちょっと財政的に少し余裕があったものですから、今回はそのような方法で・・・。

○9番（高戸幸雄君） 違う、違う。それ今の回答は間違うとる。

○水道環境課長（本田 保君） すいません。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 公営企業会計適用債の借りに関してですね、若干補足説明をさせていただきます。

地方債の借りに際しましては、県が出しております地方債事務処理の手引きをもとにですね、事務処理をさせていただいております。地方債の借りは、大きく公的資金とそれから民間等資金に大別されます。事業ごとにそれぞれ償還期限、据置き、期間というのが定められておりますけども、この公営企業適用債については民間等の資金のみで、償還期限は原則として10年以内、据置き期間の定めはございません。このことから10年償還の据え置き期間なしっていうことでですね、金融機関から借りに入れている関係もございまして、当初予算になかった費用が発生し、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 水道環境課長は、余裕があったから水道会計でっていうことを言いましたけど、一般会計の方からですね、償還金等の元利は全部繰出金が入っているんですよ。ですから、先程の回答、私はちょっと間違いかなと思います。企画政策課長そこは撤回、その点はどがんですか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません。公債費分については、定めがあって一般会計からの繰り出しが可能です。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 来年度から企業会計に入っているんですけど、私たちもまだ、その中身そのものがあまり理解できないところがございます。先程、浜口議員がおっしゃったとおり、私たちも前もってですね、その研修会っていうか、勉強会をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第５９号、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第５９号、令和５年度苓北町水道特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第２５ 議案第６０号 令和５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第２５、議案第６０号、令和５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第６０号、令和５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３４７万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４，９９５万４，０００円とするものでございます。

主な内容は、令和４年度繰越金の確定並びに事務費分繰入金の減額によるものでございます。

６ページをお願いします。歳入です。

款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金は、下水道事業繰入金（事務費分）が１，０４０万９，０００円の減額、下水道事業繰入金（公債費分）が８９万８，０００円の増額となります。この下水道事業繰入金（事務費分）につきましては、主に人件費の減少が理由でございます。

７ページをお願いします。

款４繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金６０３万８，０００円につきましては前年度繰越金が確定したことによる増額でございます。

８ページをお願いします。これより歳出です。

款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費、節２給料から、節４共済費までの７９０万円の減額は、人件費に係るもので減額となっております。

節１０需用費２８３万４，０００円の増額は修繕料でございまして、箇所につきましては、坂瀬川のマンホールポンプ場の発電機の修理が６０万５，０００円、富岡浄化センターの機材でございスクリーンユニット、これが２２２万９，０００円の修繕で、合わせて２８３万４，０００円の増額でございます。

節 1 2 委託料は、富岡浄化センターの敷地内の枯れた松の木の伐採と搬出を委託するもので 5 1 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

節 1 7 備品購入費は、富岡浄化センター当直室のエアコン購入として 1 7 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

9 ページをお願いします。

款 2 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、節 2 2 償還金利子及び割引料、長期債償還元金 8 3 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。目 2 利子、節 2 2 償還金利子及び割引料の長期債償還利子 6 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。ともに起債の返還に係るものでございます。

1 0 ページをお願いします。

款 3 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、財源区分の変更でございます。

以上で、令和 5 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5 番（浜口雅英君） 下水道浄化施設の松の木の枯れですね。あれはやつとここに 8 ページですか、計上されていますけども、これに一つひとつ補正で上げずとも、例えばここで給料が 4 0 0 万円ぐらい減額になっていますけども、こういうものから、もしどうしてもお金が要るのならば、これで立替えとって、事業を済ませて、何か専決、承認とかそういう形では出されんとでしょうか。せっかくですね、東海岸も赤松だらけでしたね。それでやつと枯れ松を切ってしまうと、白砂青松になってきとる。そこで汚点が富岡浄水場だったわけですね。それで 1、2 回は本田課長さんにも切ったらどうですかというのは、小さな声で言いましたけれども、全然聞こえんやっただけでしょうね。それで今は一部が何かもうくずになってしまうように枯れてます。それでまた新たに枯れている部分がありますので。安心はしてください。それは切ればよかわけやっけんですね。そういうことの会計の取り組みというのは間違いですかね。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） すいません、今回の補正予算でですね、この分を上程させていただきました。おっしゃる通り、できるだけ迅速にですね、対応できるような手段というか、そういうものにつきまして、ちょっと今後いろいろ考えさせていただければと思っております。すいません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5 番（浜口雅英君） 財政担当の考え方って思うとですよね。こういう形で、ほかに

この中で削るとすれば、職員給が一番問題ないかなと。職員給を50万円なら50万円、仮に50万円要ったとすればですね、職員給の中から取りあえず使っとくと。言葉が余裕があるからとか、取りあえずつつゆうことはあんまり公の場では不適切な言葉かもしれませんが、そして事業を済ませて、そこでこういう定例会あるいは臨時会の中で、正式に補正を組んでいくということはやっぱり会計法上、行政執行上不適切ですかね。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 予算の執行にあたっては町長の専決処分というのがあるんですけども、それは時間的余裕がないとか、ある程度制限がかけられます。そこに必ず財源が伴うものですので、使っとして予算がなかったというわけにはいきませんので、簡単にそれを財政サイドとして許可するということはできません。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 苓北町の基幹産業は、観光も基幹産業ですので、基幹産業を守るという立場からですね、専決処理をして、風景を守る、景観を守る、そのあと補正で対応、処置を済ませてしまうということで取り組むべきじゃないかと思います。

終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 8ページですね。給料と職員手当合わせて670万円、共済費を合わせれば800、900万円近くです。これは1名減になったわけですかね。公営企業会計に移行するときに、会計年度任用職員の採用等の話もしましたがけれども、今、公営企業会計に移行するにあたって、非常に業務が煩雑化してる中であって、職員1名はもう要らないというふうなことで、やっぱり組織的には考えておられるのか。やっぱり非常に公会計・・・、公営企業会計って言った方がいいですね。公会計じゃなくてね。やっぱりそこに業務委託の中でシステム等改修してると思いますけども、やっぱりそこを使うのは職員でございますので、そういった面でですね、単に1名、ここで落とした中でですね、研修をさせながら、通常業務をまた行わせるということに対してはですね、いかななものかと思いますが、その辺りの人員の措置の考え方については、どのようなことを考えておられるのかをちょっと。これ多分、事業課長は非常に答弁は苦しいかと思います。組織自体をどう考えるのかをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 昨日の答弁と若干重複いたしますが、令和6年度から開始します公営企業会計につきましては、専門職である公認会計士等の委託等を考えて、令和6年度は一緒に頑張っていきたいと思います。7年度からは独自でやっていきたい方向

で考えております。

今回の補正はですね、職員が急に退職いたしまして400万円、例えば給料だったら変更になります。町の方は町の定員管理計画をつくっております、町全体の業務を考えながら、全体の業務のバランスを考えております。毎年、私の方で各課の業務量調査を行いまして、当然、来年度から公営企業会計になりますけど、今年度からは会計年度任用職員さんもですね、1名別に雇って準備をしまっております。今年度もまた業務量調査をしながら、定員管理計画の中で、町全体の業務が遂行できるように頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 分かりました。1名退職されましたですね。確かに。その人の当初でのせとったのが、退職したから落とすということですね。その後、会計年度任用職員1名採用してると。ぜひ、来年度一応システムの改修が終わって実働に入りますけれども、そういう面では、もう少し組織の方もですね、もうちょっと見とっていただければ安心していけるのかなと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 小さいことですが、備品購入費が17万8,000円（エアコン）がありますが、買い替えですか、新規ですか。それとですね、先程、会計年度任用職員のがずっと出ておりましたね、複式簿記のどうのこうのってですね。多分、商工観光課の方が知っとらと思いますけれども、商工会でかなり対応していただけるけんですね。商工会は役場の商工観光課ともう兄弟のようなものですので、そこら辺、連絡を取り合いながらやっていけば、かなりの効果は、普通の公認会計士の云々じゃなくて、近くの方がおいでですので、そこら辺をですね、十分加味していただければ。それから多分、商工会を退職された方が、今お一人おらっとじゃなかですかね。そこら辺の方にですね、尋ね尋ねせろば。農業でもですね、複式簿記で今申告をやりよっとがおらすわけですから、農業がだめっちゃうわけじゃなかですから。商工から農業からですね、漁業の方だと思いますので、役場の職員がでんこととはなかつじゃけん、頑張ってください。今、副町長も一生懸命頑張るって言うておられるから、我々はもう心配せんちゃよかだと思いますのでですね。もう任せますので、ひとつ頑張っていただきたいなと思います。ただ私が言いたかったのは商工会もいろいろお手伝いがされっとじゃなからうかなということで。そうですよね。課長。そういうことでございます。エアコンの方をお尋ねしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） ８ページの備品購入費の１７万８,０００円のエアコンの件ですが、これにつきましては、当直室にですね、もともと……。浄化センターの当直室。富岡新地の富岡浄化センターです。下水道処理を行う……。

○４番（松本良人君） 新規かどうかを聞いてとつと。

○水道環境課長（本田 保君） はい、分かりました。もともとあったんですけど、エアコンが。壊れてまして、もう部品がないということと言われましたので。

○４番（松本良人君） ほんなら買い替えになるということですね。それだけ言うてもらえれば。

○水道環境課長（本田 保君） すいません。はい、買い替えです。

○４番（松本良人君） 単純に言ってください。買い替えなら、買い替えと。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第６０号、令和５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号、令和５年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第２６ 議案第６１号 令和５年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第２６、議案第６１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第６１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２,４４０万１,０００円とするものでございます。

主な内容は、起債の償還によるものでございます。

6 ページをお願いします。歳入です。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金 3 8 万円の増額でございます。これにつきましては、公債費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

7 ページをお願いします。歳出です。

款 2 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、節 2 2 償還金利子及び割引料、長期債償還元金 3 8 万円を、歳入で 3 8 万円増額して、ここの歳出で、この部分の 3 8 万円を増額して、起債の返還に充てるものでございます。

以上で、令和 5 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第 6 1 号、令和 5 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 6 1 号、令和 5 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第 2 7、議案第 6 2 号、令和 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（本田 保君） 議案第 6 2 号、令和 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 8 万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,786万6,000円とするものでございます。

主な内容は、一般会計の繰入金の増額と、前年度繰越金の確定によるものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は、特定地域生活排水処理事業繰入金（事務費分）が58万7,000円、と特定地域生活排水処理事業繰入金（公債費分）が38万円です。この58万7,000円につきましては後ほど、歳出の方に出てまいります需用費の方に関連をしております。それと38万円は償還金の返還に充てるものでございます。

7ページをお願いします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1万3,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

8ページをお願いします。これより歳出です。

款1特定地域生活排水処理事業費、項1特定地域生活排水処理管理費、目1一般管理費、節10需用費60万円。これにつきましては、合併浄化槽のところにありますブローを15台購入予定でございますので、4万円の15台で60万円の予算をここに計上をいたしております。

9ページをお願いします。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金利子及び割引料38万円の増額は長期債償還元金に充てるものでございます。

以上で、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第62号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和5年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第28 議案第63号 令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第28、議案第63号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 議案第63号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868万5,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、6ページをお開きください。歳入でございます。

款3、項1、目1、節1繰越金2万3,000円の増額につきましては、令和4年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開きください。歳出でございます。

款1事業費、項1、目1宅地造成事業費、節10需用費、修繕料2万3,000円の増額につきましては、繰越金を修繕料とするものでございます。

以上で、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第63号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和5年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1

号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第29 同意第7号 教育長の任命について

○議長（野崎幸洋君） 日程第29、同意第7号、教育長の任命についてを議題とします。

ここで審議に入ります前に、同意を受ける当事者が議場内に在席しております。

地方自治法第117条の規定による除斥の対象ではありませんが、審議の都合上、本案が終了するまでの間、退場を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

濱崎敏和君、退場してください。

（濱崎敏和君退場）

○議長（野崎幸洋君） 提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 同意第7号、教育長の任命についてのお願いでございます。

次の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

氏名、濱崎敏和。任期、令和5年10月1日から令和8年9月30日。

提案理由でございますが、濱崎教育長が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして後任の教育長を任命する必要があるためでございます。

任命する教育長につきましては、濱崎教育長の再任をお願いしたいと存じます。

略歴につきましては、次のページに記載をしておりますので、ご覧いただき、ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、討論にあつては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 反対の立場で討論に参加します。

人口減少と相まって児童の減少は避けて通れません。小学校の統合問題も察急な対応をなされなければなりません、それなりの素早い動きが見られません。昨日の一般質問では、教育施設、学校周辺の生活環境の諸々の安全性を提起しましたが、前向きの取り組みはなされませんでした。具体的な教育だけでなく、特別支援教育など、教育に関わる多様な状況に迅速に対応していかなければなりません。このように、多方面からの取り組みに対応していくために、行政経験を終えられた方が適切だというふうに考えますので、本再任案には反対します。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 私は、原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

非常に苓北町は少子化によって、小学生は大幅な減に向かっていくと。これから小学校の統廃合をどうするのかという大変重要な時期を迎えるところです。濱崎教育長、小学校、中学校の経験もありですね、子どもたちの勉学については非常に深い考え方をお持ちだと、常々話を聞きながら思っております。この大きく動く中でですね、これまでの経験をぜひ後3年活かしていただいてですね、これからの苓北町の学校に対する方向をですね、ぜひ極めると言いますか、きちんとした形で進めさせていただきたいと思います。非常にすばらしい方だと思いますので、再任に賛成をいたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） これで討論を終わります。

これから、同意第7号、教育長の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

それでは会場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は9人です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣田幸英君、4番、松本良人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（野崎幸洋君） 投票箱異常ありませんね。

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田幸英君、松本良人君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） 同意第7号の投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票。無効投票0票。有効投票のうち賛成7票、反対2票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第7号、濱崎敏和君を教育長に任命することについては同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（野崎幸洋君） ここで濱崎敏和君の入場を求めます。

(濱崎敏和君入場)

-----○-----

日程第30 同意第8号 教育委員会の委員の任命について

○議長（野崎幸洋君） 日程第30、同意第8号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 同意第8号、教育委員会の委員の任命についてのお願いでござ

います。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。氏名、平川和久。任期、令和5年11月17日から令和9年11月16日。

提案理由でございますが、苓北町教育委員会の委員のうち、1人の委員が令和5年11月16日をもって任期満了となりますので、議会の同意を得まして、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員の略歴につきましては、次のページに記載をしておりますので、ご覧いただき、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 委員を任命するにはですね、どなたが辞められたから、どなたを任命したいということをやっぱり明確にさせていただかんば、我々、決めるもんもですね、なかなかやりにくい。前回の何かあったときに、前の人は誰だったのでしょうか。辞める人はどなたやったんでしょかって言ったら、それは言えませんということだったんですよ。本当に言えないのかどうか。どなたが辞められますよということをなぜここで言えないのか。そこら辺含めてですね、そうせんば我々はどなたの代わりにどなたが入られますということが明確になってこそ、あの方の代わりにこの方がならっとばいなということのできるわけですけども、そこら辺はどがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） その辺の答弁は。

町長。

○町長（山崎秀典君） 教育委員会の委員の分ですけども、申し上げます。これまで、教育委員につきましては、地区ごとに選出をお願いしております。それぞれ小学校校区あたりがありますので、そういった意味合いも含めてですね、やっておりますけども、今回、志岐地区の委員の方がですね、どうしても今期限りで辞めたいということでございましたので、同じ志岐地区からこの平川氏をですね、ご同意いただきたいということで、ご提案をいたしているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） いや私はどなたか。例えば、松本が辞めるから、そこで山崎にしたとよと言うことはできんかということ言うたんですよ。そうせんば、我々からせろば、やっぱり地域のことを見れば地区的な配分とか、人的な配分を、皆さんよりも、

町長よりも我々が知っとる方もおいでですよ。個人的に。そこら辺も見させて、賛成、反対はやっぱり言わにゃいかん。相当やっぱり重要なんです。我々もですね。どなたかの代わりにどなたをやるというのは。それが言えないか、言えるのかというのを問うた。聞いたところ。前回ですね、私が何かの任命んとに、それは言えませんか。なぜ言えんとかなくて言うたばってんか、言えませんかというような感じだったんですよ。そこら辺はなぜ言えないのか。言えない規則があるのか、ないのか。そこら辺をお尋ねをして、そしてもし良かったら。そういうことでだめですよと言うならだめでいいんですよ。法的にだめなら。ばってんかそれがここだけの慣例か何か分かりますけれども、もしよかったって、言えんのかどうか。そこら辺分かんもんですからですね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） それでは申し上げます。志岐地区の坂西委員がですね、どうしても今期限りで辞めたいというご意向が強いということでございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから同意第8号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

会場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野崎幸洋君） 只今の出席議員は9人です。次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、5番、浜口雅英君、6番、田崎稔君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の浜口雅英君、田崎稔君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野崎幸洋君） 同意第 8 号の投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票。無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 8 号、平川和久君を教育委員会の委員に任命することについては同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（野崎幸洋君） お諮りします。

9 月 9 日、10 日は休日のため休会。9 月 11 日から 13 日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 9 日から 13 日までの 5 日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、14 日（木曜日）午前 9 時 30 分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様もお疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後 3 時 54 分

令和 5 年 9 月 1 4 日（木）

（第 4 日 目）

令和５年第６回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和５年第６回苓北町議会定例会は、令和５年９月１４日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋 健司	２番	山口 利生
３番	廣田 幸英	４番	松本 良人
５番	浜口 雅英	６番	田崎 稔
７番	倉田 明	８番	錦戸 俊春
９番	高戸 幸雄（副議長）	１０番	野崎 幸洋（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長	松 本 康 秀	書 記	田 中 めぐみ
-------	---------	-----	---------

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山 崎 秀 典	副 町 長	福 田 誠 一
教 育 長	濱 崎 敏 和	総 務 課 長	錦 戸 雅 志
税務住民課長	龍 岡 学	企画政策課長	宮 崎 良 成
教 育 課 長	吉 本 英 明	土木管理課長	田 尻 悟
農林水産課長	松 井 徹 也	商工観光課長	稲 尾 浩 二
水道環境課長	本 田 保	福祉保健課長	田 尻 康 彦
健康増進室長	西 川 文 孝	会 計 課 長	松 村 保 則
行革デジタル対策室長	山 下 晃 弘		

8. 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 2	認定第 2 号	令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 3	認定第 3 号	令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 4	認定第 4 号	令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 5	認定第 5 号	令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 6	認定第 6 号	令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 7	認定第 7 号	令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 8	認定第 8 号	令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 9	認定第 9 号	令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 10	認定第 10 号	令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 11	認定第 11 号	令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
日程第 12		陳情等文書表について
日程第 13		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 14		議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)

日程第 2 認定第 2 号 令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)

日程第 3 認定第 3 号 令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)

日程第 4 認定第 4 号 令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)

日程第 5 認定第 5 号 令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について (委員長報告)

日程第 6 認定第 6 号 令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について (委員長報告)

日程第 7 認定第 7 号 令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (委員長報告)

日程第 8 認定第 8 号 令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (委員長報告)

日程第 9 認定第 9 号 令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)

日程第10 認定第10号 令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳
入歳出決算の認定について (委員長報告)

日程第11 認定第11号 令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (委員長報告)

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第11号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第41条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

倉田明委員長。

○決算審査特別委員会委員長（倉田 明君） おはようございます。報告をさせていただきます。

苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

令和5年第6回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された令和4年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記。

1. 審査年月日 令和5年9月11日、9月12日、9月13日の3日間
2. 審査場所 大会議室、第1・第2委員会室
3. 委員の出席 倉田明委員長、山口利生副委員長、田嶋健司委員、松本良人委員、浜口雅英委員、田崎稔議員、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員
4. 委員の欠席 なし
5. 委員外の出席 野崎幸洋議長
6. 監査委員の出席 登本玄一代表監査委員、廣田幸英監査委員
7. 執行部の出席 町長、副町長、教育長、総務・企画政策・会計・土木管理・農林水産・商工観光・税務住民・福祉保健・水道環境・教育の各課長・健康増進室長及び行革デジタル対策室長
8. 委員会の書記 松本康秀事務局長、田中総務課長補佐（12日と13日の2日間）、武林総務課長補佐（11日）、西川企画政策課長補佐
9. 審査の過程 本委員会は、令和4年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。
10. 審査の結果
 - ①認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ②認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ③認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ④認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ⑤認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出の決算の認定について
 - ⑥認定第6号、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

て

⑦認定第7号、令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

⑧認定第8号、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

⑨認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩認定第10号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑪認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上11件、すべて認定すべきものと決定しました。

11.併せて、次の事項について、執行部に対し要望することを決定しました。

1) 一般会計

○歳入について

①ふるさとづくり寄附金による収入増に努められたい。

この一般会計歳入では、ふるさとづくり寄附金による収入増に取り組まれたいの1点を記載いたしました。が、まとめの段階で、町税等についても意見がありましたが、ここに記載しなかったのは、2日間の審査の過程で一般会計・特別会計で税等に関し特段ご意見が出なかったため、従来の方法等に従い口頭による説明とさせていただきます。

ご承知のとおり、言うまでもなく自治体において歳入の税財源は基本的に存在するものであり、重要であります。

そのような中、令和4年度一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額は、8億7,042万9,788円となっておりますが、歳入で収入未済額は、2,590万7,911円で、前年度比202万4,851円増加し、また、不納欠損は、125万8,012円で、前年度比18万3,822円増加しております。厳しい社会情勢の中、徴収には努力されているとは思いますが、税負担の公平性から、引き続き対応をお願いし、併せて、財源確保に取り組んでいただきたいと申し添えておきます。次に、

○歳出について

①脱炭素社会に向けて、具体的に取り組まれたい。

②人口減少対策の取組みに努められたい。

③企業誘致については、引き続き努力されたい。

④町有施設の管理体制の強化に努められたい。

○特記事項

①新型コロナウイルス等感染症の拡大防止に引き続き努められたい。

2) 坂瀬川財産区特別会計 ①特記事項なし

- 3) 都呂々財産区特別会計 ①特記事項なし
- 4) 国民健康保険特別会計 ①特記事項なし
- 5) 介護保険特別会計 ①特記事項なし
- 6) 後期高齢者医療特別会計 ①特記事項なし
- 7) 水道特別会計 ①特記事項なし
- 8) 下水道特別会計 ①特記事項なし
- 9) 農業集落排水特別会計 ①特記事項なし
- 10) 特定地域生活排水処理事業特別会計 ①特記事項なし
- 11) 宅地造成事業特別会計 ①特記事項なし

令和5年9月13日。

苓北町議会決算審査特別委員会委員長、倉田明。

苓北町議会議長、野崎幸洋様。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査結果報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は、認定第1号から第11号までをそれぞれ起立によって行います。

認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和4年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和4年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第3号、令和4年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和4年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和4年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和4年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第8号、令和4年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第9号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算につ

いては、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第10号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は、委員長報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(野崎幸洋君) 起立多数です。

したがって、認定第11号、令和4年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

先程、特別委員会審査結果報告書の中にありました執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会決算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町町長に読み替え、議長として、町執行部に対しての要望とさせていただきます。

—————○—————

日程第12 陳情等文書表について

○議長(野崎幸洋君) 日程第12、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました1件となります。

陳情第3号、自治労連・熊本自治体一般労働組合からあっております「会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情」については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申合せにより、議員配付とすることに決定しましたのでお手元に配付しております。

—————○—————

日程第13 閉会中の継続審査調査の件

○議長(野崎幸洋君) 日程第13、閉会中の継続審査調査の件についてを議題としま

す。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第6回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後9時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員